



いて、事実と異なる説明を繰り返し、追加の懲戒処分が行われた。また、自己の飲食に要する費用の負担が一万円を超える会食の際に倫理規程上の届出を行う必要があるにもかかわらず、総務省の幹部職員はその認識が欠如していたことも内部調査で明らかになつた。公務員倫理に反する行為により、情報通信行政がゆがめられたのではないかとの疑惑を国民に抱かせ、公務への信頼が損なわれたことは、遺憾である。

政府は、利害関係者との不適切な会食等の実態や情報通信行政への影響の有無を調査するとともに、可能な範囲で公表し、公務員倫理に関する意識啓発や監督体制の強化等の実効性ある再発防止策を講じるなど、公務に対する国民の信頼回復に向けて徹底的に取り組むべきである。

4 株式会社東北新社は、平成二十九年一月に放送法に基づく基幹放送事業者の認定を受けたが、令和三年三月、同社は認定申請時及び認定期において同法が定めるいわゆる外資規制に違反していたことが明らかになり、同社から認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスの認定が取り消される事態となつた。総務省による審査が不十分であったことにより、本来基幹放送事業者として認定すべきでない事業者を認定していたことは、遺憾である。

政府は、外資規制違反という重大な瑕疵を看過したこと重く受け止め、今般の事態に係る審査プロセスを徹底的に検証するとともに、可能な範囲で公表した上で、審査体制の強化を図るなど再発防止に万全を期すべきである。

5 国立大学法人佐賀大学が平成二十四年度の運営費交付金を原資として措置した震災復興医療体制整備システムについて、佐賀大学及

び九州地区の六国立大学法人の保有する医療データを佐賀大学で集積、分析し、災害時に効果的な薬剤配給ができるよう支援を行うことなどを目的に運用することになつていたにもかかわらず、佐賀大学が参加大学と役割分担等について十分に合意形成を図らなかつたなどのため、当該システムに医療データが取り込まれず、二十六年の納品以降全く利用されていなかつたことは、遺憾である。

政府は、当該システムの活用状況について把握しておらず、システムの運用を佐賀大学が断念せざるを得なくなつたことを重く受け止め、国立大学法人等が行う運営費交付金による新規事業について、予算の執行状況や事業の進捗状況を適時適切に確認し、必要に応じ指導するなど、再発防止に万全を期すべきである。

6 日本年金機構は、事務処理誤りによる過払い年金が発生した場合の返還請求に係る事務を行つてゐるが、事務処理の遅延等により過払い年金の一部又は全部について五年間の消滅時効期間を経過して返還請求が行えなくなつた事案が多数発生してゐたことは、遺憾である。

政府は、年金事務所等において返還請求に係る事務処理の遅延が生じていたにもかかわらず、機構の本部において進捗管理を十分に行つてゐなかつた事態を重く受け止め、再発防止策を講じるとともに、事務処理誤りによる過払い年金の発生を予防するための取組を進めよう指導監督を徹底すべきである。

7 東京電力ホールディングス株式会社(東京電力)柏崎刈羽原子力発電所において、IDカード不正使用や核物質防護設備の機能の一部喪失等の一連の不適切事案が発生し、テロ対策に重大な不備があるとして、原子力規制委員会から特定核燃料物質の移動を禁じる是

正措置命令が下されたことは、遺憾である。政府は、福島第一原子力発電所事故を引き起こした当事者である東京電力において、組織的な管理機能の低下や安全文化の劣化が問題となつてゐることを深刻に受け止め、東京電力が原子力規制委員会の検査に真摯に対応し、徹底的な根本原因の究明と管理機能の抜本的な対策を講じるよう厳しく指導すべきである。

8 環境省は、平成二十七年度から再エネ発電により水素を製造して燃料電池自動車等に供給する水素ステーション(地域再エネ水素ステーション)の導入事業を実施してゐたが、会計検査院が十九事業を検査したところ、十事業において、再エネ発電電力量により、水素の製造に必要な電力量(必要電力量)の全量相当分が賄われてゐなかつた事態のみならず、そもそも必要電力量を明確に把握できていなき技術的な課題があることも明らかとなつた。同事業を廃止する事態となつたことは、遺憾である。

政府は、制度設計に当たつて当然行うべき技術的検証を怠つたことにより、このような事態を生じさせたことを重く受け止め、今後同様の事態を繰り返すことのないよう、検証と公表を行い、新たな事業を実施する際には事前に技術的な実効性について確認することを徹底し、再発防止に万全を期すべきである。

以上が議決案の内容であります。

また、議決案と併せて、委員長より八項目から成る内閣に対する措置要求決議案を提出いたしました。

討論の後、採決の結果、令和元年度決算は多数をもつて是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもつて委員長提出案のとおり警告すべきものと議決されました。また、措置要求決議

案は全会一致をもつて本委員会の決議とする」とに決定いたしました。

次に、令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもつて是認すべきものと決定し、次いで、令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもつて是認すべきものと決定いたしました。

なお、同日、国会法第百五条の規定に基づき、会計検査院に対し、検査要請を行うことを決定いたしました。

検査項目は、放射性物質汚染対処特措法三事業等の入札、落札、契約金額等の状況についてあります。

○議長(山東昭子君) 三件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。古賀之士さん。

○古賀之士君登壇、拍手)

立憲民主・社民の古賀之士です。ただいま議題となりました令和元年度決算及び令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書に対する、令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書及び内閣に対する警告決議案に賛成、以上の立場から討論いたします。

まず、議場の皆様にお伺いいたします。通常国会は来週で閉じる予定ですが、果たして本当にいいのでしょうか。

昨年の臨時国会の会期末、感染拡大が続き、特に大阪などは医療崩壊が懸念される危機的状況にあるとして、私たち野党は会期の延長を求めました。しかし、与党はこれを拒否、大事な時期に政治の空白、政策の空白をもたらしましたが、その結果はどうなつたでしょうか。会期中から上昇傾向にあつた感染者は、GOTOキヤンペーンの中止が遅れたことであつて年末年始にかけて急増し、二回目の緊急事態宣言に追い込まれたではあ

りませんか。

あのとき国会が続いていれば幾ばくかの感染者の命が救えたのではないか、資金繰りに悩む経営者を助けられたのではないか、ぎりぎりまで節約する一人親家庭に手を差し伸べられたのではないか、そう考えると残念でなりません。もし、この通常国会を予定どおり閉会すれば、臨時国会での教訓を全く生かしていないことになります。

私たちは、国民の命と経済を救うために、これからも議論を続けるべきです。そもそも、現行の緊急事態宣言が六月二十日までなのに、国会がそれより早い十六日に閉じてしまうのは、誰がどう考えておかしいです。おととい、決算委員会でも、解除か継続かの判断の時期を明示するよう求めた福山幹事長の質問に対し、政府は、言を左右にして答えませんでした。まさか、また決戦は金曜日よろしく国会閉会後の十八日に判断するすれば、これほど国民をばかにした話はありません。

働きたくても働けない、中でも非正規労働者の方々に働くべきときに働かない国会議員の姿がどう映るかを考えれば、今国会の会期については延長する以外に選択肢はあり得ない、そう申し上げておきます。

さて、本題であります令和元年度決算については、警告が八項目、措置要求も八項目と、多くの決議を行いました。これほどまでに火だるまになつた決算について、一体誰が容認できるでしょうか。

このうち、例えば地域再エネ水素ステーション導入事業への警告について検討しましよう。

再エネ発電により水素を製造して燃料電池自動車に供給する事業において、十九の事業中十七の事業が必要電力量を満たしていなかつたばかりか、信じ難いことに必要電力量そのものの把握すらできないというお粗末な実態があり、事業の廃止に至っています。政府は温室効果ガスの四

六%削減という目標を掲げていますが、水素の利用はその大きな役割を担うはずです。しかし、実際の事業はすさまじく進められています。今

回の警告は、単に一事業にとどまるものではなく、日本の将来を左右する政策が砂上の楼閣であることを指摘する重大なものであります。

なお、自動車における脱炭素化の推進については、立憲民主党と国民民主党が議員立法を提出いたしましたので、議場の皆様も御理解と御協力をいります。

措置要求についても、災害拠点病院の自家発電機が浸水によって機能しなくなる問題を指摘しています。十年前の東日本大震災の際、浸水によって原子力発電所の非常用発電機が機能しなくなり、大惨事につながつたことは記憶に新しいところです。にもかかわらず、災害時に命を救う役割がある拠点病院がこの教訓を学んでいかなかったことについて、悶然とせざるを得ません。この措置要求も、一事業に対する指摘ではなく、我が国が抱える根本的な課題として捉えなくてはならないでしょう。

また、会計検査院による「政府情報システムに関する会計検査の結果について」では、年金給付に關しては、およそ四百万件の手続のうち、電子申請は何と一件もないという驚くべき事実が指摘されていました。これに対して厚労省は、申請に必要な書類をあらかじめ年金受給者に郵送しているためという紙本位主義というべき説明をしていました。こうした電子政府へのやる気を根本から疑わせるような言い分に接しますと、せつから誕生

ます。ただし、現状でも、紙なら万事うまくいくといふわけではありません。国会審議の中でも、政府に對する各種資料要求について、近年、開示内容

います。国政調査権を背景とする資料要求については最大限迅速に対応すべきであると政府に強く

警報いたします。

感染リスクのコントロールをしながらしっかりと経済を回していく、私たちの仕事や暮らしを守ることにもっと軸足を置いた取組が必要です。これは昨年六月に行われた安倍前総理の記者会見の言葉です。では、この一年間はどうだったでしょうか。

一年前の去年六月八日の感染者数が全国で二十一人だったのに対して、昨日は千八百八十四人となり、九十倍ですから、感染リスクはコントロールできていません。リーマン・ショック以来、十一年ぶりに生活保護が増加、完全失業率も悪化、経済成長率に至つては戦後最悪の下落となるなど、経済は回らず、仕事や暮らしは守れませんでした。

それだけではありません。例えば、留学を希望する学生の多くが、去年、突然その機会を奪われたばかりか、先進国とは呼べないほどのワクチン接種状況により、今年も渡航できそうにない状況です。政府の怠慢で学生の学びの場と希望が失われることに、私は強い憤りを感じております。

（柴田巧君登壇、拍手）  
○議長（山東昭子君） 柴田巧さん。  
（柴田巧君登壇、拍手）

もともと、それも当然です。この間の政府は、全ての道はオリンピックに通ずであるのかのようになります。国民の命や暮らしよりもオリンピックを重視した政策を取つてきたからです。無論、政府の中には、この状況でオリンピック開催の準備を進めることはいいがなものかという意見を持つている人も多いかと思います。しかし、これまで人事権を振りかざしてきた菅総理に諫言できるわけもありません。

今の官邸は、言わば、牟田口中将の必勝の信念に対し、補佐すべき幕僚はもはや何を言っても無理だというムードに包まれてしまつたという、あのインパール作戦の状況とうり二つという声もあります。行政の無駄や不正が後を絶ちません。会計検査院の検査報告では、件数三百四十八件、金額にして二百九十七億円の国費の無駄遣いが指摘されました。前年度の三百三十五件、一千二億円に比べると大幅に減つており、過去十年でも最少であります。これが、新型コロナウイルス感染症拡大によつて会計検査院が各地に出向く実地検査を抑止したからにばかりません。

リンピックを中止する選択肢はあるかと再三再四質問したにもかかわらず、総理は訳の分からない主張を繰り返すばかりでした。牟田口は作戦の成

功を樂観視していたのであり、彼にとつてコンティンジエンシープランを検討する必要性はほとんどの認められなかつたという「失敗の本質」の記述がそつくりそのまま当てはまるのではないかといふ声すらあります。

入院先が見付からずに自宅のベッドで一人苦しんでいる人、突然のリストラで不安に押し潰されそうになつてゐる人、おいしい酒とさかなを出すことにプライドを懸けてゐるのに営業を再開できず悩んでいる人、こうした国民を置き去りにして国会を閉じ、ひたすらオリンピックへと邁進することにあります。リーマン・ショック以来、十一年ぶりに生活保護が増加、完全失業率も悪化、経済成長率に至つては戦後最悪の下落となるなど、経済は回らず、仕事や暮らしは守れませんでした。それだけではありません。例えば、留学を希望する学生の多くが、去年、突然その機会を奪われたばかりか、先進国とは呼べないほどのワクチン接種状況により、今年も渡航できそうにない状況です。政府の怠慢で学生の学びの場と希望が失われることに、私は強い憤りを感じております。

（柴田巧君登壇、拍手）  
○議長（山東昭子君） 柴田巧さん。  
（柴田巧君登壇、拍手）

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和元年度決算の是認に反対、令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書の是認に反対、そして、内閣に対する警告決議案には賛成の立場で討論をいたします。

行政の無駄や不正が後を絶ちません。会計検査院の検査報告では、件数三百四十八件、金額にして二百九十七億円の国費の無駄遣いが指摘されました。前年度の三百三十五件、一千二億円に比べると大幅に減つており、過去十年でも最少であります。これが、新型コロナウイルス感染症拡大によつて会計検査院が各地に出向く実地検査を抑止したからにばかりません。

しかし、そのような中でも、過去何度も同じ指摘を受けながら、国費の不適切な支出が繰り返されている状況は改まっています。消費税率を引き上げ、負担増を求めておきながら、行政の無駄や不正が後を絶たないのでは、国民の理解を得ることは不可能であります。

まずこのことを申し上げ、以下、具体的な問題点を指摘しながら、反対理由を述べます。

まず第一は、独立行政法人の多額の繰越欠損金が回収不能のおそれがあることです。

独法三十法人四十三勘定の平成二十三年事業年度末から令和元年事業年度までの繰越欠損金の状況を会計検査院が検査したところ、このうち十一法人で赤字に当たる繰越欠損金が計六千二百九十九億円に上ることが明らかになりました。十一法人のうち四法人では、既に新規事業の実施を取りやめたり、一部事業の廃止が見込まれたりしており、今後、国が出資した計千七百五十五億円の大半が欠損金の清算に充てられ、回収不能となるおそれがあります。

独法の大半は国から出資を受け、公的事業を実施をしています。しかし、ずさんな運営が行われ、赤字が出たらそのツケを安易に国民負担に求めることはあつてはなりません。

今回の会計検査院の検査結果を重く受け止め、徹底的な検証を行うとともに、効率的な業務運営に真剣に努めるべきです。また、この際、独法全体にわたるガバナンス等の問題がないか総点検すべきだと強く申し上げておきます。

第二の問題点は、エネルギー使用合理化等事業者支援事業の不適切な実施です。

資源エネルギー庁は、エネルギー使用合理化に取り組む民間事業者等に対し、その経費の一部を補助する事業を実施をしていますが、補助する事業を選定し補助金を交付する事務は、一般社団法人環境共創イニシアチブに委託をしています。

官民ファンドは、民間資金は集まりにくいが政	会計検査院が検査したところ、事業により達成された省エネルギー量の実績を正しく計算すると、交付申請した際の計画量を達成していない事態や、エネルギー管理支援サービス契約を締結してより効果的な省エネルギーの実現を目指すことを申請をしながら、これによる運用改善が全く行われていなかつた事態などが明らかとなりました。
-----------------------	---

官民ファンドは、民間資金は集まりにくいが政	政府においては、各交付先において計画している省エネルギー量の達成状況を改めて確認し、達成できていない場合には補助金返還を求めるとともに、エネルギー管理支援サービス契約に係る運用改善が確実に行われるよう、補助事業者に厳しく指導監督すべきです。
-----------------------	--

官民ファンドは、民間資金は集まりにくいが政	第三の問題は、官民ファンドの投資実績が低調で、大きな累積損失が生じていることです。民間が担い難いリスクマネーを供給し、民間投資を喚起することを目的とする官民ファンドは、もに、エネルギー管理支援サービス契約に係る運用改善が確実に行われるよう、補助事業者に厳しく指導監督すべきです。
-----------------------	---

○芳賀道也君	資するよう、真剣に取り組むべきであります。
--------	-----------------------

○芳賀道也君	最後に申し上げます。税金の無駄遣いをやめ、必要な予算を確保するには、まず議員自らが
--------	---

○芳賀道也君	その身を切る覚悟を示し、実践をすることです。
--------	------------------------

○芳賀道也君	我が党が大阪で与党となつた平成二十三年に、大阪府議会で議員定数を百九から八十八に削減を
--------	---

○芳賀道也君	が持てない案件が多くなるのが実情です。しか
--------	-----------------------

○芳賀道也君	も、官民の寄り合いで世帯は生き馬の目を抜く投資の世界には不向きで、官の判断の遅さが致命傷になります。
--------	--

○芳賀道也君	なりかねません。
--------	----------

官報(号外)

です。

私は、会派を代表し、令和元年度決算案外二案に反対。警告決議案に賛成の討論を行います。決算案に反対する理由は数多くあります。そのうち五つを指摘させていただきます。

この令和元年度、夏の参議院選挙で、私も含めて四十人の新人議員が誕生しました。この四十人の中には、広島県選挙区で当選し、後に公職選挙法違反で有罪、当選無効となつた河井案里候補も含まれます。

参議院選挙に先立つ四月十三日には、安倍前总理主催の桜を見る会が開催。史上最多の一萬八千人が出席しました。桜を見る会は、安倍事務所が地元有権者を八百人も招待するなど税金の私物化の場となり、また、反社会勢力と思われる方が出席し、マルチ商法の疑いで逮捕された方にも安倍前総理から招待状が届くなど、多くの問題がありました。全容解明が必要です。

令和元年度決算案に反対する理由の第一は、税金の私物化の場となつた桜を見る会に予算の三倍の五千五百十八万円も支出され、そして、参加者名簿が廃棄されたとして非公開であることです。昨年の決算委員会でも、桜を見る会の不適切な運営について、内閣に対する措置要求決議がされました。

また、与党の問題ではありますが、この年に自民党から河井案里陣営に支出された一億五千万円の使途がいまだに公開されていません。桜を見る会前夜祭でのホテルの明細書や出席者名簿も含め、安倍前総理や二階幹事長の説明責任が果たされないことも問題です。

お金をばらまいて票を得るという腐敗した選挙、そして、権力者とその周囲がコネを使って利益を貪るという政治を終わらせるためには、徹底した全容解明と原因究明、そして再発防止が必要です。

この決算案に反対する第二の理由は、効果のな

い消費税率引上げ対策です。

政府は、消費税率引上げに伴う対応として、軽減税率やプレミアム付き商品券、キャッシュレス決済に対するポイント還元制度、マイナンバーカードを活用した消費活性化策、住宅購入支援など、合計二兆二百八十億円を当初予算に計上しました。

しかし、消費税率の差引き歳入額を見ると、前年度の十七兆六千八百八億円から令和元年度に十八兆三千五百二十六億円へと六千七百十八億円しか増えていません。二兆円も対策費を計上したのに、税収が六千七百億円しか増えていないとは、一体何のための消費税率引上げ対策だったのでしょうか。この年の十月に消費税率が八%から一〇%になりました。新型コロナの感染拡大以前に、十月から大きな景気後退の引き金を引いたことは、その後のコロナ禍と相まって、経済の混乱を招いた明らかな失策でした。

また、消費税は所得の低い人ほど負担が大きい、逆進性の高い税金です。野党は、この逆進性の対策として給付つき税額控除の導入を提案しており、専門家もその必要性を指摘しています。しかし、政府が導入した消費税率引上げ対策は富裕層に有利なもの、消費税率引上げ対策から遠いものばかりです。このような予算の使い方には反対です。

決算案に反対する第三の理由は、イージス・アシヨアなどアメリカの有償軍事援助、FMSが防衛関係費の際限のない拡大につながることです。イージス・アシヨアはこの年度に契約され、その年の債務負担額が千七百三十一億円、イージス・アシヨアの秋田県の配備計画は余りにもすぎずで、多くの批判を受けました。河野防衛大臣が配備中止を決定。昨年の決算委員会では、イージス・アシヨアについて防衛省経理に関する決議が

ありました。

また、この年度にF35A戦闘機六機の新規契約がなされ、債務負担額七百四十四億円など、FMSが前年から七〇%以上増えて七千十七億円に膨張。昨年の決算委員会で、アメリカの有償軍事援

助の問題について警告決議がありました。

決算案に反対する第四の理由は、当初予算が経済成長について非常に楽観的過ぎるシナリオと問題のある統計データに基づいて組まれていたことです。

同じ会派の大塚耕平議員が当時の予算審議の中で指摘していたことです。この年の当初予算案の前提是、GDPが名目でプラス二・四%、実質でプラス一・三%成長するという余りにも楽観的な前提で、実際には、内閣府の今年五月十八日発表のデータによると、令和元年度の成長率は名目でプラス〇・三%、実質でマイナス〇・五%なのです。

さらに、この前提となつて各種の経済データに統計不正の疑いがあります。立憲民主党の小川淳也衆議院議員の指摘によれば、第二次安倍政権以降、五十三件の統計手法が見直され、そのうち三十八件はGDP、国内総生産に影響する統計データも公開しないまま、与党は予算案を通過させました。その年の決算委員会では、厚生労働者の毎月勤労統計調査について警告決議がありました。そして、公的統計の整備に関する業務の実施状況等について会計検査院の検査要請が決議されています。

決算案に反対する第五の理由は、私たちの会派、国民民主党の伊藤孝恵議員などが要請した会計検査院の検査要請項目四項目が自民党の反対で削除されたことです。

例えば、国民民主党の伊藤孝恵議員は四月十九日の決算委員会にて、内閣府IT本部が政府の会計検査院の検査要請項目四項目が自民党の反対で削除されたこと。

以上のよう、第一に、税金の私物化の場となつた桜を見る会に予算の三倍にも上の五千五百八十万円も支出され、参加者名簿が廃棄されたとして非公開であること、第二に、効果のない消費税率引上げ対策、第三に、イージス・アシヨアなどアメリカの有償軍事援助、FMSの問題、第四に、非常に楽観的過ぎる経済成長シナリオと問題のある統計データに基づいて組まれた予算であること、そして第五に、国民民主党の伊藤孝恵議員などから提案があつた的確な会計検査院の検査要請項目が自民党の拒否により除外されたことなど、多くの理由で令和元年度決算案に反対いたしました。

ます。良識の府である参議院の皆様に、この決算案に反対をいたぐりよろお願い申し上げて、私、国民党・新緑風会、芳賀道也の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 岩渕友さん。

○岩渕友君 私は、日本共産党を代表し、二〇一九年度決算、国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対、内閣に対する警告決議、国有財産無償貸付状況総計算書の是認に賛成の立場から討論を行います。

討論に入る前に、オリンピック問題について申し上げます。

東京五輪の開催について、中止、延期を求める国民世論が高まり、政府分科会の尾身会長が、今するなど、専門家からも感染拡大や医療体制の逼迫の危険が指摘されています。菅総理は、おどりの決算委員会で、オリンピックは国民の命と健康を守なければならないと答弁しましたが、国民が納得する基準を示すことができませんでした。それにもかかわらず、我が党の小池晃議員が政府分科会に諮問するべきと何度も求めても応じませんでした。科学的根拠も示さず、都合の悪い意見には耳を塞いでオリンピックを強行するなど、判断して許されません。オリンピックの開催は、感染爆発を招くリスクと医療に更なる負担を掛けるものであり、直ちに中止するべきです。

以下、主に二〇一九年度決算に反対の理由を述べます。

反対する第一の理由は、消費税一〇%の増税によつて、国民に五・七兆円もの負担増を押し付けられています。社会保障の切捨てを行つたものだからです。

増税は、コロナ禍の下、国民の命と暮らしを脅

かし、営業への深刻な打撃となつていています。世界では五十八もの国・地域が消費税、付加価値税の減税に踏み出す一方、菅政権は一貫して消費税の減税を拒否してきました。日本共産党は消費税の五%への減税を提案していますが、消費税率の引下げを決断することが、冷え込んだ家計を温め、苦境に立たされている中小企業・小規模事業者の営業を守ることになります。

消費税が導入されてから二一年度予算額までの累計で、国民は四百四十七兆円もの消費税を納めました。一方、同時期の法人税三税は三百二十六兆円減、所得税、住民税も三百八十七兆円の減収となりました。消費税は、大企業と富裕層への減税を含む税収減の穴埋めに使われ、社会保障の充実に

も財政再建にも役立ちませんでした。しかも、コロナ禍で医療の逼迫が広がる中、消費税を財源とした補助金で病床削減を支援する法案が強行されました。社会保障に使うどころか、社会保障削減のために消費税が使われるのです。

バイデン米大統領がトランプ前政権が引き下げた法人税率の引上げを提案し、イギリスが約五十一年ぶりに法人税の引上げを決めるなど、大企業や富裕層に能力に応じた負担を求める動きが世界の流れになっています。日本も適分の負担へと転換し、国民の暮らしを守るために使うべきです。

中小企業対策費は過去最低を更新し、コロナ禍で、農林水産関連費とともに、雇用と地域経済を支える中小企業・小規模事業者への直接支援は極めて不十分です。野党は衆議院で持続化給付金再支給法案を提出しましたが、中小企業・小規模事業者や農林水産業者の営業、営農を支える対策が必要です。

文教費も、長時間労働の是正が急務である公立小中学校教員の抜本的な増員に背を向けるものとなっています。保護者や教職員の長年の運動によつて、小学校全体での三千五百学級が実現しました。早急な実施と中学校での具体化など、更な

る拡充が必要です。そのためにも、非正規教員を正規化するなど、教員の抜本的な増員を強く求めます。

反対の第二の理由は、安倍前政権の下、新防衛計画大綱と中期防衛力整備計画を策定して、戦争する国づくりを進めたからです。

一九年度の軍事費は五兆六千億円となり、五年連続で過去最高を更新しました。安倍前政権は、トランプ前米大統領の求めに応じて米国の有償軍事援助、FMSによりF35戦闘機などの高額な米国製武器の爆買いを進めてきましたが、予算に計上されていたイメージ・アショアが断念に追い込まれたことは、その矛盾と危険をあらわにしました。

補正予算でF35A戦闘機や巡航ミサイルといった兵器等を前倒しで取得するための歳出化経費を常態化させ、一九年度補正後の後年度負担額は五兆六千億円を超えた。将来の財政を圧迫した兵器等を前倒しで取得するための歳出化経費を常態化させ、一九年度補正後の後年度負担額は五兆六千億円を超えた。将来の財政を圧迫し、国民に必要な施策の実施が困難になる危険性が増大しております。反対です。

二〇一九年度決算は、総理大臣が主催する政府の公的行事として、桜を見る会に予算の三倍もの税金が投入されたものです。安倍前総理も菅総理も、国民へのまともな説明も行わず、疑惑の解明に背を向け続け、安倍前総理は少なくとも百十八回も虚偽答弁を行なうなど、国会審議を妨げてきました。この点からも決算を断じて容認することはできません。

反対の第三の理由は、コロナ対策に財政を集中すべきときに、三大都市圏環状道路や国際コンテナ戦略港湾、技術面、安全面、環境面で問題が指摘されている東京外郭環状道路やリニア中央新幹線の建設など、新規大型開発を進めているからです。

安倍前政権は、補正予算で特例公債、建設国債を発行し、高速道路のネットワーク化や世界レベルのホテル建設を含む民間都市開発、日本の大企

業によるMアンドAやインフラ整備などの新規大型開発を進めるなど、大盤振る舞いを行つていま

た政治の私物化とモラルの崩壊は、河井克行元法相と河井案里元参議院議員の大規模買収事件、吉川貴盛元農林水産相による鶴卵汚職事件、菅原一秀前経済産業相の公選法違反事件など、安倍・菅政権の下で相次ぐ政治と金の問題、東北新社やNTTによる総務省への接待で行政がゆがめられた問題などの大本に關わる重大な問題です。疑惑の真相解明を徹底的に行なうことを求めます。

とりわけ、河井事件は二〇一九年の参院選を舞台にした事件です。原資となつた疑いのある自民党本部からの一億五千万の交付は、政党助成金と



いのですか。注視区域や特別注視区域の定義も全く分かりません。機能を阻害するおそれがあるとして、なぜ内閣総理大臣の勧告や中止命令を受けなければならぬのですか。中止命令に反すれば懲役刑となる可能性もあります。

重要土地規制法案は、情報収集し、人々の監視をし、内閣総理大臣の権限を強めるものです。菅総理の學術會議のメンバーの任命拒否に端的に表れるように、菅政権の本質は監視と弾圧と排除です。基本的人権を侵害し、民主主義を損なうこのような政治を一刻も早くやめさせなければなりません。

本商法改正法案でテヘ予定されていました内容はすなわち、豊田商事、安楽農牧場、ジャパンライフ、そしてケフィアといった巨額の被害を生み出してきた預託商法を原則禁止とするものです。一端を挙げれば、豊田商事は被害額二千億円、被害者三万人、安楽農牧場は被害額四千二百億円、被害者七万三千人、ジャパンライフは被害額二千百億円、被害者一万人、ケフィア・かぶぢやんぐループは被害額一千億円、被害者三万人など巨額の被害を出し、実に多くの人たちに被害を与え、生活を破壊し、裏切つて苦痛を与えてきたのです。

この預託商法の原則禁止、詐欺的利用の絶えなかつた定期購入商法を厳罰化すること、そして、送り付け商法による被害の根絶を図ることなどの改正事項は、消費者被害の防止、利益の保全を図るものであり、全面的に賛成です。安倍総理が主催をした桜を見る会がジャパンライフの広告塔として使われ、長い間、預託法に基づく消費者被害を拡大させてきたことは痛恨の極みです。遅きに失したとはいえ、特商法の改正は必要でした。しかし、なぜその特商法の改正の中に電子契約が入っているのでしょうか。消費者庁の有識者会議で議論になつていなかつた契約の電子化について、なぜ導入することになったのか。消費者庁

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るために、  
は、経済界が契約書の電子化を求めて、消費者  
保護にならないと応じてこなかつた経過があります。  
規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グル  
ープ第三回会議で問題提起をされたことは、オ  
ンライン契約の際の印鑑廃止、書面の電子化を進  
めることだけしかありません。

菅政権がデジタル改革を強力に打ち出す中、規  
制改革推進会議に求められてもいいない契約書面に  
まで井上大臣が電子化を広げ、オンライン取引以  
外の対面型、訪問販売、連鎖販売等まで拡大をし  
てしましました。

特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案を  
求められました。私たちも削除を要求いたしました。  
しかし、井上大臣が全く応じなかつたことは  
本当に残念です。消費者委員会での内閣提出法案は、  
これまで全会一致で可決をされてきました。  
た。初めてこの国会で反対せざるを得ないことは  
痛恨の極みです。

井上大臣は、地方創生消費者特別委員会でのの質問に、本法案は規制改革会議の要請であると答えました。そこで、大臣は規制改革会議の側に立つんですか、消費者保護の立場に立つんですかと質問をしたところ、井上大臣は、これはどちらの側に立つということではないと答弁をしました。ひどい答弁です。消費者担当大臣が消費者保護の立場に立たなくて一体どうするんですか。消費者保護の立場に立たない消費者担当大臣は要りません。

消費者庁は、消費者被害に遭つた当事者の皆さん、消費者問題に取り組んできたたくさんの団体や弁護士、司法書士の皆さん、多くの市民の皆さん

んたちの消費者庁をつくってくれという声に全ての政党が応えて、二〇〇九年九月一日に設立されました。今回の特商法改正法案は、消費者庁設立に力を注ぎ、消費者庁を心懐く、消費者庁として

正に「おまかせ」の意味で、消費者保護をめぐる議論を取り組むたくさんの人たちの思いや努力を裏切るもので、断じて許すことはできません。

たくをする井上担当大臣に強く抗議し、私の反対討論といったします。(拍手) ○議長(山東昭子君) 大門実紀史さん。  
〔大門実紀史君登壇、拍手〕

○大門実紀史君　日本共産党の大門実紀史です。  
会派を代表し、特定商取引法等改正案に反対の討論を行います。

本改正案は、書面交付の電子化を除けば大変いい改正案です。豊田商事やジャパンライフなど悪質な事件を引き起こしてきた現託商法の原則禁止

一方的に商品を送り付け代金を請求する送り付

け商法の規制など、消費者保護に資する様々な改正が含まれています。

これらの改正内容は、長年悪徳業者と闘つてきた消費生活相談員や弁護士など現場の方々が強く要望してきたものです。特に預託法の改正については、消費者庁が事業者に配慮して規制を掛けることをかたくなに拒んできましたが、現場の粘り強い運動と野党の国会質問、そして前消費者担当大臣の決断によってようやく実現したものです。

ところが、昨年末、消費者保護よりもデジタル戦略を掲げる菅首相に迎合しようとした井上大臣の独断によって、突然、書面交付の電子化が改定案に盛り込まれました。書面交付の電子化は消費者保護どころか被害を拡大するマイナスの改定です。

ジャパンライフ事件ではたくさんのお年寄りがだまされましたが、契約書が紙であることで被害が発覚したり、紙が残っていることで裁判に訴えされることもでてきたのです。全国の消費者団体や弁護士会から書面交付の電子化に一齊に反対の声が上がったのは当然です。

井上大臣の誤った独断が日夜消費者を守るために頑張つておられる現場の方々の猛反発を招き、消費者庁の信頼を地に落としたのです。あなたは一体何のために消費者担当大臣になつたんですか。

しかも、井上大臣の答弁には三つの「まかしがありました。

務方から求められたものだという答弁です。しかし、菅総理も述べておられたように、規制改革推進室が消費者保護や国民の安全に関わることまで書面の電子化を求めた事実は一切ありません。規制改革推進室の政府参考人も私の質問に対し、我々が想定していなかつた訪問販売などにおける書面の電子化は、消費者庁自ら積極的に提案してきたと明確に答えていました。規制改革推進室が求めてきたという大臣の答弁は明らかに虚偽答弁です。自分から言い出したことを他省庁の、しかも事務方の責任にするなど、井上大臣、余りにもみつともないと思いませんか。

第三のごまかしは、書面交付の電子化は第三者機関である消費者委員会にも了承していたいたいと、まるで消費者委員会からお墨書きをもらったような答弁を繰り返してきたことです。

確かに、消費者委員会の建議は書面交付の電子化を前提にしたような書きぶりになっています。

しかし、消費者委員会の議論では書面交付の電子化に反対、慎重な意見が多数を占めていました。

にもかかわらずそういう建議になつたのは、消費者委員会の事務局が、委員の方々に対し、電子化は菅内閣の方針であらがえないと、消費者委員会としては電子化を前提にした建議を出すべきと説導したからです。説導したのは、ほかでもありません、委員会質疑でも明らかにしたように、消費者庁から消費者委員会に送り込まれた事務局長です。

消費者委員会のある委員の方は、これだけの要件を満たさなければ電子化には反対、そういうつもりで建議を了承したのと悔しい思いを語つておられました。自分の行いを正当化するために眞面目な委員の方々の思いを利用するなど、井上大臣、恥ずかしいとは思いませんか。

菅総理や麻生副総理からの指示によって、消費者庁は政省令において書面電子化による被害防止のための措置を検討することになりました。麻生さんのお指名でしたので、私も消費者庁の相談に

乗り、意見交換をしました。焦点は、書面交付の電子化を消費者本人が承諾する方法でした。

お年寄りなどを被害から守るために、書面交付の電子化を書面、すなわち紙で承諾するといふ方法を取り入れること、また、家族など第三者を関与させることが必要だと提案をいたしました。

すれば、その紙には当然、契約の主な内容について記載されることになり、契約そのものを紙で行つた場合と同じ効果が期待されます。また、契約の段階から家族など第三者が確認する仕組みを導入すれば、お年寄りがだまされるのを未然に防ぐことにつながります。

これらの提案は、消費者庁の答弁の中で、今後検討していくことが確認されました。また、与野党筆頭理事の御尽力で、附帯決議に書面と第三者者の関与という文言を入れていただきました。さらに、消費者庁は、オンラインで完結する取引に限りして電子メールでの承諾を認め、それ以外の取引は当面紙での承諾を必要とするという具体案を答弁で示しました。法案が成立する前から政省令についてこれだけ委員会で具体的に議論したことには今までありません。

しかし、よくよく考えてみれば、紙をなくすた

たからです。説導したのは、ほかでもありません、委員会質疑でも明らかにしたように、消費者

は、井上大臣、あなただけです。あなたの名前は決して忘れられることはないでしょう。

これまで消費者庁が提案した法案は、少なくとも委員会では全て全会一致で可決されてきました。それは、消費者問題が党派を超えた課題であり、たとえ不十分であつても「歩前進」という評価があつたからです。しかし、今回は、前進どころかマイナスの改定です。消費者問題特別委員会の発足のときからいる委員として、先日の委員会での採決が初めて全会一致の賛成とならなかつたことをとても残念に思っています。

消費者相談の現場にいる方々の願いは、この本会議においてもこのまま採決するのではなく、書面交付の電子化部分を一旦削除して、それ以外の法改正を後日改めて全会一致で成立させてほしい、書面の電子化については消費者団体、弁護士会などの意見をよく聞いてから出し直してほしいということにあります。

このことを最後まで強く求めて、私の反対討論をいたしました。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔上月良祐君登壇、拍手〕

○上月良祐君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、鳥獸による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の一層の推進を図るために、対象鳥獸の捕獲等の強化、捕獲鳥獸の有効利用等のための措置を講ずるとともに、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限を延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の高島修一衆院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君)　これより採決をいたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕





議長の報告事項  
去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官報(号外)

九号)

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第三〇号)

領域等の整備及び海上保安体制の強化に関する法律案(原豪君外十四名提出)(衆第三二号)

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(逢沢一郎君外五名提出)(衆第三三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。  
重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(閣法第六二号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

航空法等の一部を改正する法律案

全世代対応型の社会保障制度を構築するための法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律案

全世代対応型の社会保障制度を構築するための法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

消費者被害の防止及びその回復の促進に関する法律案(閣法第五四号)審査報告書

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第八二号)

本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第八三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第八二号)

本年五月二十八日に北海道稚内沖でロシア国境警備局に拿捕された「第一七二栄宝丸」に関する質問主意書(石橋通宏君提出)(第八三号)

ら、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく令和二年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、水産基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和二年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和二年度水産施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく令和二年度エネルギーに関する年次報告を受領した。

昨七月議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
辞任  
補欠

小沼 俊一君  
福山 哲郎君  
片山虎之助君  
小池 晃君

勝部 賢志君  
成文君

水岡 俊一君  
福山 哲郎君

勝部 賢志君  
小沼 巧君

西田 実仁君  
下野 六太君

西田 関口 昌一君  
森 まさこ君

西田 関口 昌一君  
森 まさこ君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

国土交通委員  
辞任  
西田 実仁君  
下野 六太君

西田 関口 昌一君  
森 まさこ君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

西田 関口 昌一君  
福山 哲郎君

西田 関口 昌一君  
片山虎之助君

西田 関口 昌一君  
小池 晃君

西田 関口 昌一君  
水岡 俊一君

## 議長の報告事項

理事 芳賀 道也君（上田清司君の補欠）

報告書

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第三三二号）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第三四四号）  
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二二号）  
文教科学委員会に付託  
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案（衆第二八号）  
強制労働の廃止に関する条約（第五五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律案（衆第二三三号）  
厚生労働委員会に付託

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）  
農林水産委員会に付託  
水循環基本法の一部を改正する法律案（衆第二五号）  
国土交通委員会に付託  
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）  
同日委員長から次の報告書が提出された。

令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書審査報告書  
令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書  
令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

行政監視委員

辞任

大冢 敏志君

補欠

高橋はるみ君

清水 真人君

北村 経夫君

補欠

森 まさこ君

松山 政司君

山田 宏君

補欠

世耕 弘成君

酒井 康行君

岡田 直樹君

補欠

宮島 喜文君

石田 昌宏君

山田 宏君

補欠

平木 大作君

高橋 光男君

厚生労働委員会

辞任

福島みずほ君

森本 真治君

農林水産委員会

辞任

足立 信也君

舟山 康江君

経済産業委員会

辞任

阿達 雅志君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員会

辞任

小沼 巧君

柳ヶ瀬裕文君

環境委員会

辞任

吉川 沙織君

音喜多駿君外一名発議（参第三三二号）

内閣委員会

辞任

高木かおり君

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案（音喜多駿君外一名発議（参第三三二号））

総務委員会

辞任

吉川 喜文君

同日衆議院から次の議案が提出された。

内閣委員会

辞任

今井絵理子君

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（参第三四四号）

決算委員会

辞任

三浦 靖君

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三〇号）

大家 敏志君

補欠

西田 実仁君

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案（衆第三三三号）

官 報 (号 外)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案(衆第三四号)  
（衆議院から次の内閣提出案を受領した。）

外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三二号) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

# 案 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

同日委員長から次の報告書が提出された。

めの特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一二六号)審査報告書

水循環基本法の一部を改正する法律案(衆第二  
五号)審査報告書

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリノ・パラク競技大会特別普置法の一部を改正す

（二）競技大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第一二号）審査報告書

## 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律 案(閣法第一二三号)審査報告書

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案(衆第二一八号)審査報告

書  
強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結

のための関係法律の整備に関する法律案(衆第三号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

**東京五輪**ハシヨリ日、公に体の問題経理不目  
の「安全安心な大会」発言に関する質問主意書  
（口頭の）一問是二（第八五号）

(石垣のりこ君提出) (第ハ五号)  
国庫補助金等により設置造成された基金の執行

狀況等に関する質問主意書(木戸口英司君提出)  
(第八六号)

東京オリンピック・パラリンピックの観客にP

令和三年六月九日 參議院會議錄第二十九号

## 議長の報告事項 令和元年度一般会計歳入 拠計算書、令和元年度政府関係機関決算書

C.R.検査などの陰性証明書の提示を求めることが、  
政府が検討中との報道に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第八九号)  
不耕作農地を始めとする土地利用の在り方に問題する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第八八号)  
相続土地国庫帰属制度に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九〇号)  
外国人技能実習生の妊娠や出産に伴う諸課題に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第九一号)  
同日内閣から次の答弁書を受領した。  
参議院議員ながえ孝子君提出選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問に対する答弁書(第七四号)  
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律  
同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和二年度犯罪被害者等施策」に関する報告を受領した。  
同日内閣から、消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和二年度消費者政策の実施の状況」に関する報告を受領した。  
同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく「令和二年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」を受領した。  
同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和二年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。  
同日内閣から、科学技術・イノベーション基本法第十五条の規定に基づく「令和二年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告」を受領した。  
同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和二年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和三年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「令和二年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和三年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく令和二年度原子力規制委員会年次報告書を受領した。

さに感染拡大の時であり、利用者等からの指摘があつたにもかかわらず、長い間放置していたことを重く受け止め、発注者としてシステムの開発や運用保守を実施するに当たつて必要となる責任を自覚した上で、再発防止を含めた体制整備に万全を期すとともに、CO COAに関する情報を適時適切に提供してア プリの利用及び感染時の登録を促進し、感染拡大防止に役立てるべきである。

2 内閣府の企業主導型保育事業により整備した二十五施設の病児保育室又は一時預かり室について、八施設で看護師等の確保ができないなどの理由により病児保育等を全く実施していないなかつたこと、三施設で病児保育等の実施を中止し再開する予定がないこと、また、補助事業者である公益財団法人児童育成協会が、助成申込書を審査する際に、実施体制等に係る計画の提出を求める職員の確保等に係る審査を行つていなかつたこと、病児保育室等の整備後において、利用実態を把握し必要に応じて指導を行う仕組みを整備していないかつたことは、遺憾である。

3 政府は、補助事業者を通じて事業者に制度を十分に周知するとともに、病児保育の実施体制に係る計画等を審査の際に提出させるなどの改善を図り、整備された病児保育室等については、政府自身もその利用実態を十分に把握し、適切な指導監査を行うべきである。

総務省の複数の幹部職員が、利害関係者の会食において、当該利害関係者から飲食費用の負担や贈答品等を受けていたことなどが明らかとなり、国家公務員倫理規程違反として懲戒処分が行われるに至つた。当該幹部職員のうち総務審議官は、総務省の内部調査において、事実と異なる説明を繰り返し、追加の懲戒処分が行われた。また、自己の飲食に要する費用の負担が一万円を超える会食の際に倫理規程上の届出を行ふ必要があるにもか



## 令和元年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

### 1 地方公共団体の情報セキュリティ対策のための支援について

総務省は、各地方公共団体に対し、平成27、28兩年度に情報セキュリティ対策の強化を目的とする補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、一部の地方公共団体において、マイナンバー利用端末の一部に二要素認証等を導入していない事態、マイナンバー利用事務系とインターネット接続系の間で通信経路等の設定をしておらず本来意図しない通信が行われ住民情報の流出につながるおそれがある事態、インシデント発生時の事業者等との役割の確認が行われていない事態、自治体情報セキュリティ支援プラットフォームの機能が十分に利活用されていない事態等が明らかとなった。

政府は、デジタル技術を活用した住民の利便性向上や業務の効率化に加え、適正な情報セキュリティ対策を実施することで安全・安心なデジタル社会を構築する必要があることを踏まえ、「三層の対策」の適切な更新・運用などにより地方公共団体の情報セキュリティ対策が徹底されるよう、関係省庁の連携の下、地方公共団体に対し、財政面・技術面に加え、研修、人事交流等を通じたデジタル人材育成など人材面の支援を強力に実施すべきである。

### 2 予備費の適切な使用について

政府は、新型コロナウイルス感染症拡大に対処するため、令和元年度予備費を使用して感染症対策を講じたところであるが、その中には、マスクの緊急配布等を要する経費のように、多額の不用途を出しているものもある。感染症まん延等の緊急事態への対策の財源として予備費を使用することは重要である一方、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるところである。

政府は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の計上を契機として予備費使用の

在り方に対する国民の関心が高まっていることも踏まえ、予算作成時に予定し得なかつた事態に緊急に対処する必要が生じた場合には、日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるべきである。

### 3 特別支援教育における専門性の向上及び指導体制の充実について

近年、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加しているが、文部科学省が全ての高等学校及び中等教育学校（後期課程）を対象に行った通級指導の実施状況調査では、令和元年度において、通級指導が必要と判断された生徒2,485人のうち1,085人は学校の指導体制が取れなかったために通級指導を受けられなかつたことが明らかとなつた。また、特別支援学校教諭の免許状を有しない教員も特別支援学校の教員となることができる制度となつて从此から、児童生徒の障害の特性に応じた指導が行える専門性の高い教員を増やす必要性も指摘されている。

政府は、教員研修や大学等の教員養成課程等の充実、特別支援学校に勤務する全教員が特別支援学校教諭の免許状を取得することを目指す取組等を通じて、教員の特別支援教育に関する専門性を向上させるとともに、教育現場の実態や意見を参考に、教員定数の加配措置や外部人材の積極的な導入支援等を行うことにより、障害のある児童生徒の多様な学びの場の環境整備を一層推進すべきである。

### 4 災害拠点病院における自家発電機等の不十分な浸水対策について

厚生労働省が所管する独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構の3機構において、63病院が災害拠点病院として指定されている。会計検査院が検査したところ、このうち6病院について、浸水想定区域に所在しながら、自家発電機等において浸水対策を実施していないたり、浸水を防ぐための止水板の高さが不十分であつたりして、水害により商用電源が途絶した場合に自家発電機等が浸水して稼働せず、継続して医療を提供する上で必要な電気を確保できないおそれがあることが明らかとなつた。

政府は、近年の風水害の頻発化、激甚化に鑑み、3機構による浸水対策の改善状況を確認するとともに、災害拠点病院の指定に当たつて、浸水想定区域に所在する場合には、浸水対策として自家発電機等の設置場所のみならず、止水対策も要件に含めることを検討し、災害時の医療体制の継続に万全を期すべきである。

5 就職氷河期世代を対象とした限定求人の改善について

政府の就職氷河期世代対策においては、不本意ながら非正規雇用となっている者や、就業を希望しているが何らかの支援が必要な者等30万人を正規雇用することを目指としている。政府は、非正規雇用であったり雇用経験が少ない就職氷河期世代を正規雇用した事業主に対して助成金を給付する事業を行っているが、この事業に関連し、ハローワークや民間求人サイトで実施されている就職氷河期世代を対象とした限定求人において、人手不足が著しい特定の業種に偏りが見られ、また、就職氷河期世代以外に対しても同時期・同条件で求人が行われており、政策目的に沿った限定求人であることが疑わしいものが多く見受けられる状況となっている。

政府は、就職氷河期世代の正規雇用に向けて、限定求人について改善を図ることも、求人開拓の人員体制を強化し、求職者のニーズに合った求人開拓に努めるべきである。

6 高収益作物次期作支援交付金の運用見直しをめぐる混乱について

農林水産省は、新型コロナウイルス感染症拡大により、需要が減少し、市場価格が下落するなどの影響があった花き、茶、野菜、果樹等の高収益作物の次期作に取り組む農業者を支援するため、令和2年度第1次補正予算において高収益作物次期作支援交付金を創設した。しかし、当初は減収を申請要件としていたため、減収していない品目まで申請されていたことから、同省は、感染症拡大の影響を受けていないにもかかわらず交付金が支払われるおそれがあるとして、減収した品目に限り同交付金を支給する運用見直しを行った。これにより、同交付金の支給を見込んで積極的に農業機械や生産資材等への投資を行った農業者において混乱が生じたため、同省は運用見直しにより影響を受ける農業者に対して支援を行う追加措置を講じた。

政府は、運用の見直しにより農業者に混乱を生じさせたことを重く受け止め、現場に近い地方農政局等の充実等により農林漁業者等の意見を丁寧に聴取し、農林水産行政における交付金事業等を適切に実施すべきである。

7 株式会社日本貿易保険における不適切事案について

株式会社日本貿易保険において、外貨建資金運用方法として貿易保険法上認めら

れていなくて復興金融公庫債を取得・保有していたこと、業務システムの設計が不十分であったために保険料の誤収が生じていたことが明らかとなり、今国会において本院先議で審議することを決定していった貿易保険法の一部を改正する法律案の提出が見送られる事態となつた。

政府は、日本貿易保険に対して、法令遵守体制の再構築を含めた再発防止策の実施を徹底するとともに、法令に違反する行為及び公的機関として不適切な行為が行われることがないよう指導監督を強化すべきである。

8 エネルギー使用合理化等事業者支援事業の不適切な実施について

資源エネルギー庁は、エネルギー使用合理化に取り組む民間事業者等に対し、経費の一部を補助するため、補助事業者を通じて補助金を交付している。会計検査院が検査したところ、事業の実施により達成された省エネルギーの実績量を正しく計算すると交付申請した際の計画量を達成していない事態や、エネルギー管理支援サービス契約を締結してより効果的な省エネルギー対策を実施するとしながら、事業主体がこれによる運用改善を全く行っていなかつた事態等が明らかとなつた。

政府は、各交付先において計画していた省エネルギー量の達成状況を改めて確認し、達成できていない場合には補助金を返還させるとともに、エネルギー管理支援サービス契約に係る運用改善が確実に行われるよう、補助事業者に対する指導監督を強化すべきである。



七 詐欺的定期購入トラブルが急増している事態に鑑み、現行法下における広告画面や申込確認画面についても、誤認を招きやすい表示方法的具体例を通達等の見直しにより早急に明示すること、並びに悪質業者に対する法執行を一層強化することに取り組むこと。

八 送り付け商法により注文がないのに一方的に送り付けられた商品は、消費者が直ちに処分しても代金支払義務や損害賠償責任を負わないことを分かりやすく消費者に周知すること。

九 関係省庁は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律と金融商品取引法や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律との間に隙間が生じないよう連携して対応すること。

十 関係省庁が連携して預託等取引業者の不法な目的に基づいて行われた事業の把握に努め、そのような事業を把握したときは、速やかに既に生じた被害救済及び被害防止のための措置を講ずること。また、預託等取引による被害拡大及び被害防止のための方策を具体的に検討し、本法施行後五年を目途として、本法の実効性について検証を行い必要な措置を講ずること。

十一 これまで販売預託商法等によって多数の消費者被害が生じていることに鑑み、加害者の不当な収益をはく奪し被害者を救済する制度、行政及び特定適格消費者団体による破産申立て度並びに行政庁による解散命令制度の創設や、過去の被害事案の救済のための措置について、消費者裁判手続特例法の運用状況の多角的な検討を踏まえて、必要な検討を行うこと。

十二 消費者トラブルの防止・救済の相談窓口である全国の消費生活センターにおいて、資格を有する消費生活相談員の人材確保が困難となつてゐる現状を踏まえ、消費者庁は国又は地方公共団体における消費生活相談員を目指す人材の養成講座の開催等の施策を推進するよう予算措置を始めとする十分な措置を講ずること。

十三 政府は、訪問販売や電話勧誘販売における高齢者・障がい者の消費者被害を抜本的に予防するため、幅広く対応策を検討すること。右決議する。

右の内閣提案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

九 関係省庁は、特定商品等の預託等取引契約に関する法律と金融商品取引法や出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律との間に隙間が生じないよう連携して対応すること。

十 関係省庁が連携して預託等取引業者の不法な目的に基づいて行われた事業の把握に努め、そのような事業を把握したときは、速やかに既に生じた被害救済及び被害防止のための措置を講ずること。また、預託等取引による被害拡大及び被害防止のための方策を具体的に検討し、本法施行後五年を目途として、本法の実効性について検証を行い必要な措置を講ずること。

（小字及び一は衆議院修正）

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案

第一條 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の三」を「第十五条の四」と改め、「第五十八条の二十五」を「第五十八条の二十六」と改め、「第六十九条の二」を「第六十九条の三」に改める。

第二条第四項中「第五十八条の十九」を「第五十八条の十九第一号」に改める。

第四条に次の二項を加える。

2 販売業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他

の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合においては、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第五条第一項中「前条ただし書」を「前条第一号」に、「同条各号」を「同条第一項各号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第七条第一項中若しくは第四条から第六条までを「第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条」に改める。

第八条の見出しを「販売業者等に対する業務の停止等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項前段」に改め、同項第一号中「六十日」を「一年」に改め、「營業所の業務を統括する者その他の政令で定める使人（以下単に「及び」）」を削り、同項第二号中「六十日」を「一年」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使人人が、次の各号に掲げる者に該当するときは、当該役員又は当該使人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つてゐる当該各号に規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役務提供事業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つてゐると認められる者

供事業者又はその役員若しくはその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用者（以下単に「使人」）と/or。（当該命令の日前一年以内において役員又は使人であつた者は、当該書面を交付したものとみなす。）及び第二十三条の二第二項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この章において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つてゐると認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つてゐる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

二 供事業者又はその役員若しくはその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用者（以下単に「使人」）と/or。（当該命令の日前一年以内において役員又は使人であつた者は、当該書面を交付したものとみなす。）及び第二十三条の二第二項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この章において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つてゐると認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に對して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つてゐる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

二 自ら販売業者又は役務提供事業者として

当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つては認められる者

第九条第一項中「書面」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加え、同項ただし書中「第五条」を「第五条第一項又は第二項」に、「第四条を第四条第一項に中書面の下に「又は電磁的記録」によれば改め、同条第二項を次のように改める。

12 次の各号に掲げるものにより行う申込みの撤回等は、当該各号に定める時に、その効力を生ずる。

1 二 書面 当該書面を発した時  
記録媒体に記録された電磁的記録 当該

記録媒体を発送した時

第十一条ただし書中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいふ」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約に係る申込みの期間に関する定めがあるときは、その旨及びその内容を「又は」に改める。

第十二条中の「売買契約」の下に「又は当該役務の役務提供契約」を加え、「又は売買契約の」を「又は」に改める。

〔第六十六条第六項〕に改める。

〔特定申込みを受ける際の表示〕  
第十二条の五の次に次の一条を加える。

次に次の一条を加える。  
(不実の告知の禁止)

第十三条の二 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該

売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回若しくは当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項(第十五条の三の規定に関する事項を含む。)又は顧客が当該販売業者若しくは当該役務提供事業者若しくはそれらの委託を受けた者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法に係る電子計算機の映像面に表示する手続に従つて顧客が行う通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み(以下「特定申込み」と総称する。)を受ける場合には、当該特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該売買契約に基づいて販売する商品若しくは特定権利又は当該役務提供契約に基づいて提供する役務の分量  
二 当該売買契約又は当該役務提供契約に係る第十一条第一号から第五号までに掲げる事項

第十一条の見出しを「販売業者等に対する業務の停止等」に改め、同条第一項中「若しくは第十三条第一項」を「第十二条の六、第十三条第一項若しくは第十三条の二」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同

条中第二項を第三項とし、第一項の次に二項を加える。  
第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同

条中第二項を第三項とし、第一項の次に二項を加える。

二 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対しても、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で

行つてはいる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。  
第十五条の二の見出しを「役員等に対する業務の禁止等」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項前段」に改め、同項各号中「六

十日」を「一年」に改め、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の禁止を命ずる役員又は使用人が、次の各号に掲げた者に該当するときは、当該役員又は当該使

用人に対して、当該禁止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その行つてはいる当該各号に掲げた者に該当する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役務提供事業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つてゐると認められる者

二 自ら販売業者又は役務提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つてゐると認められる者

三 第二章第三節中第十五条の三の次に二項の取消し(通信販売における契約の申込みの意思表示の取消し)

四 第十五条の四 特定申込みをした者は、販売業者又は役務提供事業者が当該特定申込みを受けるに際し次の各号に掲げる行為をしたことを加える。

一 第十二条の六第一項の規定に違反して不実の表示をする行為 当該表示が事実であるとの誤認

二 第十二条の六第一項の規定に違反して表示をしない行為 当該表示がされていない事項が存在しないとの誤認

三 第十二条の六第二項第一号に掲げる表示をする行為 同号に規定する書面の送付又は手続に従つた情報の送信が通信販売に係

令和三年六月九日 参議院会議録第二十九号 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るために特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案

る売買契約又は役務提供契約の申込みとなることの誤認

四 第十二条の六第二項第二号に掲げる表示をする行為 同条第一項各号に掲げる事項についての誤認

2 第九条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定期限申込みの意思表示を取消しについて準用する。

第三十八条に次の二項を加える。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第二十二条第一項中「から第二十一条まで」を「第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項まで」を「第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条まで」に改め、同条第一項中「から第二十一条まで」を「第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条まで」を「第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条まで」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなす。

第十九条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承

諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第二十三条の見出しを「（販売業者等に対する業務の停止等）」に改め、同条第一項中「から第二十一条まで」を「第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条まで」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 主務大臣は、前項前段の規定により業務の停止を命ずる場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人であり、かつ、その特定関係法人において、当該停止を命ずる範囲の業務を行つていると認められるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、その特定関係法人で行つてゐる当該同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

第二十三条の二の見出しを「（役員等に対する業務の禁止等）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条第一項前段に改め、同項各号中第一項」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

規定する同一の業務を停止すべきことを命ずることができる。

一 当該命令の理由となつた行為をしたと認められる販売業者又は役務提供事業者の特定関係法人において、当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つて

いると認められる者

二 自ら販売業者又は役務提供事業者として当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者

三 当該命令により禁止を命ずる範囲の業務と同一の業務を行つていると認められる者

四 前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（主務省令で定める方法を除く。）による提供は、当該連鎖販売契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

この場合において、当該連鎖販売業を行つ者は、当該書面を交付したものとみなす。

第五十九条の見出しを「（統括者等に対する連鎖販売取引の停止等）」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「第三十七条」を「第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項前段の規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が個人であり、かつ、その特定関係法人（統括者、勧誘者若しくはその使用者（当該命令の日前一年以内において役員又は使用者であつた者を含む。次条第四項において同じ。）が事業経営を実質的に支配する法人その他の政令で定める法人をいう。以下この項及び同条第四項第一号において同じ。）において、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務と同一の業





について広告をするに際し」を「に関し」に、「当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、当該商品の性能若しくは当該特定権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該特定権利の売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。
- 二 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、第十二条の六第一項各号に掲げる事項につき表示をしない行為又は不実の表示をする行為
- 三 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、次に掲げる事項につき、人を誤認させるような表示をする行為
- 四 売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回若しくは当該売買契約若しくは当該役務提供契約若しくは当該役務提供

について広告をするに際し」を「に関し」に、「当該

契約の解除に関する事項（第十五条の三の規定に関する事項を含む。）又は顧客が当該

売買契約若しくは当該役務提供契約の締結を必要とする事項について、不実のことを告げる行為

第五章の三中第五十八条の二十五の次に次の

一条を加える。

#### （適格消費者団体への情報提供）

第五十八条の二十六、消費安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条の七第一項に規定する消費生活協力団体及び消費生活協力員は、販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行なう者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者が不特定かつ多数の者に対しても第五十八条の十八から第五十八条の二十四までに規定する行為を行なう又は行なうおそれがある旨の情報を得たときは、適格消費者団体が第五十八条の十八から第五十八条の二十四までの規定による請求をする権利を適切に行使するため必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、当該情報を提供することができる。

〔第六十六条第五項〕に改める。

〔第四十四条第二項〕〔第五条第三項〕において読み替えて準用する場合を含む。〕を、「第六条第四項」の下に、「第十三条第二項」を加え、「第六条第五項第三号」を、「第十八条第二項（第十九条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十条第二項、第二十六条第五項第三号」に改め、「第三十四条第四項」の下に、「第三十七条第三項」を、「金額に係るものに限る。」

の下に、「第四十二条第四項」を、「第五十二条第三項」の下に、「第五十五条第三項、第五十八条の七第二項（第五十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

二 前条において準用する民事訴訟法第七百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

第六章中第六十九条の二の次に次の二条を加える。

〔外国執行当局への情報提供〕

第六十九条の三 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（次項及び第三項において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

二 前項の規定による情報の提供については、

当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がなければ

外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪

経過する日）までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは「に」に改め、同条第二項中の「ために商行為となる」を「が営業のために又は営業として締結することとなる」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十六条の四中「第一百八条及び」を「第一百七十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）において同じ。」及び第三項、第一百八条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第一百八条第二項中「裁判所書記官」に改め、「職員」との下に「同項中最高裁判所規則」とあるのは「主務省令」とを加える。

第六十六条の五第一項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 前条において準用する民事訴訟法第七百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

第六章中第六十九条の二の次に次の二条を加える。

〔外国執行当局への情報提供〕

第六十九条の三 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（次項及び第三項において「外国執行当局」という。）

に対し、その職務（この法律に規定する職務に相当するものに限る。次項において同じ。）

の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

二 前項の規定による情報の提供については、

当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がなければ

外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪

- 一 商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、当該商品の性能若しくは当該特定権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該特定権利の売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認せる表示をする」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。
- 二 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面に、第十二条の六第一項各号に掲げる事項につき表示をしない行為又は不実の表示をする行為
- 三 特定申込みに係る書面又は手続が表示される映像面において、次に掲げる事項につき、人を誤認させるような表示をする行為
- 四 売買契約又は役務提供契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回若しくは当該売買契約若しくは当該役務提供契約若しくは当該役務提供

七日を経過する日後であるときは、その七日を

(同項において「検査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

<sup>3</sup> 主務大臣は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事案件の検査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事案件の検査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について検査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事案件の検査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

<sup>4</sup> 主務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならぬ。

第七十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第六条」の下に「第十三条の二」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十二条の六第一項の規定に違反して、表示をせず、又は不実の表示をしたとき。

第七十条に次の一号を加える。

三 第八条第一項若しくは第二項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十五条第一項から第三項まで、第十五条の二第一項若し

くは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十三条の二第一項から第五項まで、第四十九条の二第一項から第四項まで、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第二項、第五十八条の十三第一項若しくは第二項又は第五十八条の十三の二第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第四条、第五条、第十八条、第十九条、第三十七条、第四十二条、第五十五条、第五十八条の七又は第五十八条の八」を「第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項から第三項まで、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十八条の七第一項又は第五十八条の八第一項若しくは第二項」に改め、同条第一号中「第七十条第一項若しくは第二項」に改め、同条第一号中「第七十条第一項若しくは第二項」に改め、同条第一号中「第七十条第一号及び第二号」に改め。

二 第六十六条第三項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第六十六条第三項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第七十二条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同项第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同項第八号とし、同项第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同项第七号とし、同项第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同项第六号とし、同项第四号中「第二十条」を「第二十条第一項に「者」を「とき。」に改め、同号を同项第五号とし、同项第三号の次に次の一号を加える。

四 第十二条の六第二項の規定に違反して、同項各号に掲げる表示をしたとき。

第七十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第三号中「第六十六条第四項」を「第六十六条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第六十六条第三項(同条第五項)」を「第六十六条第四項(同条第六項)」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え

る。

二 第六十六条第三項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第六十六条第三項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第七十四条第一項中「各号で」を「各号に」に改め、同項第一号中「第七十条第二号」を「第七十条第三号」に改め、同項第二号中「第七十条第一号」を「第七十条第一号」に改め、同項第二号中「第七十条第一号及び第二号」に改め。

二 第二条 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項中「預託等取引契約」を「預託等取引」に、「契約を」を「取引を」に改め、同項第一号中「政令で定める物品(以下「」を削り、「特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正)」に改め、同項第一号中「第七十条第一号」を「第七十条第一号」に改め、同項第二号中「施設等取引」を「取引」に改め、同項第二号中「施設等取引」を「取引」に改め、同項第一号中「政令で定める物品(以下「」を削り、「特定商品を「物品」に改め、「」)を削り、「契約」を「取引」に改め、同項第二号中「施設の利用に関する権利」を「権利」に、「施設の利用に関する権利」を「権利」に、「契約」を「取引」に改め、同号に次のように加える。

イ 施設の利用に関する権利であつて政令で定めるもの

第三節 販売を伴う預託等取引に関する解説等の特則 第十七条

第四章 違反に対する措置等 第十八条 第二十五条

第五章 雜則 第二十六条 第三十一条

第六章 罰則 第三十二条 第三十八条

附則 第一章 総則

第一条 中「特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約」を「預託等取引契約」に、「を図ることにより、預託等取引契約に係る」を「に図することにより、預託等取引契約とともに、販売を伴う預託等取引を原則として禁止する等の措置を講ずることにより、「」に改める。

第二条 第二項中「預託等取引契約」を「預託等取引」に、「契約を」を「取引を」に改め、同項第一号中「政令で定める物品(以下「」を削り、「特定商品を「物品」に改め、「」)を削り、「契約」を「取引」に改め、同項第二号中「施設の利用に関する権利」を「権利」に、「施設の利用に関する権利」を「権利」に、「契約」を「取引」に改め、同号に次のように加える。

イ 施設の利用に関する権利であつて政令で定めるもの

口 物品の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利

第二条 第二項中「預託等取引契約」を「預託等取引」に、「特定商品」を「物品」に、「施設利用権」を「特定権利」に、「目的とするために」を「対象とする」に改め、「の締結及びその履行」を削り、「並びに」を「及び」に改め 同条第三項中「預託等取引契約」を「預託等取引」に、「の締結又は更新についての」を「について」に、「目的とするために当該特定商品又は施設利用権を購入するため

第二節 契約の締結等の禁止等 第十四

させることについての」を「対象とする物品又は特定権利の販売に関する」に改め、同条第四項中「預託等取引契約」を「預託等取引に係る契約（以下「預託等取引契約」という。）」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

## 第二章 預託等取引

### 第一節 預託等取引に関する規制

第三条第一項第一号中「あつて」を「であつて」に改め、「についての当該預託等取引契約の概要」を削り、同項第二号中「あつて」を「あつて」に改め、同条第二項中「締結した」を「締結し、又は更新した」に改め、同項第一号及び第二号中「商品」を「物品」に、「施設利用権」を「特定権利」に改め、同項第三号中「特定商品又は施設利用権」を「物品又は特定権利」に、「あつては」を「あつては」に改め、同項第四号中「あつては」を「あつては」に改め、同項第五号中「第八条第一項から第三項まで並びに第九条第一項及び第二項を第七条第一項から第四項まで、第八条第一項及び第二項並びに第十七条第一項から第四項まで」に改め、同項第七号中「商品」を「物品」に、「施設利用権」を「特定権利」に、「あつては」を「あつては」に改め、同条に次の二項を加える。

3 預託等取引業者は、前二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客又は預託者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。次項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該預託等取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

4 前項前段の規定による第二項の書面に記載すべき事項の電磁的方法（内閣府令で定める方法を除く。）による提供は、預託者の使用に

係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該預託者に到達したものとみなす。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「不当な勧誘等の禁止」を付し、同条第一項中「勧誘者」の下に「（以下「預託等取引業者等といふ。）」を加え、「又は更新についての」を「若しくは更新についてに」「ときは」を「に際し」といふ。

又は預託等取引契約の解除を妨げるために、しつこくは更新についての見出しを削り、同条に見出しとして「特定商品又は施設利用権の購入」を「当該預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利の販売」に、「であつて」を「であつて」に改め、同条

第二項を次のように改める。

2 預託等取引業者等は、預託等取引契約の締結若しくは更新についての見出しを削り、同条に見出しとして「預託等取引契約の解除」を付し、同条第一項中「経過したときを除き書面」を「経過するまでの間（預託者が、預託等取引業者等がこの項の規定による預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による預託等取引契約の解除を行わなかつた場合には、預託等取引業者又は勧誘者」を「預託等取引業者等」に改め、第一号を削り、同条第二号中「よつて」を「よつて」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に、「であつて」を「であつて」に改め、同号を同条第二号とする。

第六条の見出しを削り、同条中「預託等取引契約」を「預託等取引」に改め、「に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければ」を「に」と備え置かなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 預託等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、預託者ごとに当該預託者が締結し、又は更新した預託等取引契約に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

3 預託者は、預託等取引業者に対し、内閣府令で定めるところにより、第一項の書類又は前項の帳簿書類（自らが締結し、又は更新した預託等取引契約に関するものに限る）の開

覧又は謄写を請求することができる。この場合において、預託等取引業者は、当該請求が当該預託等取引業者の業務の運営を害することを目的とすることが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

第六条の次に次の節名を付する。

第二節 預託等取引契約の解除等

第七条を削る。

第八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（預託等取引契約の解除）」を付し、同条第一項中「経過したときを除き書面」を「経過するまでの間（預託者が、預託等取引業者等がこの項の規定による預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者等が威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による預託等取引契約の解除を行わなかつた場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところによりこの項の規定による預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から十四日を経過するまでの間）は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に改め、同項後段を削り、同条に次の各号を加える。

一 第三十二条 五億円以下の罰金  
二 第三十三条第二号 三億円以下の罰金  
三 第三十三条第一号 一億円以下の罰金  
四 第三十四条から前条まで 各本条の罰金刑

第八条を第七条とする。

第十七条中「代表者」の下に「若しくは管理人」を加え、「関し前三条の」を「関して、次の各号に掲げる規定の」に、「又は人に」を「に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

1 前項の規定により第三十二条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

2 前項の規定により第三十二条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団又は財團について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財團を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十七条を第三十八条とし、第十五条及び第十六条を削る。

第十四条の前の見出しを削り、同条中「一に」

一 書面 当該書面を発した時  
二 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時

第八条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、

を「いすれかに」に、「者は、二年」を「場合に」は、当該違反行為をした者は、三年に、「又は百万円」を「若しくは三百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第七条第一項」を「第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十一条第一項から第三項まで」に、「者を「とき」に改め、同条を第三十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

第十四条 次の各号のいすれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下第三次とし、同条の次に次の四条を加える。

は物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十六条 次の各号のいすれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は虚偽の記載のある書類を備え置いたとき。

二 第六条第二項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をしたとき。

三 第六条第三項の規定に違反して、書類又は帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより前項の規定により委任された権限の一部をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条の二に次の二項を加える。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより前項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

第十三条の二を第三十一条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

## 第六章 罰則

第十二条第二項の申請書又は同条第三項において準用する第十一条第二項若しくは第十五条第一項において準用する場合を含む。の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に係る記録媒体に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

二 第十二条第二項の申請書又は同条第三項において準用する第十一条第二項若しくは第十五条第一項において準用する場合を含む。の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に係る記録媒体に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

二 第二条第二項の規定を第十五条第一項において準用する場合を含む。の申請書又は第十条第二項若しくは第三項これららの規定を第十五条第一項において準用する場合を含む。の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に係る記録媒体に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

三 偽りその他不正の手段により第九条第一項の確認又は第十四条第二項の確認を受けたとき。

第十三条を第三十条とし、第十二条を第二十九条とする。

第十二条の二中「第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、」を「第二条第一項第二号イ若しくは第二項、第三条第三項又は」に改め、「若しくは第二項又は第十条第一項」を削り、同条を第二十八条とする。

第十二条中「第三条から第六条まで、第八条及び第九条」を「前三章」に改め、同条を第二十九条とする。

第十二条第一項中「政令で定めるところにより預託等取引業者若しくは勧誘者に対し報告をさせ」を「預託等取引業者等若しくは密接関係者に對し、その預託等取引に関する業務若しくは預託等取引の対象とする物品若しくは特定権利の販売に関する業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ」に、預託等取引業者の事業所を「当該預託等取引業者等若しくは密接関係者との事務所その他の当該預託等取引に関する事業若しくは当該物品若しくは特定権利の販売に関する事業を行なう場所」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の七条、章名及び一条を加える。

(預託等取引の停止等)

第十九条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により預託等取引の停止を命ずる預託等取引業者が個人であるときは、当該預託等取引業者に対する、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務を當む法人(人格のない社団又は財團で代表者は又は管理人の定めがあるもの)の当該業務を担当する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項及び次条において同じ。)となることの禁止を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、預託等取引業者に対する前条第一項の規定により預託等取引の停止を受けないで売買契約の締結又は預託等取引の引受けないで売買契約の締結又は更新を行つたとき。

全部若しくは一部を停止すべきことを命じ、その他顧客又は預託者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三条第一項若しくは第二項又は第四条第一項の確認又は第十四条第二項の確認を受けたときは、当該停止を命ずる範囲の預託等取引を受けないで売買契約の締結又は預託等取引の引受けないで売買契約の締結又は更新を行ふときは、その旨を公表しなければならない。

二 第九条第一項の規定に違反して、同項の確認を受けないで売買契約の締結又は預託等取引の引受けないで売買契約の締結又は更新を行つたときは、その旨を公表しなければならない。

三 第十四条第一項の規定に違反して、第九条第一項の確認及び第十四条第二項の確認を受けないで売買契約の締結又は預託等取引の引受けないで売買契約の締結又は更新を行ふときは、その旨を公表しなければならない。

2 内閣総理大臣は、預託等取引業者に対する前条第一項の規定により預託等取引の停止を命ずることに応じ、当該各号に定める者が当該命

令の理由となつた事実及び当該事実に關してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による預託等取引に係る業務を制限することが相當と認められる者として内閣府令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当することを含む)の禁止を命ずることができる。

一 当該預託等取引業者が法人である場合

その役員(当該命令の日前一年以内において役員であつた者を含む。次条において同じ。)及びその事業所の業務を統括する者その他の政令で定める使人(当該命令の日前一年以内において当該政令で定める使人であつた者を含む。次号及び同条において単に「使用人」という。)

二 当該預託等取引業者が個人である場合

その使用者(特定期限における義務の停止等の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(特定期限における義務の停止等)

第二十一条 内閣総理大臣は、第十九条第一項の規定により預託等取引の停止を命ずる預託等取引業者が個人であり、かつ、特定関係法人預託等取引業者又はその役員若しくはその使用者が事業経営を実質的に支配する法人の他の政令で定める使人をいう。以下この項目及び次項において同じ。)において、当該停止を命ずる範囲の預託等取引に係る業務と同一の業務を行つてゐると認めるときは、当該預託等取引業者に対する命令の停止を命ずることとする。

2 内閣総理大臣は、前条の規定により当該停止を命ずることとする。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(送達すべき書類)

第二十二条 この法律の規定による命令は、内閣府令で定める書類を送達して行う。

(送達すべき書類)

第二十三条 前条の規定による送達について

は、民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第九十九条、第一百一条、第二百三条、第二百五条、第二百六条、第二百七条第一項(第一号に係る部分に限る。次条第一項第二号において同じ。)及び第三項、第二百八条並びに第二百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第二百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同項中「最高裁判所規則」と

2 内閣総理大臣は、前条の規定により当該停止を命ずることとする。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

4 外国においてすべき送達について

は、前項の期間は、六週間とす。

(電子情報処理組織の使用)

第二十五条 消費者庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に關する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつて第二十二条の規定により書類を送達して行うこととしているものに關する事務を、同法第七条第一項の規定

2 内閣総理大臣は、前条の規定により当該停止を命ずることとする。

3 内閣総理大臣は、外國執行當局からの要請があつたときは、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外國の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされる犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応する旨の要請国の保証がないとき。

4 内閣総理大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならぬ。

第九条に見出しとして「(預託等取引契約の解除及び損害賠償等の額の制限)」を付し、同条第一項中「においてを」「(預託者が、預託等取引業者等が前条第一項の規定による預託等取引契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は預託等取引業者が威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに同項の規定による預託等取引契約の解除を行なつた場合には、預託等取引業者が内閣府令で定めるところにより同項の規定による預託等取引契約の解除を行うことができる旨を記載した書面を交付し、当該預託者がこれを受領した日から十四日を経過した後)」に、「向かつて」を「向かつて」に改め、同条第二項中「預託等取引業者は、」の下に「前項の規定により」を加え、「特定商品」を「物品」に、「施設利用権」を「特定権利」に、「の百分の十」を「に対する法定利率により算出した額」に、「記載された商品を記載された物品に改め、同条を第八条とし、同条の次に第一章及び章名を加える。

第三章 販売を伴う預託等取引の禁止等  
第一節 勧誘等の禁止等

(勧誘等の禁止)

第九条 預託等取引業者等は、預託等取引業者又は密接関係者(預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利の販売を行う者その他の預託等取引業者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。)が販売しようとする物品又は特定権利に係る売買契約当該物品又は特定権利を預託等取引契約の対象とする売買契約に限る。以下同じ。)が

内閣府令で定める者をいう。以下同じ。)が販売しようとする物品又は特定権利に係る売買契約当該物品又は特定権利を預託等取引契約の対象とする売買契約に限る。以下同じ。)が

第十条 預託等取引業者は、前条第一項の確認(同条第二項の確認の更新を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(確認の申請)

第一条 商号、名称又は氏名

二 本店、支店その他の事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名及び住所

四 確認の対象となる勧誘等に係る物品又は特定権利の種類

五 次条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

六 その他内閣府令で定める事項

(確認の審査)

第十一條 内閣総理大臣は、第九条第一項の確認の申請があつた場合においては、次に掲げる事項を審査し、当該事項がいずれも適正である場合において、その条件は、当該確認又はその更新を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

一 申請者(当該申請に係る勧誘等を行う預託等取引業者をいう。以下この項において同じ。)又は密接関係者が締結しようとする契約の締結及び当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新については、当該物品又は特定権利の種類ごとに、当該預託等取引業者若しくは密接関係者が当該預託等取引契約を締結し、又は当該預託等取引業者が当該預託等取引契約を締結し、若しくは更新することにより、顧客の財産上の利益が不當に侵害されるおそれのないことにつき、あらかじめ、内閣総理大臣の確認を受けなければ、その勧誘等(勧誘又は広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をいう。以下同じ。)をしてはならない。預託等取引業者又は密接関係者が既に販売した物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新に係る勧誘等についても、同様とする。

二 申請者が締結し、又は更新しようとするそれぞれの預託等取引契約において物品の預託を受ける期間又は特定権利を管理する期間並びに当該それぞれの預託等取引契約によって顧客に供与される財産上の利益の金額供与される財産上の利益が金銭以外の場合においては、当該財産の価額)及び

三 申請者が第九条第一項の確認の有効期間内に締結し、又は更新しようとする全ての預託等取引契約によって顧客に供与する財産上の利益の総額の見込額

四 第二号の預託等取引契約に基づいて預託等取引契約に於ける預託等取引契約の有効期間並びに当該それぞれの預託等取引契約によって顧客に供与される財産上の利益の金額供与される財産上の利益が金銭以外の場合においては、当該財産の価額)及び

五 申請者が第二号の預託等取引契約に基づいて預託等取引契約に於ける預託等取引契約の有効期間並びに当該それぞれの預託等取引契約によって顧客に供与される財産上の利益の金額供与される財産上の利益が金銭以外の場合においては、当該財産の価額)及び

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 前項の場合において、確認の更新がされたときは、その確認の有効期間は、従前の確認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとす

3 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録に係る記録を添付することができる。

2 内閣総理大臣は、第九条第一項の確認をし

ようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。

## (変更の確認等)

第十二条 第九条第一項の確認を受けた預託等取引業者は、第十条第一項第一号から第五号までの事項を変更しようとするときは、内閣総理大臣の変更の確認を受けなければならぬ。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更の確認の申請をしようとする預託等取引業者は、変更に係る事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第十条第二項及び第三項並びに前条の規定は、第一項の変更の確認について準用する。

この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(変更しようとする事項については、その変更後のもの)」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第十条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

5 第九条第一項の確認を受けた預託等取引業者は、第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

## (確認の取消し)

第十三条 内閣総理大臣は、第九条第一項の確認(前条第一項の変更の確認を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第九条第一項の確認を受けたことが判明したとき。
- 二 第九条第五項の規定により同条第一項の確認に付された条件に違反したとき。

令和三年六月九日 参議院会議録第二十九号

三 第十一条第一項第五号の経済的基礎を欠いたことによって顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれがあると認められるとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

## 第二節 契約の締結等の禁止等

第十四条 預託等取引業者は、第九条第一項の確認及び次項の確認を受けていない種類の物品又は特定権利については、自ら売主となる

売買契約の締結及び自己又は密接関係者が販売しようとする当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新をしてはならない。

預託等取引業者又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新をしてはならない。

内閣総理大臣は、第二項の確認をしよう

するときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。

(確認の申請に係る規定の準用)

第十五条 第十条の規定は、前条第二項の確認について準用する。この場合において、第十条第一項第四号中「勧誘等」とあるのは「売買契約又は預託等取引契約」と、同項第五号中

「第四号」とあるのは「第三号」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

3 第九条第一項の確認を受けた預託等取引業者は、同項の確認を受けた種類の物品若しくは特定権利に係る売買契約を締結しようとするとき及び当該物品若しくは特定権利であつて自己若しくは密接関係者が販売しようとするものを対象とする預託等取引契約の締結若しくは更新をしようとするとき又は預託等取引業者若しくは密接関係者が既に販売した物品若しくは特定権利であつて同項の確認を受けたものを対象とする預託等取引契約の締結若しくは更新をしようとするときは、その確認の有効期間内において、あらかじめ、次に掲げる事項について、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

4 当該売買契約又は預託等取引契約の内容

が第九条第一項の確認の対象とされた売買契約又は預託等取引契約の内容(第十一條第一項第一号から第三号までに規定する事

二 顧客の知識、経験、財産の状況及び当該売買契約を締結し、又は当該預託等取引契約を締結し、若しくは更新する目的に照らして、当該売買契約の締結又は当該預託等取引契約の締結若しくは更新が顧客の財産上の利益を不当に侵害するものでないこ

と。  
3 第九条第一項の確認及び前項の確認を受けないで締結し、若しくは更新した預託等取引契約は、その効力を生じない。

4 内閣総理大臣は、第二項の確認をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。

(確認の申請に係る規定の準用)

第十六条 内閣総理大臣は、第十四条第二項の確認をした売買契約又は預託等取引契約について、次の各号のいずれかに該当するときは、その確認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第十四条第一項の確認を受けたことが判明したとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に対する違反があつたとき。

三 第十三条の規定により第九条第一項の確認が取り消された場合において、当該確認に係る売買契約の締結又は預託等取引契約の締結

若しくは更新について第十四条第二項の確認を受けているときは、同項の確認は取り消されたものとみなす。

## 第三節 販売を伴う預託等取引に関する解除等の特則

第十七条 預託者が第七条第一項の規定により預託等取引契約の解除を行った場合には、現

に効力を有する当該預託等取引契約の対象と

する物品又は特定権利に係る売買契約(第十

四条第二項の確認を受けたもののうち、同項の確認を受けた日以後に締結されたものに限

る。以下この条において同じ)は、当該預託

者が当該解除を行った時に解除されたものとみなす。ただし、当該預託者が反対の意思を表示しているときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合には、預託等取引業者又は密接関係者は、当該売買契約の

解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求

することができない。

3 第一項本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合には、当該売

買契約に係る物品の引渡し又は特定権利の移

転が既にされているときは、その返還に要す

る費用は、当該物品又は特定権利を販売した

預託等取引業者又は密接関係者の負担とす

ることができる。

4 預託等取引業者又は密接関係者は、第一項

本文の規定により売買契約が解除されたものとみなされた場合には、既に当該売買契約に

基づき引き渡された物品が使用され又は移転

された特定権利が行使されたときにおいて

も、預託者に対し、当該物品の使用により得

られた利益又は当該特定権利の行使により得

られた利益に相当する金銭その他の金銭の支

払を請求することができない。

5 前各項の規定に反する特約で預託者に不利

消费者被害の防止及びその回復の促進を図るために特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案

なものは、無効とする。

#### 第四章 違反に対する措置等

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)

第三条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条」を「第九十三条」に、「第九十三条—第九十九条」を「第九十四条—第一百条」に改める。

第九十九条「次の」の下に「各号の」を加え、同条第九号中「第九十一条第二項」を「第九十二条第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第九十一条第二項の規定に違反して、書類を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

第九十八条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条を第九十九条とする。

第九十七条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条を第九十八条とする。

第九十六条第一項中「前三条」を「第九十四条、第九十五条第一項又は前条」に改め、同条を第九十七条とする。

「者は」を場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者を」ときに改め、同条第二号中「した者」を「したとき」に改め、同条を第九十六条とする。

第九十四条を削り、第九十三条を第九十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第九十五条 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三

項の認可を受けたときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第八十一条の規定に違反して、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者は、百万円以下の罰金に処する。

第三章第四節中第九十二条を第九十三条とする。

第九十二条の見出しを削り、同条の次に次の一条を加える。

第三章第四節中第九十二条を第九十三条とする。

第九十二条の見出し及び一条を加える。

(特定適格消費者団体への協力等)

第九十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に進行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号又は預託等取引に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)に基づく処分に關して作成した書類で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により書類の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該書類を当該被害回復裁判手続の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特定商取引に関する法律第六十四条第二項の改正規定(第六条第四項)の下に「第十三第二項」を加える部分に限る)並びに次条第一項、附則第三条第一項及び附則第三条中特定商取引に関する法律第六十七条第一項に二項を加える改正規定

第一条 中特定商取引に関する法律第六十七条第一項の規定(前条第三項に掲げる改正規定に限る)に於ける改正規定、同条の改正規定及び同条の次に第一条中特定商取引に関する法律第六十七条第一項及び第三項の規定に於ける改正規定並びに次条第二項の規定を加える改正規定並びに次条第二項の規定を加える改正規定、同法第五条の改正規定、同法第七条第一項の改正規定、同法第五十六条第一項及び第六項並びに附則第三条第三項 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第一条中特定商取引に関する法律第四条に二項を加える改正規定並びに次条第三項、第四項、第九項、第十一項、第十三項、第十五項及び第十六項並びに附則第三条第三項 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二条の規定(同号イ)に掲げる改正規定に限る。

第五項において同じ。による改正後の特定商取引に関する法律(以下この条において「新○特定商取引法」という。)第四条第二項(新○特

定商取引法第五条第三項において読み替えて準用する場合を含む)、第十八条第二項(新○特

定商取引法第十九条第三項において読み替えて準用する場合を含む)、第二十条第二項、第三

十七条第三項、第四十二条第四項、第五十五条

第三項又は第五十八条の七第二項(新○特定商

取引法第五十八条の八第三項において読み替えて準用する場合を含む)の政令の制定の立案のため、新○特定商取引法第六十四条第二項の規

定の例により、消費者委員会及び消費經濟審議会に諮問することができる。

2 第一条の規定(前条第一号に掲げる改正規定に限る)による改正後の特定商取引に関する法律第五十九条第一項の規定は、同号に掲げる規

定の施行の日以後に販売業者から送付があつた商品の返還の請求について適用し、同日前に販

売業者から送付があつた商品の返還の請求については、なお従前の例による。

2 第一条の規定(前条第一号に掲げる改正規定に限る)による改正後の特定商取引に関する法律第五十九条第一項の規定は、同号に掲げる規

定の施行の日以後に販売業者から送付があつた商品の返還の請求について適用し、同日前に販

売業者から送付があつた商品の返還の請求については、なお従前の例による。

3 新○特定商取引法第四条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに第二十条第二

項の規定は、○施行日以後に販売業者又は役務提供事業者が受ける売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用する。

4 新○特定商取引法第五条第三項において読み替えて準用する新○特定商取引法第十九条第

三項において読み替えて準用する新○特定商

取引法第十八条第二項及び第三項の規定は、○施

行日以後に締結される売買契約又は役務提供契

<p>約について適用する。</p> <p>○第一条の規定(前条各号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正後の特定商取引に関する法律(以下この項において「○この法律の施行の日(以下「○」という)」)</p> <p>は役務提供事業者が○施行日以後にする新特定商取引法第三条、第三条の二(第二項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第七条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないこと又は特定商取引法(以下この項において「○」という)による改正後の特定商取引に関する法律(以下この項において「○この法律の施行の日(以下「○」という)」)</p>
<p>又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関する業務の停止を命ずる場合についてはなお従前の例による。</p> <p>新特定商取引法第二十三条第二項並びに第二十三条の二(第一項及び第二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が施行日以後にする新特定商取引法第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二十一条の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第二十二条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関する業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。</p>
<p>新特定商取引法第十五条第二項並びに第十五条の二(第一項及び第二項の規定は、販売業者は役務提供事業者が施行日以後にする新特定商取引法第十二条、第十三条の三(第五項を除く。)、第十二条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは第十三条の二の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第十四条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関する業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。</p> <p>新特定商取引法第十五条第二項並びに第十五条の二(第一項及び第二項の規定は、販売業者は役務提供事業者が施行日以前にした旧特定商取引法第十二条、第十三条の三(第五項を除く。)、第十二条の五、第十二条の六、第十三条第一項若しくは第十三条の二の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第十四条第一項各号に掲げる行為又はこれらの行為に係る同項の規定による指示に従わないことに関する業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。</p>
<p>新特定商取引法第三十七条第三項及び第四項の規定は、○施行日以後に締結される特定商取引に関する法律第三十三条规定する連鎖販売取引(次項において単に「連鎖販売取引」という。)についての契約について適用する。</p> <p>新特定商取引法第三十九条第四項及び第三十九条の二(第一項から第四項までの規定は、特定商取引に関する法律第三十三条规定する連鎖販売取引(以下この項において単に「統括者」という。)が施行日以後にする新特定商取引に関する法律第三十三条规定する連鎖販売取引(以下この項において単に「一般連鎖販売業者」という。)が施行日以後にする新特定商取引法第三十三条规定する連鎖販売取引(以下この項において単に「一般連鎖販売業者」という。)が施行日以前にした旧特定商取引法第三十三条の二(第一項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三(第五項を除く。)若しくは第三十七条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為若しくは新特定商取引法第三十八条第三項の規定による指示に従わないことに関する業務の停止を命ずる場合については、なお従前の例による。</p>
<p>新特定商取引法第四十二条第四項及び第五項の規定は、○施行日以後に締結される特定商取引に関する法律第四十一条第一項第一号に規定する特定商取引契約又は同項第二号に規定する特定権利販売契約について適用する。</p> <p>新特定商取引法第四十二条第四項及び第五項の規定は、○施行日以後に締結される特定商取引に関する法律第四十一条第一項第一号に規定する特定商取引契約又は同項第二号に規定する特定権利販売契約について適用する。</p>



官報(号外)

- 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十  
五号)第二十九条の四第一項第一号ハ及び第  
三十三条の五第一項第二号
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和  
二十六年法律第六十九号)第九十八条第五  
号
- 三 商品投資に係る事業の規制に関する法律  
(平成三年法律第六十六号)第六条第二項第三  
号
- 四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律  
第一百五号)第七十条第一項第五号
- 五 金融サービスの提供に関する法律(平成十  
二年法律第一百一号)第十五条第一号ワ
- 六 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二  
十一年法律第四十八号)第四条第一項第十一  
号及び第六条第二項第四号
- (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に  
関する法律の一一部改正)
- 第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制  
等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)  
の一部を次のように改正する。
- 別表第三中第九十一号を第九十二号とし、第  
六十五号から第九十号までを「号ずつ繰り下  
げ、第六十四号の次に次の二号を加える。
- 六十五 預託等取引に関する法律(昭和六十  
一年法律第六十二号)第三十二条(勧誘等の  
禁止等)の罪

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止の  
ための特別措置に関する法律の一部を改正す  
る法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年六月八日

參議院議長 山東 昭子殿

農林水産委員長 上月 良祐

一 要領書	二、委員会の決定の理由	三、鳥獸の生息状況及び生息環境等に関する調査
本法律案は、鳥獸による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の一層の推進を図るため、対象鳥獸の捕獲等の強化、捕獲等をした対象鳥獸の適正な処理及び有効利用のための措置の拡充、人材育成の充実強化並びに銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。	なお、別紙の附帯決議を行つた。	一つには、鳥獸による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にあり、これに對処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して継続的かつ喫緊の課題となつてゐる。
一、費用	本法施行のため、別に費用を要しない。	二、農山漁村地域において鳥獸による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にあり、これに對処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して継続的かつ喫緊の課題となつてゐる。
附帯決議		よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。
一 被害防止計画に基づく対象鳥獸の捕獲等の拡充に当たつては、鳥獸被害対策実施隊の更なる設置数の増加を図るとともに、狩猟者の実施隊員への移行・加入の促進等、必要な措置を的確に講じること。また、実施隊における多様な人材の活用への配慮に当たつては、実施隊の活動と連携して農業者や農林業団体が積極的かつ効果的に被害防止策に取り組む優良事例がみられる実情等を十分に踏まえるよう、市町村に対し周知徹底を図ること。	二、農山漁村地域において鳥獸による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にあり、これに對処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して継続的かつ喫緊の課題となつてゐる。	三、鳥獸の生息状況及び生息環境等に関する調査について、鳥獸の個体数等の正確な把握に努め、その調査結果に基づき、農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数等の目標水準を設定するとともに、実績について正確な分析及び検証を行う等、効果的かつ効率的な運用を行うこと。その際、人獣共通感染症対策の観点にも留意し、必要な措置を講じること。
四 捕獲等をした鳥獸についての有効な利用の促進に当たつては、食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用促進と併せて、動物園での飼料としての利用、油脂や骨の加工製品化等、幅広く多様な利用の在り方について引き続き検討し、その促進のために必要な措置を講じること。その際、一層の利用拡大を図るために、捕獲から処理、加工、流通又は販売を行う事業者等からなる、強固で持続的な流通ネットワークによる安定供給が重要であることを認識し、その環境整備のために必要な支援を行うこと。	五 安全・安心なジビエの提供に向けた野生鳥獸肉の衛生管理に当たつては、平成三十年五月に制定された国産ジビエ認証制度の趣旨及び目的を踏まえて、同制度の普及促進を図るとともに、認証に取り組む事業者に対するきめ細かな支援を行うこと。また、衛生管理の基準等についても、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等に係る最新の家畜防疫対策の状況を踏まえるとともに、人獣共通感染症予防の観点にも留意し、適宜、適切な見直しを検討すること。	四、被害防止施策の実施に当たつては、シカを仲介したヤマビルによる地域住民等への被害、鳥獸に係る二次的な被害状況を踏まえ一體的な対策を講じるなど、地域の実情に即した取組が進められるよう、市町村に対し適切に指導・助言を行うこと。
九 被害防止施策の実施に当たつては、シカを仲介したヤマビルによる地域住民等への被害、鳥獸に係る二次的な被害状況を踏まえ一體的な対策を講じるなど、地域の実情に即した取組が進められるよう、市町村に対し適切に指導・助言を行うこと。	八、鳥獸の捕獲等を推進する一方で、動物愛護やアニマルウェルフェアの観点及び国際的なOIEコードの関連条項等に留意し、保護すべき動物の錯認捕獲の防止策、捕獲鳥獸の適切な処理方法の在り方等について、厳格な指導・監督を行ふとともに、必要に応じて運用マニュアルの見直し等の検討を行うこと。	七、東日本大震災から十年余が経過するに至つても、未だに鳥獸の捕獲等又は捕獲等をした鳥獸の利用が困難となつてゐる地域があることに鑑み、平成二十八年改正で設置された鳥獸被害対策推進会議が中心的な役割を担い、関係行政機関が相互に連携して、一体的かつ効果的な支援を継続的に実施すること。

一 都道府県が広域的な捕獲活動を実施するに当たつては、改正後の法第七条の二等に規定する「被害の防止に関し必要な措置」として、個体数の周知を徹底するとともに、育成のための研修の実施その他の必要な措置を講じるに当たつては、当事者の声を十分反映するよう努めるこ	二、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	三、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。	右の本院提出案をここに送付する。	七、東日本大震災から十年余が経過するに至つても、未だに鳥獸の捕獲等又は捕獲等をした鳥獸の利用が困難となつてゐる地域があることに鑑み、平成二十八年改正で設置された鳥獸被害対策推進会議が中心的な役割を担い、関係行政機関が相互に連携して、一体的かつ効果的な支援を継続的に実施すること。
參議院議長 山東 昭子殿	參議院議長 山東 昭子殿	八、鳥獸の捕獲等を推進する一方で、動物愛護やアニマルウェルフェアの観点及び国際的なOIEコードの関連条項等に留意し、保護すべき動物の錯認捕獲の防止策、捕獲鳥獸の適切な処理方法の在り方等について、厳格な指導・監督を行ふとともに、必要に応じて運用マニュアルの見直し等の検討を行うこと。
衆議院議長 大島 理森	衆議院議長 大島 理森	九、被害防止施策の実施に当たつては、シカを仲介したヤマビルによる地域住民等への被害、鳥獸に係る二次的な被害状況を踏まえ一體的な対策を講じるなど、地域の実情に即した取組が進められるよう、市町村に対し適切に指導・助言を行うこと。
令和三年六月三日	令和三年六月三日	七、東日本大震災から十年余が経過するに至つても、未だに鳥獸の捕獲等又は捕獲等をした鳥獸の利用が困難となつてゐる地域があることに鑑み、平成二十八年改正で設置された鳥獸被害対策推進会議が中心的な役割を担い、関係行政機関が相互に連携して、一体的かつ効果的な支援を継続的に実施すること。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「食品としての利用等」を「捕獲等鳥獣の有効利用」に改める。

第二条の二第二項中「を防止するため」を「の防止に関し」に改める。

## 官報(号外)

第四条第二項第七号中「有効な利用」を「捕獲等鳥獣の有効利用」に改め、「第十条において同じ」を削り、同項第八号中「食品」の下に「愛玩動物用飼料(愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)第二条第二項に規定する愛がん動物用飼料をいう。第十条の二及び第十五条において同じ。)又は皮革を、「有効な利用」の下に「(以下「捕獲等鳥獣の有効利用」という。)」を加える。

第七条の二第二項中「認めるときは」の下に「協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ」を、「実施」の下に「関係市町村相互間の連絡調整」を加え、「を防止するため」を「の防止に関し」に改める。

第八条中「及び都道府県」を削り、「基づく被害防止策」の下に「並びに都道府県知事が行う第七条の二第二項の調査及び措置」を、「実施に要する費用に対する補助」の下に「、都道府県知事が行う同項の調査及び措置に要する費用に対する補助」を加え、同条に次の二項を加える。

2 都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他該被害防止策の実施に要する費用に対する補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第九条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の

次に次の二項を加える。

4 市町村長は、前項第一号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする。

第十条中「被害防止計画に基づき」を削り、「適正な処理」の下に「捕獲等鳥獣の有効利用に伴うものを除く。」を、「指導」の下に「効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供」を加える。

第十条の二の見出しを「捕獲等鳥獣の有効利用」に改め、同条第一項中「被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用」を「捕獲等鳥獣の有効利用」に、「当該を「捕獲等をした」、「食品等」を「食品又は愛玩動物用飼料」に改め、「提供」の下に並びに当該

対象鳥獣の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進」を加え、同条第二項中「被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用」を「捕獲等鳥獣の有効利用」に、「必要な施設」を捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工に必要な施設並びに当該対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材」に、「とした利用に適した」を「愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した」に、「食品としての利用に係る」及び「食品としての利用等その有効な利用」を「捕獲等鳥獣の有効利用に係る」に改め、同条第三項中「地方公共団体」の下に「捕獲等鳥獣をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工、流通又は販売を行う」を加え、同条に次の二項を加える。

第五条第一項中「又は捕獲等鳥獣の有効利用」に、「研修の実施その他」を「関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他の」に改める。

第十七条第二項中「捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用」及び「その利用を「捕獲等鳥獣の有効利用」に改める。

附則第三条第二項中「平成三十三年十二月三日」を「令和九年四月十五日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

## 審査報告書

水循環基本法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿

孝

## 要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測データを集め、相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。

また、飲用水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずること。

三 法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

第十四条中「技術開発の推進」の下に「及びその成果の普及」を加える。

第十五条中「事項について専門的な知識経験を有する者」を「事項」に改め、「(食品)の下に「愛玩動物用飼料又は皮革」を加え、「について技術的

指導を行う者、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等」を「又は捕獲等鳥獣の有効利用」に、「研修の実施その他」を「関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他の」に改める。

第十七条第二項中「捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用」及び「その利用を「捕獲等鳥獣の有効利用」に改める。

附帯決議

指導を行う者、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等」を「又は捕獲等鳥獣の有効利用」に、「研修の実施その他」を「関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他の」に改める。

一、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一、政府においては、地方公共団体が地下水の適正な保全及び利用を図るために、地域の実情に応じ、法令に違反しない限りにおいて条例で定めることにより、地下水の採取の制限等の他の必要な制限をすることができるところについて、

地方公共団体に対して、周知を行うこと。また、その条例制定等に關し、必要な助言等の支援を行うとともに、制定動向を把握し公表に努めること。

二、地下水マネジメントを推進するため、地方公共団体等により観測されている観測データを集め、相互利用する地下水データベースの構築を推進するとともに、地方公共団体による地下水の適正な保全及び利用に関する協議会の運営や、地方公共団体等が行う地下水に関する観測等に必要な支援を講ずること。

また、飲用水などの生活用水や農業用水としても利用される地下水の水質に影響を及ぼす可能性のある土地の利用に当たっても、地域住民の意見を踏まえた対応が図られるよう必要な措置を講ずること。

三 法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年六月三日

参議院議長 山東 昭子殿

衆議院議長 大島 理森

## 水循環基本法の一部を改正する法律

水循環基本法(平成二十六年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「施策」の下に「(地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。)」を加え

る。

第十二条中「水循環に関する講じた」を「講じた水循環に関する」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(地下水の適正な保全及び利用)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利

用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 審査報告書

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改

正する法律案は、令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿 行政委員会

## 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行おうとする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

よう、覚醒剤取締法等の特例を設けようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案は、令和三年六月三日

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年六月三日

参議院議長 山東 昭子殿 行政委員会

衆議院議長 大島 理森 行政委員会

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案は、令和三年六月三十一日までの間に限り、当該輸入した者を覚醒剤施用機関(覚醒剤取締法第二条第一項に規定する覚醒剤施用機関をいう。)において覚醒剤を携帯して輸入した者については、令和三年八月三十一日までの間に限り、当該輸入した者を覚醒剤施用機関(覚醒剤取締法第二条第一項に規定する覚醒剤施用機関をいう。)において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、同法第十四条第一項及び第十九条の規定を適用する。

目次中「第五章 国民の祝日に関する法律の特例(第三十二条)を「第五節 覚醒剤取締法等の特例(第三十二条)」に改める。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案は、令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿 行政委員会

衆議院議長 大島 理森 行政委員会

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 国民の祝日に関する法律の特例(第三十二条)を「第五節 覚醒剤取締法等の特例(第三十二条)」に改める。

令和三年東京オリンピック競技大会特別措置法の一部を改

正する法律案は、令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿 行政委員会

衆議院議長 大島 理森 行政委員会

令和三年東京オリンピック競技大会特別措置法の一部を改

正する法律案は、令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿 行政委員会

衆議院議長 大島 理森 行政委員会

令和三年東京オリンピック競技大会特別措置法の一部を改

正する法律案は、令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿 行政委員会

衆議院議長 大島 理森 行政委員会

令和三年東京オリンピック競技大会特別措置法の一部を改

正する法律案は、令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿 行政委員会

衆議院議長 大島 理森 行政委員会

ない。

一、覚醒剤取締法第二条第一項に規定する覚醒剤をいう。以下この条において同じ。)を携帯して輸入すること。 令和三年八月八日

二、前号の覚醒剤を携帯して輸出すること。

令和三年八月三十一日

前号(第一号に係る部分に限る。)の規定により覚醒剤を携帯して輸入した者については、令和三年八月三十一日までの間に限り、当該輸入した者を覚醒剤施用機関(覚醒剤取締法第二条第一項に規定する覚醒剤施用機関をいう。)において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、同法第十四条第一項及び第十九条の規定を適用する。

月八日

審査報告書

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿 行政委員会

衆議院議長 大島 理森 行政委員会

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の影響、急激な人口の減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、我が国産業の持続的な発展を図るため、情報技術の進展、エネルギーの利用による環境への負荷の低減等に対応する事業変更を行おうとする者についての計画認定制度の創設、経営革新計画の承認制度等の対象事業者に係る要件の見直し、下請中小企業の取引機会を創出する者の認定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行に要する経費として、令和三年度一般会計予算(経済産業省所管)に株式会社日本政策金融公庫出資金として一億円及び同年度特別会計予算(エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定)にエネルギー・トランジション推進のための利子補給事業費補助金として一億円がそれぞれ計上されている。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、成長戦略の柱である脱炭素化やデジタル社会の実現に向けた取組が早期に実効を上げられる

よう、本法律案で措置される認定事業適応事業者に対する税制等の支援措置はもとより、あらゆる政策を総合的に活用すること。特に、中小企業による脱炭素化やデジタルトランスフォーメーションに向けた取組に對しては、伴走型支援を含めた、よりきめ細かな支援策を講ずること。

二 新たな日常に向けた企業の事業再構築が円滑に進むよう、本法律案で措置される計画認定制度の迅速かつ効果的な運用に努めること。また、中小企業等による事業再構築を推進するため、中小企業等事業再構築補助金の活用に当たっては、認定支援機関による積極的な事業計画の策定支援の確保を図ること。

三 産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法等に規定される多数の計画認定制度による事業者支援策については、利用実績や政策効果の検証を適切に行うとともに、利用者のニーズを踏まえた実効性のある制度となるよう、整理統合等を含めた見直しの検討を適時に行うこと。

四 中小企業に関する制度改革に当たっては、中堅企業への成長を果たす企業の増加に向けて支援の更なる拡充を図るとともに、地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が切り捨てられることなく、また従業員の適切な賃金水準が確保されるよう、必要な予算措置も含め、十分な支援措置を講ずること。

五 我が国のイノベーション促進に向けた規制のサンドボックス制度の一層の活用を促すとともに、効果的なベンチャーエンタープライズ支援策を多面的に講ずること。

六 下請中小企業取引機会創出事業者の認定制度の運用に当たっては、経済産業大臣による報告徵収等を通じた監督を徹底することにより、認定事業者による取引の公正性や透明性の確保に努めること。

また、相対的に立場の弱い中小企業・小規模事業者及びフリーランスの労働者等の権利が不

正な取引環境や労働環境の整備に向けた検討を進めること。

下請Gメンの体制強化を含め、引き続き、適事業者に対する情報システムを利用した第メーションに向けた取組に對しては、伴走型支援を含めた、よりきめ細かな支援策を講ずること。

三者対抗要件の特例の運用に当たっては、認定事業者に対して、情報システムに係る厳格なセキュリティ要件の設定や二重払いの事前防止措置等を求めるとともに、制度の悪用が生じることとのないよう、関係省庁と連携し、利用者の保護に万全を期すること。

右決議する。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年五月二十日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

（産業競争力強化法の一部改正）

第一条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第六条

一 第十四条」を「第二章 新技術等実証及び新事業活動の促進(第五条の二―第十四条)

委員会(第十四条の二―第十四条の六)

規制改革の推進

に、「事業活動における知的財

産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める。

第二条 第二項中「あつて、」の下に「第八条の

「下請Gメン」の体制強化を含め、引き続き、適

析及びその結果の検討を行うものである」と。

第二章 新技術等実証及び新事業活動に

関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

四 第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は「を加え、同条中第三十項を第三十一項とし、第十二項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項第一号ワ中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

三 この法律において「新技術等実証」とは、次項第一号及び第九条第四項第一号において各号のいずれにも該当するものをいう。

一 新技術等(我が国において産業競争力を特に強化すべき事業分野に属する事業活動において用いようとする革新的な技術又は手法であつて、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。)の実用化的可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者(当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下この号、第八条の二第三項第四号及び第八条の三第三項において「参加者等」という。)の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

二 新技術等実証及び新事業活動の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 第八条の二第一項に規定する新技術等実証計画及び第九条第一項に規定する新事業活動計画の認定に関する基本的な事項

四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要な事項

五 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

四 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

五 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

六 第二章 新技術等実証及び新事業活動の促進(第五条の二―第十四条)

事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び新事業活動の促進(第五条の二―第十四条)

委員会(第十四条の二―第十四条の六)

規制改革の推進

に、「事業活動における知的財

の規制の在り方を含めた課題についての分

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定に

よる基本方針の変更について準用する。

第六条第一項中「受けて」の下に「新技術等実証又は」を加え、同条第二項中「当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、行政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において」を削り、「必要が」を「ことが必要かつ適当で」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないと認めるとき、又は適當でないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

4 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置(新技術等実証に係るものに限る)を講ずるか否かを判断するに当たっては、新技術等効果評価委員会をいう。以下この節において同じ。)の意見を聞くものとする。

5 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置(新事業活動に係るものに限る)を講ずるか否かを判断するに当たって必要があると認めるとときは、新技術等効果評価委員会の意見を聞くことができる。

第七条第一項中「新事業活動を」を「新技術等実証又は新事業活動を」に改め、「その実施しようとする」の下に「新技術等実証又は」を加え、「に関する」を「以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。)に関する」に、「この条及び第十四条を「この節及び第一百四十七条第一項に「新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該」を「新技術等実証又は新事業

活動等に対するこれらの」に改め、同条第二項中「当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に關するものであるときは」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第八条の次に次の三条を加える。  
(新技術等実証計画の認定)

第八条の二 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画(以下「新技術等実証計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合には、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 新技術等実証の目標

#### 二 次に掲げる新技術等実証の内容

#### イ 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

#### ロ 第二条第三項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法

#### ハ 第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

#### （認定証の交付等）

5 第二項の規定による求めを受けた主務大臣は、主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

6 第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法

三 新技術等実証の実施期間及び実施場所

四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 第二条第三項第二号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

七 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置(新技術等実

証に係るものに限る。)の適用を受けようとすする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容

八 その他新技術等実証の実施に關し必要な事項

及び実施期間

四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨

三 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聽くものとする。

5 基本方針に照らし適切なものであることを。

二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証(前項第四号に規定する同意の取得を含む。)が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他の関係法令に違反するものでないこと。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務大臣で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

6 第二項の三 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに同項の認定を受けた者(以下「認定新技術等実証実施者」という。)に対し、認定証を交付するものとする。

2 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日

二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容

4 主務大臣は、前二項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。

5 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主

務大臣に返納しなければならない。

6 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。

第九条第一項中「この条、次条及び第百四十九条において」を削り、同条第三項第四号中「第十二条」を「第十二条」に、「の適用」を「(新事業活動に係るものに限る)」の適用に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聞くことができる。

第九条第四項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

第九条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聞くことができる。

第十条第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新事業活動実施者に通知することともに、公表するものとする。

第十二条を削る。

第十二条中「認定新事業活動実施者」を「認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は認定新事業活動実施者」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第十四条の三 委員会は、この法律の規定によ

り十一條主務大臣は、認定新技術等実証実施

者が新技術等実証を実施している間又は認定

新事業活動実施者が新事業活動を実施してい

る間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実

施者又は当該認定新事業活動実施者に対し必

要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第十三条中「第六条第二項の主務大臣及び同

条第三項の関係行政機関の長」を「主務大臣(第

六条第一項の規定による求めに係る新たな規制

の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を

所管する大臣に限る)」に改め、「及び第二項」

を削る。

第十四条第一項中「第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動」を「主務大臣(第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置若しくは第七条第一項の規定による求めに係る法律及び法律に基づく命令又は第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法

律に基づく命令を所管する大臣に限る)」に改め、同条第二項を削る。

第二章に次の一節を加える。

### 第二節 新技術等効果評価委員会

(新技術等効果評価委員会)

第十四条の二 次に掲げるものを行つたため、内閣府に、新技術等効果評価委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

一 新技術等実証及び新事業活動に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価

二 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価

三 前二号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項

(所掌事務)

第十四条の三 委員会は、この法律の規定によ

りその権限に属させられた事項を処理する。

第二章第四節を次のように改める。

第四節 場所の定めのない株主総会等の活用

第六十六条 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社(以下この条において「上場会社」という。)は、株主総会種類

会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員)

第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徵収等)

第十四条の五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは新事業活動計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第十四条の六 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第四項中「関係行政機関の長」の下に「(当該行政機関が合議制である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。)」を加える。

第十九条第一項中「第一百四十七条第一項第二号」を「第一百四十七条第一項第五号」に改める。

第三十二条第五項中「社債、株式等の振替に関する法律」の下に「(平成十三年法律第七十五号)」を加える。

第三十六条中「社債」を「社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。第一百一項第六号において同じ。)」に改める。

第三百四十五条第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 官報(号外)

			第三百九十八条第一項各号列 記以外の部分
第二百九十八条第一項第一号	場所	次に掲げる事項	次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項
第二百九十八条第四項	第一項各号に掲げる事項	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨
第二百九十九条第四項	前条第一項各号に掲げる事項	省令・法務省令で定める事項	省令・法務省令で定める事項
第三百十七条	決議があつた場合には 決議があつた場合に は	産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項各号に掲げる事項その他の経済産業省令・法務省令で定める事項	産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第一項各号に掲げる事項及び同項の経済産業省令・法務省令で定める事項
第三百九十九条第四項	前条第一項各号に掲げる事項	三号	三号
第三百十七条	決議があつた場合には 決議があつた場合に は	産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項各号に掲げる事項その他の経済産業省令・法務省令で定める事項	産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項各号に掲げる事項その他の経済産業省令・法務省令で定める事項
第三百八十三条第一項	法務省令	第三百四十九条の十三第五項 第四号及び第四百六十六条第四項第四号	第三百四十九条の十三第五項 第四号及び第四百六十六条第四項第四号
第三百四十二条の二第三項及 び第三百四十五条第三項	法務省令	事項	事項
第三百八十三条第一項	法務省令	規定期	規定期
第三百四十二条の二第三項及 び第三百四十五条第三項	法務省令	規定期並びに産業競争力強化法第六十六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用するこの法律の規定中	規定期並びに産業競争力強化法第六十六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用するこの法律の規定中
第一項の規定による定款の定めがある上場会社についての会社法第二十九条、第三百四十八条 第三項、第三百四十九条の十三第五項、第四百六十六条第四項、第四百八十二条第三項及び第四百	第一項の規定による定款の定めがある上場会社についての会社法第二十九条、第三百四十八条 第三項、第三百四十九条の十三第五項、第四百六十六条第四項、第四百八十二条第三項及び第四百	九十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	九十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。



諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもつて確定日付とする。
一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができるのこと。
二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するため必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。
3 前項の規定は、債権を目的とする質権の設定(現に発生していない債権を目的とするものを含む)の通知又は承諾について準用する。
4 第一項の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条规定第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七条规定第二項」とあるのは、「第五百条において準用する同法第四百六十七条规定第二項」と読み替えるものとする。

5 主務大臣は、第十条第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
3 第一章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
4 第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

7 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
3 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
4 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

7 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
3 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
4 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

令和三年六月九日 参議院会議録第二十九号  
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令

で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。
4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めたところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
5 主務大臣は、第十条第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

7 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
3 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
4 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

7 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
3 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
4 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令

で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。
4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めたところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

7 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
3 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
4 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令

で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。
4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めたところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

7 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
3 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
4 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
5 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。
6 第二章第一節中第十五条の前に次の款名を付する。

## 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

事業者(当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、その組合員)は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人(新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券(同条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。第三十三条第一項において同じ。)若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有、認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われることについて、経済産業大臣の確認を受けたものに限り、事業を営むことを約することができる。

業計画に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金)を加える。

第十九条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を「組合契約」に改め、同条第三項第一号中「当該特定研究成果活用支援事業計画が」を削る。

第三章第一節中第二十一条の次に次の二款を加える。

## 第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

(革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針)

### 第一款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

業活動の促進

第二十一条の二 経済産業大臣は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項

#### 二 革新的技術研究成果活用事業活動を実施するためには、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び指定金融機関等(第二十一条の六第一項の規定により指定された指定金融機関等)を通じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

#### 三 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

#### 四 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

#### 五 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更等)

#### 六 第二十一条の四 前条第一項の認定を受けた者(以下認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者)という。は、当該認定に係る革新的

れを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定)

第二十一条の三 革新的技術研究成果活用事業活動を実施しようとする新事業開拓事業者は、当該革新的技術研究成果活用事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第一百四十九条において「革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

#### 六 第二十一条の五 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、革新的技術研究成果活用事業活動を円滑化するため、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を調達するため、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号に規定する短期社債を除き、指定金融機関等が引き受けるものに限る。)及び当該資金の借り入れ(指定金融機関等が貸し付けるものに限る。)に係る債務の保証の業務を行う。

外部経営資源活用促進投資事業(以下「改め、同条中「特定新事業開拓投資事業」の下に「及び外部経営資源活用促進投資事業を、業田滑化業務を「特定新事業開拓投資事業及び第一項に掲げる事業及び同法第十七条の第四項に規定する事業以外の行為」とする。第十八条の見出し中「特定新事業開拓投資事業を、業田滑化業務を「特定新事業開拓投資事業及び第一項に規定する事業以外の行為」とする。

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 絏済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこ

## (指定金融機関等の指定)

第二十一条の六 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、革新的技術研究成果活用事業活動を実施するため必要な資金を貸し付ける業務(以下「革新的技術研究成果活用事業活動支援業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者(投資事業有限責任組合を含む。)を、その申請により、指定金融機関等として指定することができる。

## 一 金銭の貸付けその他金融に関する業務を行ふ者

## 二 次項に規定する業務規程が、法令及び実施指針に適合し、かつ、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施するため十分なものであること。

## 三 人の構成に照らして、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施するため十分なものであること。

## 四 前項の規定による指定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、実施指針に即して革新的技術研究結果活用事業活動支援業務に関する規程(次項及び第二十条の八において「業務規程」という。)を定め、これを申請書に添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

## 五 業務規程には、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。

## 六 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

## 七 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

## (指定金融機関等の指定)

令で定めるところにより、革新的技術研究成果活用事業活動を実施するため必要な資金を貸し付ける業務(以下「革新的技術研究成果活用事業活動支援業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者(投資事業有限責任組合を含む。)を、その申請により、指定金融機関等として指定することができる。

執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 役員等(法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。口において同じ。)のうち、次のいずれかに該当する者がある

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

ロ 指定金融機関等が第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第二十一条の八 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

## (業務の休廃止)

第二十一条の九 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関等が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。

2 指定の取消し等

第二十一条の十 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成長発展事業適応(第二条第十二項第一

指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条の十一 指定金融機関等について、第二十一条の九第三項の規定により指定が効力を持ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行った革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。

第二十一条の十二 国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設(土地を含む。)及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるものを、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う者の利用(鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。)に供する業務を行つことができる。

第二十一条の十三 経済産業大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、次項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。)は、事業適応の実施に關する指針(以下この節において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項につ

3 (業務規程の変更の認可等)

第二十一条の七 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究結果活用事業活動支援業務を行ふ営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行ふ営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

令和三年六月九日 参議院会議録第二十九号 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

## 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十二条の二十八第一項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項	イ 成長発展事業適応の促進の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事項
口 成長発展事業適応の実施に必要な研究開発、設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する事項	ハ 成長発展事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する事項
ハ 成長発展事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する事項	株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び指定金融機関(第二十二条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下この項並びに第二十二条の十七第一項第一号及び第二号において同じ。)が果たすべき役割に関する事項
二 その他成長発展事業適応に関する重要な事項	二 その他成長発展事業適応に関する重要な事項
二 情報技術事業適応(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十二条の二十八第二項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項	イ 情報技術事業適応の促進の意義及び目標その他の情報技術事業適応に関する基本的事項
口 情報技術事業適応の実施に必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するため必要な投資その他の情報技術事業適応の内容に関する事項	ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する事項
ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する事項	(事業分野別実施指針)
第二十二条の十四 主務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適當と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針(以下この条及び次条第四項第一号において「事業分	三 工エネルギー利用環境負荷低減事業適応(第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十二条の十 七第一項第二号において同じ。)にあつては、次に掲げる事項
二 情報技術事業適応(第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十二条の二十八第二項において同じ。)にあつては、次に掲げる事項	イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項
口 エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項	ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関する公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項
二 その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要な事項	二 その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要な事項
三 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。	3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。	4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。
5 経済産業大臣及び財務大臣は、第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。(事業適応計画の認定)	5 経済産業大臣及び財務大臣は、第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。(事業適応計画の認定)
二十一一条の十五 事業者は、その実施しようとする事業適応、当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。	二十一一条の十五 事業者は、その実施しようとする事業適応、当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
2 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。	2 二以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 事業適応の目標	1 事業適応の目標
二 事業適応の内容及び実施時期	2 主務大臣は、認定事業適応事業者が当該認定に係る事業適応計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業適応計画」という。)に従つて事業適応のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
三 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程	3 主務大臣は、認定事業適応計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業適応事業者に対し
4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めると	4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めると

官 報 (号 外)

第七十三条第七号		第五十八条第二項	第五十八条第一項(産業競争力強化法第二十一項の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務(産業競争力強化法第二十二条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務を除く。)	公庫の業務(産業競争力強化法第二十二条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務実施方針による指定による指定を受けることができる。)
第五十八条第一項	この法律	(事業適応促進円滑化業務実施方針)	(以下「事業適応促進業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。
第五十九条第一項	この法律	成二十五年法律第九十八号	一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。
第五十九条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法	二 次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
第五十九条第一項	この法律	産業競争力強化法第二十二条の十七第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項	三 人的構成に照らして、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。
第七十三条第一号	この法律	この法律(産業競争力強化法第二十二条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	4 前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事業適応促進業務に関する規程(次項及び第二十一条の二十一において「業務規程」という。)を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。
第七十三条第三号	第十一條	第十一條	3 業務規程には、事業適応促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。
			4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができる。
			一 この法律、銀行法その他の政令で定める

法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 第二十二条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第二十二条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示等）

第二十二条の二十 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業適応促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。（業務規程の変更の認可等）

第二十二条の二十一 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするとときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業適応促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。（協定）

第二十二条の二十二 公庫は、事業適応促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行つるものとする。

一 指定金融機関が行う事業適応促進業務（公庫から貸付けを受けて行おうとするものに限る。）に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業適応促進業務及び公庫が行う事業適応促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

（監督命令）

第二十二条の二十三 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（帳簿の記載）

第二十二条の二十四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業適応促進業務に関する必要な命令をすることができる。（業務の休止）

第二十二条の二十五 指定金融機関は、事業適応促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。（業務規程の変更の認可等）

第二十二条の二十六 主務大臣は、指定金融機関が第二十二条の十九第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。（指定の取消し等）

3 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、その旨を公示するものとする。

（指定の取消し等に伴う業務の結了）

第二十二条の二十七 指定金融機関について、第三号に、「限る」を限る。以下この条において同じに改め 同条第二項第一号中「（第三号に掲げる事項を除く。）」を削り、同項第二号中「（第四号に掲げる事項を除く。）」を削り、同項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「（うち）」の下に「合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は」を加え、「を行い、又は特別事業再編のための措置」、「株式会社日本政策金融公庫（以下「及び」という。）」を削り、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第三十七条第一項第一号及び第二号」を「第三十五条第一項に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号を同項第四号とする。」

第二十二条の二十八 認定事業適応計画に從つて実施される成長発展事業適応（経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行う認定事業適応事業者について欠損金を生じたときは、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずるものとする。

2 認定事業適応計画に従つて実施される情報者が、当該情報技術事業適応の用に供する基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）を行なう認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するために利用したソリューションについて、租税特別措置法で定めたところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（課税の特例）

第二十二条の二十九 第二項第一項中「次項第七号」を「次項第三号」に、「限る」を限る。以下この条において同じに改め 同条第二項第一号中「（第三号に掲げる事項を除く。）」を削り、同項第二号中「（第四号に掲げる事項を除く。）」を削り、同項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「（うち）」の下に「合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は」を加え、「を行い、又は特別事業再編のための措置」、「株式会社日本政策金融公庫（以下「及び」という。）」を削り、「第三十九条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第三十七条第一項第一号及び第二号」を「第三十五条第一項に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号を同項第四号とする。」

第二十二条の三十 第二十三条第五項第一号及び第四号に改め、同項第五項第一号中「当該事業再編計画

が」を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条第一項中「第二十四条第一項」を「前条第一項」に改め、「又は特別事業再編計画について第二十五条第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む)第三項において同じ。」をしようとする場合」及び「又は当該特別事業再編計画に従つて行おうとする特別事業再編のための措置を削り、同条第三項中「又は特別事業再編計画」及び「又は第二十五条第一項の認定」を削り、同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「又は認定特別事業再編計画(以下この節において「認定計画」という。)」を削り、「第二十八条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項」を第二十四条第二項に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十九条第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十条第一項中「又は認定特別事業再編事業者(以下この節において「認定事業者」という。)」を削り、「第二十四条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十一条第一項中「又は認定特別事業再編事業者(以下この節において「認定事業者」という。)」を削り、「当該認定事業者」を「当該認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「他の認定事業者」を「他の認定事業再編事業者」に、「第二十八条第一項」に、「同法第三十条第一項」を「同法第三十条第一項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「他の認定事業者」を「他の認定事業再編事業者」に、「第二十八条第一項」を「第二十四条第一項」に、「同法第三十条第一項」を「同法第二十八条第一項」に、「係る同法第三十条第一項に規定する認定事業者」を「係る同法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者」に改め、同項第一号中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同項第一号の表第百九十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「認定事

計画」に改め、同条第三項中「第三十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条第四項の表第八十条の項中「又は第二十五条第一項」及び

「又は第二十六条第一項」を削り、同表第八十一

条第六号の項及び第八十六号の項中「第

三十条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、

同条第五項中「認定事業者が認定計画」を「認定

事業再編事業者が認定事業再編計画」に、「当該

認定事業者を「当該認定事業再編事業者」に、

「又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しく

は当該他の認定事業再編事業者」を「又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しく

は当該他の認定事業再編事業者に改め、同項

の表第百五十五条第二項の項中「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」に、「認定計画」を

「認定事業再編計画」に、「(同法第三十条第一項)を「(同法第二十八条第一項に、「係る同法

第三十条第一項)を「係る同法第二十四条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」

に改め、同表第一百七十九条第一項の項中「認定

計画」を「認定事業再編計画」に、「認定事業者」

を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第二十

八条とする。

第三十一条第一項中「認定事業者」を「認定事

業再編事業者」に改め、同表第七百九十六条第

八条第一項」を「同条第二項」に、「認定計画」を

「認定事業再編計画」に改め、同表第二百一一条第

三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業

者」に、「第三十二条第三項」を「第三十条第三

項」に改め、同条第二項中「認定事業者」を「認定

事業再編事業者」に改め、同条第三項の表第二

百三十四条第一項の項中「第三十二条第一項」を

「第三十条第一項」に、「認定事業者」を「認定事

業」に改め、同表第七百九十六条第三項の項中「第三十条第一項」に、「認定事業者」を「認定事

業」に改め、同表第七百九十七条第一項の項中「第三十二条第三項の表第七百九十七条第二項第一号イの項中「認定事業者」を「認定事業再編事業

者」に改め、同表第七百九十七条第三項の項を次のように改める。

第七百九十七条第一項

### 第七百九十七条第三項

存続株式会社等	特定株式発行等	吸收合併等
株式会社	当該認定事業再編事業者である株式会社	除く。)又は当該認定事業再編事業者が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するものとして外国の法令に基づき設立されたものを含む。第三項において同じ。)に上場されている株式を発行している株式会社である場合

第三十二条第三項の表第七百九十七条第二項第一号イの項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十七条第三項の項を次のように改める。

存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社	特定株式発行等	吸收合併等をする旨並びに当該の株式会社又は外国法人の商号又は名称及び住所
株式会社	特定定期日等	特定定期日等	特定株式発行等をする旨並びに当該の株式会社又は外国法人の商号及び住所

第三十二条第一項中「認定事業者である株式会社が認定計画」を「認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画」に、「当該認定計画」を「当該認定事業再編計画」に、「として当該認定事業者」を「として当該認定事業再編事業者である株式会社等の商号及び住所(第七百九十五条第三項に規定する場合においては、吸收合併等をする旨並びに当該の株式会社又は外国法人の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項)」

業者」を「認定事業再編事業者」に、「同法第二十

二項各号列記以外の部分の項、第七百九十六条第

二項第一号の項及び第七百九十六条第二項第

三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、

同表第七百九十六条第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第

三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、

同表第七百九十七条第一項の項を次のように改

める。

業再編事業者」に改め、同表第七百九十六条第

二項各号列記以外の部分の項、第七百九十六条第

二項第一号の項及び第七百九十六条第二項第

三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、

同表第七百九十六条第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第

三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、

同表第七百九十七条第一項の項を次のように改

める。

ならない。

ならない。ただし、当該認定事業者が金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合は、この限りでない。

第三十二条第三項の表第七百九十七条第四項第一号の項、第七百九十七条第四項第二号の項、第七百九十八条第一項及び第二項の項、第七百九十八条第四項及び第七百九十八条第五項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条第四項中「又は第二十五条第一項」及び「又は第二十六条第一項」を削り、同条第五項中「(平成十三年法律第七百九十七条第六項及び第七項の項、第七百九十八条第一項及び第二項の項、第七百九十八条第四項)」を削り、「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」とする。

第三十三条第一項中「認定事業者である株式会社が認定計画」を「認定事業再編事業者である株式会社」に改め、同条第四項会社が認定事業再編計画に、「認定事業者の」を認定事業再編事業者のに、「及び第四百六十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「認定事業者を認定事業再編事業者に」に、「認定事業再編事業者」に、「及び第四百六十条第一項」に改め、同項の表第三百九条第二項第十一号の項中「第三十三条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同表第四百五十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「認定事業者を認定事業再編事業者に改め、同表第四百六十条第一項の項中「第三十三条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同表に次のように加える。

書	第四百六十五条第一項ただし を証明した場合は、この 限りでない	注意を怠らなかつたこと を証明した場合は、この に限る
		悪意又は重大な過失があつた場合

第三十三条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十四条第一項中「認定計画」を「認定事業

再編事業者」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十五条第一項中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項」を削り、「同項各号」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項」に改め、「同項各号」を「投資事業再編計画」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十五条第一項中「(同項第三号に規定する指定有価証券をいう。)」を削り、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十二条第一項」とする。

第三十六条第一項中「次の各号に掲げる者が当該各号に定める」を「認定事業再編事業者又はその関

する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「(平成二十一年法律第三十八号)」を削り、同項の表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第三十七条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第三十七条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表附則第四十七条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第三十七条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表附則第四十七条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十五条第一項とする。

第三十八条第一項中「第二十二条第二項第七号」を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条第一項とする。

第三十九条第一項中「又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金」を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条第一項とする。

第三十九条第一項中「又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金」を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条第一項とする。

第三十九条第一項中「第三十条第一項」を「第三十一条」に、「指定申請書」を「申請書」に改め、同条第四項第二号及び第三号口中「第四十六条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第三十七条第一項とし、第四十条を第三十八条第一項とし、第四十二条から第四十五条までを二条ずつ繰り上げる。

第四十六条第一項中「第三十九条第四項各号」を「第三十七条第四項各号」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十七条中「第四十五条第三項」を「第四十一条」に改め、同条を第四十五条とし、第四十二条第一項第一号中「いふ」の下に「」を削り、「といふ」第一条第一項第一号を削り、同条を第三十四条とする。

第四十六条第一項中「第三十九条第四項各号」を「第三十七条第四項各号」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十七条中「第四十五条第三項」を「第四十一条」に改め、同条を第四十五条とし、第四十二条第一項第一号中「いふ」の下に「」を削り、「といふ」第一条第一項第一号を削り、同条を第三十四条とする。

第四十六条第一項中「第三十九条第四項各号」を「第三十七条第四項各号」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十七条第一項中「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)」次項において「」を削り、「といふ」第一条第一項第一号を削り、同条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「(同項第三号に規定する指定有価証券をいう。)」を削り、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十二条第一項」とする。

第三十七条第一項中「(同項第三号に規定する指定有価証券をいう。)」を削り、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十二条第一項」とする。

第三十七条第一項において「」を削り、「といふ」第一条第一項第一号を削り、同条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「第三十五条第一項」を「第三十二条第一項」とする。

されていたときは、裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をい

う。第五十七条、第六十条から第六十二条まで及び第六十五条の四において同じ)は、民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第五十四条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

第五十条「更生手続における監督委員に関する特例」において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条第一項とする。

第五十条「更生手続における監督委員に関する特例」において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条第一項とする。

第五十条「更生手続における監督委員に関する特例」において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条第一項とする。

第五十条「更生手続における監督委員に関する特例」において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条第一項とする。

第五十一条第二号中「第五十三条第一項及び第一百三十三条第一項において「」を「以下に」「除く」を除く。第五十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ」と改める。

第五十二条第一項中「第五十三条第一項及び第一百三十三条第一項において「」を「以下に」「除く」を除く。第五十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ」と改める。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

企業基盤整備機構又は認定支援機関と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間」とあるのは第五十一条第二号に定める期間と、同項第二号中「当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である」とあるのは「当該事業再生に係る」と読み替えるものとする。

第五十七条中「再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十条から第六十二条までにおいて同じ。」及び「(平成十一年法律第二百二十五号)」を削る。

第五十八条中「再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。」及び「(平成十四年法律第百五十四号)」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用)

第五十八条の二 前二条の規定は、第五十六条第三項において準用する同条第一項の確認を受ける資金の借入れについて準用する。この場合において、第五十七条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項各号」と、前条中「第五十六条第一項第二号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第五十九条の見出しを「(債権に関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行おうとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛

争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の終了に至る」とあるのは第五十一条第二号に定める期間の終」と読み替えるものとする。

(債権の弁済に関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用)

第六十五条の二 第六十条から前条までの規定は、第五十九条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた債権の弁済について準用する。この場合において第六十条中「前条第一項各号」とあり、及び第六十一条から第六十五条までにおいて同じ。」及び「(平成十四年法律第百五十四号)」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(事業再生の計画に係る債権の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第六十五条の三 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者の債権の総額の五分の三以上に当たる債権を有する債権者が当該事業者に係る事業再生の計画について同意した場合には、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該事業再生の計画に基づき行う債権の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして經濟産業省令で定める基準に適合するものであるとの確認を求めることができる。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(簡易再生の申立てに関する特例)

第六十五条の四 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行つた債権の金額に係る事業者について民

事再生法第二百十一条第一項の申立てがあつた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確定されていることを考慮した上で、同項後段の再生計画案について同法第百七十四条第二項第四号に該当する事由があるかどうかを判断するものとする。

(金融機関の協力)

第六十五条の五 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生の円滑化に資するため、当該事業者に対する債権の全部又は一部を有する金融機関は、当該特定認証紛争解決手続に参加するよう特定認証紛争解決事業者から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

計画が」を削る。

第一百二十九条第一項中「第二条第二十五項第一号」を「第三条第二十九項第一号」に、「二千円」を「三千五百万円」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項第一号中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改め、同号口中「第二条第二十九項第四号に掲げる者(第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一条第二十九項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。以下この項において同じ。)を設立したもの(以下この項において「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百万円及び八千万円」と「とあるのは三千五百万円(当該中小企業者を設立した会社設立創業者(同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社(中小企業者に限る。)を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該他の会社に承継させるときは、当該他の会社とその会社設立創業者との会社連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険保額の合計額を控除した残額)及び八千万円」と「と、及びその他保証ごとに、当該債務者」とあるのは「に

業開拓事業者(中小企業者を除く。)の求めに応じ、当該新事業開拓事業者の行う合併、分割、事業の譲渡又は譲受け、資金の調達その他の事業の再生のための措置に関し必要な助言を行う。

第七十六条中「第二条第二十項」を「第二条第二十四項」に改める。

第七十八条中「第二条第二十項第二号」を「第二条第二十四項第二号」に改める。

第一百十二条第一項中「第二条第二十三項」を「第二条第二十七項」に改める。

第二条第二十項に改める。

第六十五条の四 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行つた債権の金額に係る事業者について民

事再生法第二百十一条第一項の申立てがあつた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確定されていることを考慮した上で、同項後段の再生計画案について同法第百七十四条第二項第四号に該当する事由があるかどうかを判断するものとする。

(簡易再生の申立てに関する特例)

第六十五条の四 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行つた債権の金額に係る事業者について民

設立創業者について、その他の保証について  
は当該債務者」とする。

第一百三十二条第一項及び同条第二項の表第三  
条第三項の項中「第二条第一十九項」を「第二条  
第三十三項」に、「第二条第十項」を「第一条第十  
六項」に改める。  
第一百三十三条第四項に次のただし書を加え  
る。

ただし、経済産業省令で定める軽微な変更  
については、この限りでない。

第一百三十四条第三項中「第四十九条第一項」を  
「第四十七条第一項」に改める。

第一百四十二条第一項中「若しくは認定特別事  
業再編事業者等」、「若しくは認定特別事業再編  
計画」及び「若しくは特別事業再編」を削り、「  
認定特定研究成績活用支援事業者」を「認定外  
部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究  
成果活用支援事業者、認定革新的技術研究成果  
活用事業活動実施者、認定事業適応事業者」  
に、「認定特定研究成績活用支援事業計画」を  
「認定外部経営資源活用促進投資事業計画、  
認定特定研究成績活用支援事業計画、認定革新  
的技術研究成績活用事業活動計画、認定事業適  
応計画」に、「特定研究成績活用支援事業」を  
「外部経営資源活用促進投資事業、特定研究  
成果活用支援事業、革新的技術研究成績活用事  
業活動、事業適応」に改める。

第一百四十二条第一項中「又は認定特別事業再  
編事業者(以下この条及び第一百四十六条におい  
て「認定事業者」という)」、「又は認定特別事業  
再編計画」及び「又は特別事業再編」を削り、同  
条第二項から第五項までの規定中「認定事業者」  
を「認定事業再編事業者」に改める。

第一百四十七条第一項第六号中「事業再編計画」  
を「事業適応計画」に改め、同項第七号を次のよ  
うに改める。

七 事業適応促進円滑化業務及び事業適応促  
進業務に関する事項 経済産業大臣及び財  
務大臣

第一百四十七条第一項中第十一号を第十二号と  
し、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下  
げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 事業再編計画に関する事項 事業再編計  
画に係る事業を所管する大臣

第一百四十九条中「第二十三条第一項」を「第十  
七条の二第一項の外部経営資源活用促進投資  
事業計画の認定、第二十二条の二第一項の革新的  
技術研究成果活用事業活動計画の認定、第二十  
一条の十五第一項の事業適応計画の認定又は第  
二十三条第一項」に改め、「又は第二十五条第一  
項の特別事業再編計画の認定」を削る。

第一百五十六条第一号中「第四十三条」を「第二  
十二条の二十三又は第四十二条」に改め、同条  
十一号の二十三又は第四十二条に改め、同条  
十一号中「第四十五条第一項」を「第二十二条の  
二十五第一項又は第四十三条第一項」に、「せ  
ず」を「しないで事業適応促進業務若しくは事業  
再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若  
しくは廃止し」に改める。

第一百五十八条中「第三十二条第三項」を「第三  
十条第三項」に改める。

第一百五十九条中「第三十八条第二項又は第四  
十二条第二項」を「第二十二条の十八第二項、第  
二十二条の二十二第二項、第三十六条第二項又  
は第四十条第二項」に改める。

第一百六十二条中第二号を第四号とし、第一号  
を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十二条の三第二項の規定による届出を  
しないで同項に規定する事項を変更し、又  
は虚偽の届出をした者

二 第十二条の三第四項の規定による届出を  
しないで同項に規定する新事業活動を廃止  
し、又は虚偽の届出をした者

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第三条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律  
第十八条)の一部を次のように改正する。

14 この法律において「先端設備等」とは、從来  
の処理に比して大量の情報の処理を可能とす  
る技術その他の先端的な技術を活用した施  
設、設備、機器、装置又はプログラムであつ  
て、それを迅速に導入することが中小企業者  
の生産性の向上に不可欠なものとして経済產  
業省令で定めるものをいう。

第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号  
の次に次の一号を加える。

四 第四章 中小企業の事業継続力強化  
第五節 先端設備等導入(第四十九条第一  
款、第五十一条、第五十二条)

三 中小企業の先端設備等の導入の促進に関  
する次に掲げる事項

げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 事業再編計画に関する事項 事業再編計  
画に係る事業を所管する大臣

五十三条 に、「第四十九条—第五十三条」を

」

「第五十五条—第五十九条」に、「第五十四条—  
第五十八条」を「第六十条—第六十四条」に、「第  
五十九条・第六十条」を「第六十五条・第六十六  
条」に、「第五章」を「第六章」に、「第六十一条—  
第六十九条」を「第六十七条—第七十五条」に、「  
第六章」を「第七章」に、「第七十条」を「第七十  
六条」に改める。

第一条中「並びに」を「中小企業の先端設備  
等導入の支援並びに」に改める。

第二条第五項第四号中「プログラムをいう」  
の下に「第十四項及び」を加え、「以下」を「第四  
十三条第一項及び第二項において」に改め、同  
条第十項を削り、同条第十一項中「取得した又  
は」を「取得した若しくは」に改め、同項第九号  
中「(中小企業等協同組合法(昭和三十二年法律  
第百八十一号)第二条第一号に掲げる事業協同  
組合をいう。)」を削り、「(同条第四号に掲げる  
企業組合をいう。)」を「又は」に改め、「(中小企  
業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律  
第百八十五号)第二条第一項第七号に掲げる協  
業組合をいう。)」を削り、同項を同条第十項と  
し、同条中第十二項を第一項とし、第十三項  
を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、同  
項の次に次の一項を加える。

第三条第二項中第二号を第四号とし、第一号  
を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第十二条の三第二項の規定による届出を  
しないで同項に規定する事項を変更し、又  
は虚偽の届出をした者

二 第十二条の三第四項の規定による届出を  
しないで同項に規定する新事業活動を廃止  
し、又は虚偽の届出をした者

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第三条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律  
第十八条)の一部を次のように改正する。

14 この法律において「先端設備等」とは、從来  
の処理に比して大量の情報の処理を可能とす  
る技術その他の先端的な技術を活用した施  
設、設備、機器、装置又はプログラムであつ  
て、それを迅速に導入することが中小企業者  
の生産性の向上に不可欠なものとして経済產  
業省令で定めるものをいう。

第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号  
の次に次の一号を加える。

官報(号外)

イ 先端設備等の導入の促進の目標の設定

に関する事項

ロ 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

ハ 先端設備等の導入の促進に当たつて配慮すべき事項

第十四条第一項中「の全部」を「(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。)であつて、中小企業者及び組合等がその經營を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。)の全部」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第五十七条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第二十八条中「第一条第十一項第九号」を「第二十条中【第二条第十一項第九号】」に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第八百八十一号)」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「(昭和三十二年法律第八百八十五号)」を加え

二条第十項第九号に改め、「中小企業等協同組合法」の下に「(昭和二十四年法律第八百八十一号)」を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「(昭和三十二年法律第八百八十五号)」を加え

第二十九条第一項中「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

第七十条第一項中「第六十五条」を「第七十一条(第五項を除く。)」に改め、同条を第七十六条とす

る。

第六章を第七章とする。

第六十九条第一項中「及び」を「、経済産業大臣及び」に改め、同条第二項中「第六十七条第十項」を「第七十三条第十一項」に改め、第五章中同条を第七十五条とし、第六十八条を第七十

四条とする。

第六十七条第二項中「第六十四条第一項並びに第六十五条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」に改め、同条第四項中「第六十四条第三項並びに第六十五条第二項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改め、同条第五項及び第六项を「第六十五条第四項」を

「第七十一条第四項」に改め、同条第八項中「第二条第十一項第八号」を「第二条第十項第八号」に改め、同条を第七十三条とし、第六十六条を

第七十二条とする。

第六十五条中第五項を第七項とし、第四項の

次に次の二項を加える。

5 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。

6 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第六十五条を第七十一条とする。

第六十四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者について、その先端設備等導入の状況を把握するための調査を行うものとする。

第六十四条に次の二項を加える。

6 特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行つるものとする。

第六十四条に次の二項を加える。

7 特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行つるものとする。

第六十四条に次の二項を加える。

8 特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行つるものとする。

第六十四条に次の二項を加える。

9 特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行つるものとする。

第六十四条に次の二項を加える。

第六十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第六十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第六十四条を第七十条とする。

第六十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第六十四条を第七十条とする。

第五章を第六章とする。

第五章を第六章とする。

第五十九条を第六十五条とする。

第四章第三節中第六十条を第六十六条とし、第五十九条を第六十五条とする。

第五十八条中「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改め、同条第五項を「第五十五条第一項」に加える。

第一項に改め、第四章第二節中同条を第六十

四条とする。

第五十七条を第六十三条とし、第五十六条を第六十二条とする。

第五十五条第一項の表第三条第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第五十五条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十五条第一項の表第三条第一項及び第三項中「第五十五条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、「第六十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第六十二条とする。

(導入促進基本計画)

第四十九条 市町村(特別区を含む。以下同

じ。)は、基本方針に基づき、先端設備等の導

入の促進に関する基本的な計画(以下「導入促

進基本計画」という。)を作成し、経済産業省

令で定めるところにより経済産業大臣に協議

し、その同意を求めることができる。

2 導入促進基本計画においては、次に掲げる

事項について定めるものとする。

二 先端設備等の種類

三 先端設備等の導入の促進の内容に関する

事項

四 計画期間

五 先端設備等の導入の促進に当たつて配慮

すべき事項

三 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の

各号のいずれにも該当するものであると認め

るとときは、その同意をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等

の導入が円滑かつ確実に実施されると見込

まれるものであること。

三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町

村に所在する企業の生産性の向上に資する

ものであること。

4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意

を得たときは、遅滞なく、これを公表しなけ

ればならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第五十条 市町村は、前条第三項の同意を得た

場合に、導入促進基本計画を変更しようとするとき

は、経済産業省令で定めるところにより経済

産業大臣に協議し、その同意を得なければな

らない。

2 経済産業大臣は、市町村が前条第三項の同

意を得た導入促進基本計画(前項の規定によ

る変更の同意があつたときは、その変更後の

もの。以下「同意導入促進基本計画」という。)に従つて先端設備等導入を行つてないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、同意導入促進基本計画が前条第三項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による導入促進基本計画の変更について準用する。

#### (市町村に対する情報の提供等)

第五十一条 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報及び当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれら情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。

2 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

#### (先端設備等導入計画の変更等)

第五十三条 前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」といふ。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

#### (先端設備等導入計画の認定)

第五十二条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入(以下「先端設備等導入」といふ。)をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画(以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村(同意導入

促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。)に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができ

る。

3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 先端設備等の種類及び導入時期

二 先端設備等導入の内容

三 先端設備等導入に必要な資金の額及びそ

の調達方法

4 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。

二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第二項

		第三条第一項	
		保険金額の合計額が	中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証(以下「先端設備等導入関連保証」という。)に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額とがそれぞれ
		第三条の二第一項及び第三条の二第二項	第三条の二第一項及び第三条の二第二項
当該債務者	当該債務者の額のうち	当該借入金の額のうち	先端設備等導入関連保証及びその他の保証とともに、それぞれ
者	当該債務者	当該借入金の額のうち	当該借入金の額のうち

#### (中小企業信用保険法の特例)

#### 第二節 支援措置

#### (中小企業信用保険法の特例)

計画」という。)に従つて先端設備等導入を行つてないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

2 普通保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十一」とあります、及び同条中「百分の八十一」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定められた率を乗じて得た額とする。

#### 第五十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入(第六十九条第四項及び第七十条第九項において「認定先端設備等導入」という。)に必要な資金に係るもの)を以て同一の条において受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

第四条 中小企業等経営強化法の一部を次のように改正する。

目次中「創業及び」を削り、「中小企業の経営革新及び中小企業等の」を「中小企業等の経営革新及び」に、「第六十四条」を「第六十四条の二」に改める。

第一条中「創業及び」を削り、「の支援、中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上の支援、中小企業の」を「並びに中小企業等の経営革新、経営力向上」に、「の支援並びに中小企業の」を「及び」に改める。

第二条第二項第二号を次のように改める。

二 一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)

第一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事

業を主たる事業として営むもの

五 企業組合  
六 協業組合

八 一般社団法人であつて前各号に掲げるものの直接又は間接の構成員とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)

6 この法律において「特定事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定事業者

二 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人(前号に掲げる者を除く。)

第一条第十項第一号から第八号までの規定中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第十一項中「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に、「中小企業者等」を「特定事業者等が」に、「第十七条第四項」を「第十七条第四項第一号」に、「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に、「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等が」を「承継等特定事業者等が」に、「の中小企業者等」を「の特定事業者等に改め、同条第十二項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等が」を「承継等特定事業者等が」に、「の中小企業者等」を「の特定事業者等に改め、同条第十三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第三条第二項第一号中「創業及び」を削り、同項第二号中「中小企業の」を「中小企業等の」に、「の促進及び中小企業等の」を「及び」に改め、同条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「創業及び」を削る。

第四条を次のように改める。

第五条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有」を「前項各号に掲げる無担保保険(以下「無担保保険」という。)」に

〔昭和二十五年法律第二百六十四号〕を加え、「無担保保険」を同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)に

第十二条第一項中「中小企業信用保険法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十四号)」を加え、「無担保保険」を同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)に

〔昭和二十五年法律第二百六十四号〕を加え、「無担保保険」を同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)に

第一項第一号から第八号までの規定中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第十一項中「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に、「中小企業者等」を「特定事業者等が」に、「第十七条第四項」を「第十七条第四項第一号」に、「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等が」を「承継等特定事業者等が」に、「の中小企業者等」を「の特定事業者等に改め、同条第十二項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等が」を「承継等特定事業者等が」に、「の中小企業者等」を「の特定事業者等に改め、同条第十三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第三章 中小企業等の経営革新及び経営力向上

第十四条第一項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第五項第五号から第七号まで」に改め、同条第二項第五号中「組合等」を「特定事業者(第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。)」に、「構成員」を「直接又は間接の構成員」に改める。

第十五条第一項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「第二条第七項中「第四項」を「第四項第一号」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等

「特定事業者」に改める。

第十六条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第四項に次のただし書きを加える。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第十七条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第五項第五号から第七号まで」に改め、同条第二項第五号中「組合等」を「特定事業者(第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。)」に、「構成員」を「直接又は間接の構成員」に改める。

## 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

特定事業者等」に改める

第十八条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第二項中「事業の下に掲げる事項の記載がある場合には、事業承継等事前調査を含む。」を加え、同条第三項各号中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第二十二条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「規定」を「規定第一項の規定により適用される場合を含む。」に、「同項」を「同法第三条」に、「同条」を「同法第五条」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二十二条第四項」を「第二十二条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「中小企業者」を「特定事業者

「特定事業者」に、「の規定」を「の規定(第一項)」に、「同条第一項中「中小企業者」を「規定により適用される場合を含む。第七項において同じ。」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項における債務の保証であつて、承認経営革新事業(承認経営革新計画に従つて行われる経営革新事業)のための事業をいう。以下同じ。」に必要な金に係るもの)をいう。以下この条において同じ。」を削り、「中小企業者」を「特定事業者」に、「同法の規定」を「中小企業信用保険法の規定(前項の規定により適用される場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の項を加える。

として経済産業省令で定めるものに係るものと  
をいふ。以下この条において同じ。を受けたもの  
については、当該特定事業者を同法第二  
条第一項に規定する中小企業者とみなして、  
同法第三条から第三条の三まで、第三条の  
七、第三条の八及び第四条から第八条までの  
規定を適用する。この場合において、同法第  
三条から第三条の三まで、第三条の七及び  
三条の八中「借り入れ」とあるのは、「中小企業  
等経営強化法第二十二条第一項に規定する承  
認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実  
施に必要な資金の借り入れ」とする。

第二十三条第一項第一号中「中小企業者」を  
「特定事業者」に、「を行ふ」を「認定経営力向上  
計画に従つて行われる経営力向上に係る事業を  
いう。第二十五条第一項を除き、以下この節に

四十七年法律第三十一号、第十九条に規定する業務のほか、承認経営革新事業又は認定経営革新事業を行つ特定事業者（第二条第五項第一号から第四号までに掲げる者に限り、株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業特定事業を営むものに対し、当該特定事業者が承認経営革新事業又は認定経営革新事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行ふことができる。

小企業者」を「特定事業者」に改め、同項第二号中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む)又は新株予約権付社債等に付された新株予約権の(新株予約権付社債等に付された新株予約権の)行使により発行され、又は移転された株式を含む。」の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十四条の見出し中の「特例」を「及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」に改め、同条第一項中「の規定にかかるらざる」を「に規定する業務のほか」に改め、同項各号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(昭和第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法(昭和

別表第一 第十四号の中欄に掲げる者に対する  
同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は  
沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第二十五条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「第二条第二項第三号又は第四号」を「第二条第六項第二号」に改める。

第二十七条第一項中「第十七条第四項」を「第十七条第四項第一号」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等は」に改め、同条第二項中「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に改め、同条第三項中「承継等中小企業者等が」を「承継等特定事業者等が」に改め、同条第二項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第二十八条中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。

第二十九条第一項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第三十条の見出し中「協力業務」を「助言業務」に改め、同条中「中小企業者」を「特定事業者等」に改め、同条中「中小企業者」を「特定事業者等」に改める。

者に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

中小企業基盤整備機構は、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行う特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第一百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、当該承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に関し必要な助言を行ふ。

第三十一条第二項第一号中「を行おうとする中小企業又は」を「又は」に改める。

第四十一条中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第四十八条中「中小企業者等」を「中小企業等」に改める。

第四十三条第一項中「中小企業者等」を「中小企業等」に改める。

第五十五条第三項に次のただし書きを加える。  
ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五十六条第二項第三号中「実施時期」を「実施期間」に改める。

第五十七条第二項中「第六十条第一項及び第七十一条第七項において」を「以下」に改める。

第五十九条第二項中「第六十一条第一項及び第七十二条第二項第二号中「この号において」を削り、同項第四号中「実施時期」を「実施期間」に改める。

第六十一条中次の一項を加える。

6 認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものであつて、認定連携事業継続強化の実施に必要な資金（経済産業省令で定めるものに限る。）に係る中小企業信用保険第三条第一項又は第三条の二第二項に規定する債務の保証を受けたものについては、

当該大企業者を同法第二条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項に規定する認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金（同条第六項の経済産業省令で定めるものに限る。）の借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金（同条第六項の経済産業省令で定めるものに限る。）の借入れ」とする。

第六十二条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業に改め、「それぞれ」を削る。

第六十三条の見出し中の「特例」を「及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」に改め、同条第一項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に改め、同条に次の二項を加える。

3 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに對し、認定連携事業継続力強化を行うため必要とする長期の資金（経済産業省令で定めるものに限る。）を貸し付ける業務を行うことができる。

4 前項の規定により大企業者に對して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫

法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第五章第二節に次の二条を加える。

（中小企業倒産防止共済法の特例）

第六十四条の二 第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定を受けた中小企業者であつて当該認定の申請（認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の開始前に第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による変更の認定の申請があつたときは、当該変更の認定の申請）の時において中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第一項に規定する中

小企業者であった者が当該認定の申請の時から当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の終了までの間に同項に規定する中小企業者でなくなった場合には、当該事業者は、当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間内においては、引き続き同項に規定する中小企業者とみなして、同法第九条及び第十条の規定を適用する。

第六十六条に次の二項を加える。

2 国は、中小企業者がその所在する地域において発生が想定される自然災害についての情報の提供を円滑に受けられるよう、地方公共団体、政府関係金融機関、商工会、商工會議所、中小企業団体中央会その他の者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七十条第二項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第七十二条第一項第一号中「第二条第一項第一号から第七号まで」を「第二条第五項第一号から第六号まで」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同項第二号中「第二条第一項第八号」を「第二条第五項第七号」に改め、同項第三号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号口中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改める。

第七十三条第一項中「同条第二項第一号イに掲げる事項のうち第二条第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三条第二号口〔1〕を「同条第二項第一号口〔1〕に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

（第六十三条第四項ただし書における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。）

第七十三条第六項の次に次の二項を加える。

7 第七十三条第十三項に改める。

（第七十三条第十三項）に改める。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正）

第五条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第九号中「い」と「被承継等特定事業者」に改め、同項第七項中「被承継等中小企業者」を「承継等特定事業者」に、「承継等中小企業者を「承継等特定事業者」に、「他の中小企業者」を「他の特定事業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「承継等中小企業者」を「承継等特定事業者」

一号から第七号まで」を「第二条第五項第一号から第七号まで」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同条第三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第七十二条第一項第一号中「第二条第一項第一号から第七号まで」を「第二条第五項第一号から第六号まで」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号口中「第二条第六項」を「第二条第五項第八号」に改める。

に、「中小企業者」を、「特定事業者」に、「中小企業者」を、「特定事業者」に、「中同条第七項とし、同条第五項第一号から第九号までの規定中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業、第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五 企業組合

六 協業組合

七 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

八 特定非営利活動法人であつて、常時使用的従業員の数が五百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人)以下のもの

は三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人)以下のもの

第十三条第三項第三号中「中小企業者が第十九条第二項」を特定事業者が第十九条第二項に改め、同号イ中「承継等中小企業者及び被承継等中小企業者」を「承継等特定事業者及び被承継等特定事業者」に改め、同号ハ中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第十五条の見出し中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条中「を含む。」を「があつたときは、当該変更の承認の申請」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「が当該」を「が当該承認の申請の時から当該に、「の実施期間内」を」の実施期間の終了までの間」に、「当該実施期間内」を「当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内」に改める。

第十九条中第五項を削り、第四項を第五項とし、同条第三項中「規定」を「規定第一項の規定により適用される場合を含む。」に、「同項」を「同法第三条第二項」に、「同条」を「同法第五条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第二項」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第三条第一項の項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第二項」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有」を「前項各号に掲げる事業に改め、「それぞれ」を削る。

第二十条第一項第一号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項第二号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、「及び次項」を削り、同条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有」を「前項各号に掲げる事業に改め、「それぞれ」を削る。

第二十二条第一項中「の規定にかかるわらづ」を「に規定する業務のほか」に改め、「に規定する業務のほか」を「に規定する業務にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に改め、「に規定する業務のほか」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「対し」を「対し、当該承認地域経済牽引事業者が」に改め、同条第五項中「前項」を「前二項」に

一号から第四号まで及び第八号に掲げる者に限り、第十五条の規定により特定事業者とみなされたものを含む。)のうち中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、地域経済牽引事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行つたために必要な資金に係るもの)のうち同号イに規定して同じ。)を受けたもの(同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。)

第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

第二十一条第一項第一号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項第二号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、「及び次項」を削り、同条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有」を「前項各号に掲げる事業に改め、「それぞれ」を削る。

第二十二条第一項中「の規定にかかるわらづ」を「に規定する業務のほか」に改め、「に規定する業務のほか」を「に規定する業務にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「対し」を「対し、当該承認地域経済牽引事業者が」に改め、同条第五項中「前項」を「前二項」に

改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十九条第十一條又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、承認地域経済牽引事業者(第二条第四項第一号から第四号までに掲げる者に限り、株式会社日本政策金融公

庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。)のうち同号イに規定する中小企業特定事業を営むものに対し、当該承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業を行つたために必要な長期の資金を貸し付けられる業務を行つことができる。

第二十八条中「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二条第五項第十号」を「第二条第六項第十一号」に改める。

第二十九条第一項中「第二条第五項第八号」を「第二条第六項第八号」に、「被承継等中小企業者」を「被承継等特定事業者」に改める。

第三十条の見出し中「協力業務」を「助言業務等」に改め、同条中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業を行つ特定事業者に該当する中小企業者に該当するものを除く。)の依頼に応じて、当該承認地域経済牽引事業の実施に關し必要な助言を行う。

第四十三条第五項中「第二条第五項第九号」を「第二条第六項第九号」に改める。

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正)

第六条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)の一部

を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十六条」に、「第十六

条・第十七条」を「第十七条・第十八条」に改め

る。第十二条第一項第一号二中「第十五条第三項」

を「第十六条第三項」に改め、同号に次のように

加える。

本 当該中小企業者(株式会社に限る)の

代表者が年齢、健康状態その他の事情に

より、継続的かつ安定的に経営を行うこ

とが困難であるため、当該中小企業者の

事業活動の継続に支障が生じている場合

であつて、当該中小企業者の一部の株主

の所在が不明であることにより、その経

営を当該代表者以外の者(第十六条第二

項において「株式会社事業後継者」とい

う)に円滑に承継させることが困難であ

ると認められること。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七

条とする。

第十五条第二項中「その他」を「株式会社事

業後継者その他」に改め、同条に次の二項を加

える。

5 機構は、中小企業者の經營の承継の円滑化

を図るため、特例株式会社に対して前条第一

項の規定により読み替えて適用する会社法第

百九十七条第二項の規定により売却する株式

の全部又は一部を同条第三項の規定により買

い取るための資金の貸付けを行おうとする金

融機関の依頼に応じて、その売却又は買取り

の手続に関する情報の提供その他必要な協力

の業務を行う。

第三章中第十五条を第十六条とし、第十四条

の次に次の二条を加える。

(所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例)

第十五条 第十二条第一項第一号本に該当する者として同項の認定を受けた者(次項及び次

条第五項において「特例株式会社」という)に

ついての会社法(平成十七年法律第八十六号)

第一百九十七条の規定の適用については、同条

第一項第一号中「前条第一項又は第二百九十

四条第二項の規定により通知及び催告をする

ことを要しない」とあるのは「する通知又は催

告が一年以上継続して到達しない」と、同項

第二号中「五年間」とあるのは「一年間」と、同

条第五項第一号中「前条第三項において準用す

る同条第一項の規定により」とあるのは「当

該登録株式質権者に対する」と、「をする

ことを要しない」とあるのは「が一年以上継続して到達しない」と、同項第二号中「五年間」とあるのは「二年間」とする。

前項の規定により読み替えて適用する会社法第五百九十七条第一項の規定による競売又は

同条第二項の規定による売却をする場合に

は、特例株式会社は、同法第五百九十八条第一

項に定める手続に先立ち、前項の規定により

読み替えて適用する同法第五百九十七条第一項の株主その他の利害関係人が一定の期間内に異議述べることができる旨その他経済産業省令で定める事項を公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者(同法第五百四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。次項第三号において同じ。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、三月を下ることができない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、

第一項の規定は適用しない。

一 前項の期間が満了していない場合

二 前項の期間内に利害関係人が異議を述べた場合

三 前項の規定による催告が同項に規定する

株式の株主又はその登録株式質権者に到達した場合

4 会社法第五百九十八条第二項から第四項まで

の規定は、第二項の規定による催告について

準用する。

(下請中小企業振興法の一部改正)

第七条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「がその」を「が業として」に改め、「物品の製造を業として行う場合におけるその」を削り、同項第四号中「その使用する情報成果物の作成」を削り、「行う場合におけるその」を「使用する」に改め、同項第五号中「の提供」を「構成する」に改める。

第三条第二項第二号中「親事業者」を「発注書面の交付その他の方法による親事業者に、『及び』を「及び親事業者」に改め、同項第八号中「その他」を「下請取引の機会の創出の促進その他」に改め、同条第四項中「その要旨」を「これ」に改める。

第五条第一項中「特定下請組合等(事業協同組合その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)であつて」を「その一若しくは二以上の下請事業者又は」に、「営む事業について第一条第二項各号のいずれかに掲げる行為を行つているものをいふ。以下同じ。」は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き」を「下請事業者である事業協同組合その他の団体(以下「下請事業者等」といふ。)は、「当該特定下請組合等の構成員である」を、当該「若しくは二以上」の下請事業者又は当該団体の構成員である「下請事業者等」といふ。当該親事業者の「に改め、同条第三項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六条第一項及び第二項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六条第四号を削る。

第七条第一項及び第二項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険(以下「流動資産担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証(同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者(当該承認計画に従つて振興事業を実施する下請事業者があつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である下請事業者であつて当該団体の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む)に対する同法第三条の第四条第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る)であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものとされる。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げるものとする。

加することについて不當に差別されないものであること。

□ 当該団体の構成員である下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

第六条第一項を次のように改める。

第七条第一項及び第二項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六条第一項を削る。

第七条第一項及び第二項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険(以下「流動資産担保保険」という。)の保険関係であつて、下請振興関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証(同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者(当該承認計画に従つて振興事業を実施する下請事業者があつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である下請事業者であつて当該団体の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む)に対する同法第三条の第四条第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る)であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものとされる。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げるものとする。

令和三年六月九日 参議院会議録第二十九号 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

第三条第一項		第三条第二項	
保険価額の合計額が	保険価額の合計額が	下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証(以下「下請振興関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額と他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項及び第三条の四第一項	第三条の二第二項及び第三条の二第二項	当該債務者	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
当該借入金の額のうち	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該借入金の額のうち
三第二項	三第二項	当該債務者	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第十一条第二項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)を「普通保険、無担保保険又は特別小口保険」に、「(同法)を「(中小企業信用保険法に改め、同法第三項中「新事業開拓保険」の下に(以下「新事業開拓保険」という。)を加え、同法第四項中「あつて」の下に「下請振興関連保証又は」を加え、「(同法)を「(中小企業基盤整備機構の行うの次に次の二条を加える。

第十四条第一項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条第一項中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十九条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十八条を第二十八条とし、第十七条を第二十七条とし、第十六条を第二十四条とし、同条第二項を第二十九条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十九条第一項の認定は、二年ごとにこれを更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人については、その代表者の氏名

二 主たる事務所の所在地

三 下請中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項

イ 下請中小企業取引機会創出事業の内容

ロ 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

二 第十五条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その認定を取り消すことができる。

一 第十五条第三項各号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十五条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その認定を取り消すことができる。

三 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その認定をするものとする。

「振興協会」を付し、第十四条の次に次の八条を加える。

(下請中小企業取引機会創出事業者の認定)

第十五条 次に掲げる事業(以下「下請中小企業取引機会創出事業」という。)を行う者は、申請により、第三項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、経済産業大臣が認定を受けることができる。

一 法人又は個人から第二条第二項各号のいづれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

二 前号の委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと。

三 第一号に掲げる事業において再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対して、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

四 第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。(認定の更新)

第五条 前条第一項の認定は、二年ごとにこれを更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前条第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

第六条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の実施の状況について報告を求めることが可能である。

第七条 経済産業大臣は、認定事業者が次の認定の取消し(認定の取消し)

一 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

二 第十五条第三項各号の絏済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 第十五条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その認定を取り消すことができる。

四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その認定をするものとする。

第二十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、下請企業振興協会の依頼に応じて、下請中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行ふ。(調査)

第二十六条 国は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第二十七条 第十五条の前の見出しを削り、同条を第二十一条とし、同条の前に見出しとして「(下請企業の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有」を「前項各号に掲げた」ときは、その認定をするものとする。

四 不正の手段により第十五条第一項の認定又は第十六条第一項の更新を受けたとき。

経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。(指導及び助言)

第十九条 経済産業大臣は、認定事業者に対する下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。(中小企業信用保険法の特例)

2 新事業開拓保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中、中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する認定下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産業省令で定めるもの(以下「下請中小企業取引

第三条第一項	保険価額の合計額が	下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証(以下「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の二第二項	保険価額の合計額が	下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
三第一項	當該債務者	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証」ととに、当該債務者

第三十条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業(以下「認定下請中小企業取引機会創出事業」という。)に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものについて同じじ(受けた中小企業者に係るものについて)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。については、これららの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 普通保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

第二十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業者の依頼に応じて、下請中小企業取引機会創出事業に係する情報の提供その他の必要な協力を業務を行う。

第三十条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

本則に次の二条を加える。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「第五十八条」を「第六十四条」に改め、同項第十四号中「第十二条、第十三条」を削り、同項第十六号を次のように改める。

十六 削除

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有。

三 次に掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

四 経営革新を行ふ事業者

行う者  
第十五条第五項を同条第六項とし、同条第四

項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の

一項を加える。

4 第二項第三号に掲げる業務は、第十八条第

一項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産を著しく減少させない範囲内で行わなければならぬ。

第十六条条中「前条第一項第六号」の下に「及び

第二項第三号」を加える。

第十七条条第一項第三号中「及び第十四号から

第十六号まで」を「第十四号及び第十五号」に改め、同項

第二号中「同項第十五号に掲げる業務及び同項第十六号」を「第十五号」に改め、同項第十八号に改める。

第十八条条第一項第一号中「第四号まで及び第

六号」を「第五号まで及び第七号」に改め、同項

第二号中「同項第十五号に掲げる業務及び同項第十六号」を「第十五号」に改め、同項第十八号に改める。

第十九条第一項第三号中「及び第十四号から

第十六号まで」を「第十四号及び第十五号」に改め、同項

第二号中「同項第十五号に掲げる業務及び同項第十六号」を「第十五号」に改め、同項第十八号に改める。

第二十条第一項第一号中「第四号まで及び第

六号」を「第五号まで及び第七号」に改め、同項

第二号中「同項第十五号に掲げる業務及び同項第十六号」を「第十五号」に改め、同項第十八号に改める。

第二十一条第一項中「及び第十四号から第十

六号まで」を「第十四号及び第十五号」に改める。

附則第八条の八の次に次の一条を加える。

(産業競争力強化法等の一部を改正する等の業務の特例)  
第八条の九 機構は、当分の間、第十五条第一

項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる

業務を行う。  
一 産業競争力強化法等の一部を改正する等の業務の特例)  
第八条の九 機構は、当分の間、第十五条第一

項及び第二項並びに附則第五条第一項第十六号を「第八条の九」に改め、同表第十七条第一項第三号の項中「及び第八条の七」を「第八条の七」に改め、同表第十八条第一項第一号中「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の規定による改正規定並びに附則第十九条第一項第一号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十七号」に改める。

第一号の項中「第六号」を「第七号」に改め、同表

の法律(令和三年法律第六号)附則第六

条第三項の規定によりなおその効力を有す

るものとされる同法第一条の規定による改

正前の産業競争力強化法第十二条の業務

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等

の法律附則第十五条第三項の規定によりな

おその効力を有するものとされる同法第十

条の規定による廃止前の生産性向上特別措

置法(平成三十年法律第二十五号。次号に

おいて「旧生産性特措法」という)第十八条条

の業務

三 産業競争力強化法等の一部を改正する等

の法律附則第十七条第五項の規定によりな

おその効力を有するものとされる旧生産性

特措法第二十五条の業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十三条の四第一項中「次条」を「附則第

十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の五 機構は、附則第八条の九各号に

掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた

後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から

機構に対し出資されている金額(次条の規定

により読み替えられた第十八条第一項第二号

に掲げる業務に係る勘定において経理を行つ

てある金額に限る。)のうち、機構の業務に必

要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が

国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令

で定めるところにより、当該金額を国庫に納

付しなければならない。

2 附則第十三条の二第二項及び第三項の規定

は、前項の規定の適用がある場合について準

用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の八」

三号の項中「及び第八条の九」に改め、同表第十七条第一項第十六号及び

第一号の項中「第六号」を「第七号」に改め、同表

第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十七号」に改める。

附則第八条の九第四号中「前各号」を「第十五

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十三条第一項中「前各号」を「第十五

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十四条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十五条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十六条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十七条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十八条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十九条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十一条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十三条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十四条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十五条第一項中「第十五条第一項第十八

号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定

(事業活動における知的財産権)を場所の定

めのない株主総会等に改める部分に限る。)

及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則

第三条、第十九条及び第二十条の規定 公布

の日

掲げる改正規定を除く。)及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のはずか遅い日

二条、第三十三条及び第三十五条の規定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のはずか遅い日

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五项を同条第六項とする改正規定、同条第四项の改正規定、同条第五项を同条第五项とする改正規定、同条第三项の次に一項を加える改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十七条第一項第八号の改正規定、同法第十八条第一项第一号、第三号及び第四号並びに第二项の改正規定並びに同法附则第十四条の表第十八条第一項第一号の項及び第十八条第一項第三号の項の改正規定並びに附则第二十一条の規定及び附则第二十二条の規定(印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三の文書名の欄の改正規定〔第十七号並びに第十八号〕を〔第十六号並びに第十七号〕に改める部分を除く。)に限る。)公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第四条中中小企業等経営強化法第二十四条の見出しの改正規定、同条に二項を加える改正規定、第六十三条の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定並びに第五条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二条第五项の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定及び同条第四项の次に一項を加える改正規定定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この

令和三年六月九日

参議院会議録第二十九号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

（以下「旧産競法」という。）第六条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置（旧産競法第二条第二項に規定する規制の特例措置）をいう。以下この条において同じ。）を講ずる必要があるかどうかの判断がされていないものについての判断の手続（新たな規制の特例措置を講ずることとする場合における当該新たな規制の特例措置の内容の公表を含む。）及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第五条 第二号施行日前にされた旧産競法第七条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答（その内容の公表を含む。）及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第六条 第二号施行日前にされた旧産競法第九条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその定款に新産競法第六十条第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社の取締役会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主（当該株主が当該定めに限る。）にかかるわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

四 第四条中中小企業等経営強化法第二十四条の見出しの改正規定、同条に二項を加える改正規定、第六十三条の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定並びに第五条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二条第五项の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定及び同条第四项の次に一項を加える改正規定定 定 公布の日から起算して一年を超えない範

（以下「第二号施行日」という。）前にされた第十三条の規定附則第一条第一号に掲げる改正規定第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

五 第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前にされた第十三条の規定附則第一条第一号に掲げる改正規定第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

六 第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に旧産競法第九条第一項の認定を受けている新事業活動計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

七条 第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）次条第一項において同じ。）による改正前の中企等経営強化法（次条第一項及び附則第九条第一項において「旧中小強化法」という。）第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する保険関係については、第二条の規定による改正後の産業競争力強化法（以下「新中小強化法」という。）第十四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項において「新中小強化法」（以下この条及び次条において「新中小強化法」という。）第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画（以下「新事業活動計画」という。）及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けている同項に規定する新事業活動計画（以下この条において「新事業活動計画」とい。）及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新事業活動計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、政令等で規定された規制の特例措置並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

八条 この法律の施行の際現に旧中小強化法第十四条第一項の承認（旧中小強化法第十五条第一項の変更の承認を含む。）を受けている旧中小強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画は、第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（以下この条及び次条において「新中小強化法」という。）第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画とみなす。

九条 中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する特定事業者（以下この項において「特定事業者」という。）に該当するものを除く。）については、令和五年三月三十日までの間は、特定事業者とみなして、新中小強化法の経営革新（中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。）に関する規定を適用する。

十条 前項に規定する日（以下この条において「特定日」という。）までに同項に規定する中小企業者がした新中小強化法第十四条第一項の承認の申請であつて、特定日においてその承認をするかどうかの処分がされていないものについての承

十一条 旧中小強化法第三項に規定する新事業活動については、旧中小強化法第十二条の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

十二条 中企等経営強化法の一部改正に伴う経過措置

認の処分については、なお従前の例による。

4 特定日において現に新中小強化法第十四条第一項の承認を受けている同項に規定する経営革新計画(第二項に規定する中小企業者に係るものに限る)及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に新中小強化法第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画についての計画の変更の承認及び承認の取消し、中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の特例、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一百一号)の特例、株式会社日本政策金融公庫法(昭和五十七年法律第五十七号)及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に旧中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。

17 条第一項の認定(旧中小強化法第十八条第一項の変更の認定を含む)を受けている旧中小強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画は、新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。2 新中小強化法第二条第二項に規定する中小企業者等(同条第六項に規定する特定事業者等(以下この項において「特定事業者等」という。)に該当するものを除く。)については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者等とみなして、新中小強化法の経営力向上(同条第十項に規定する経営力向上をいう。第五項において同じ。)に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日(以下この条において「特定日」という。)までに同項に規定する中小企業者等がした新中小強化法第十七条第一項の認定の申請であつて、特定日においてその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

4 特定日ににおいて現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けている同項に規定する経営革新計画(第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る)及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画についての計画の変更の承認及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八百八十一号)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八百八十五号)の特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

5 特定日ににおいて現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画(第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る)及び第三項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。

17 条第一項の規定による改正後の下請中小企業振興法第五条第一項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画は、第七条の規定による改正後の下請中小企業振興法第五条第一項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画とみなす。

第十条 令和五年三月三十一日において現に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置

「新地域経済牽引事業促進法」という。第二条第四項に規定する特定事業者(以下この条において「特定事業者」という。)に該当するものを除く。)は、同日の翌日以後も特定事業者とみなして、新地域経済牽引事業促進法第十九条第二十条、第二十二条、第二十八条及び第二十九条の規定を適用する。

(下請中小企業振興法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の下請中小企業振興法(以下この条において「旧下請中小企業振興法」という。)第五条第一項の承認(旧下請中小企業振興法第七条第一項の変更の承認を含む)を受けている旧下請中小企業振興法第五条第一項に規定する振興事業計画は、第七条の規定による改正後の下請中小企業振興法第五条第一項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画とみなす。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(以下「旧生産性特措法」という。)第六条第九項の報告書(令和二年度の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関するものに限る)が国会に提出されていない場合における当該報告書の国会への提出については、なお従前の例による。

第十三条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第九条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置(旧生産性特措法第二条第三項に規定する規制の特例措置をいう。)を講ずることが必要かつ適切であるかどうかの判断がされていないものについては、第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の産業競争力強化法(第十六条において「新産競法」という。)第六条第一項の規定によ

る求めとみなして、同条の規定を適用する。

第十四条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答については、なお従前の例による。

第十五条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十一条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。この場合において、旧生産性特措法第十二条第四項中「革新的な事業活動評議会」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第八号)第十四条の二に規定する新技術等効果評議会」とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に旧生産性特措法第十二条第一項の認定を受けている同項に規定する新技術等実証計画(以下この条において「新技術等実証計画」という。)及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第十二条第一項の認定を受けた新技術等実証計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、主務大臣による情報の提供等、政令等で規定された規制の特例措置、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

この場合において、旧生産性特措法第十三条第一項中「革新的な事業活動評議会」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正後の産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十四条の二に規定する新技術等効果評議会」とする。

官 報 (号 外)

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第十二条第一項の認定を受けている新技術等実証計画及び第一項の規定によりなお從前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新技術等実証計画に従つて実施される旧生産性特措法第二条第二項に規定する新技術等実証については、旧生産性特措法第十八条の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

第十六条 新技術等効果評価委員会は、新産競法第十四条の三第一項に規定するもののほか、前条第一項の規定により読み替えて適用する旧生産性特措法第十二条第四項及び前条第二項の規定により読み替えて適用する旧生産性特措法第十三条第三項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第十七条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第二十二条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに付するかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお從前の例による。

2 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十二条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る旧生産性特措法第二十二条第五項の調査については、旧生産性特措法第二十八条第二項旧生産性特措法第二十二条第五項に係る部分に限る。並びに第三十条(旧生産性特措法第二十八条第二項に係る部分に限る)及び第四項から第六項まで(旧生産性特措法第二十八条第二項に係る部分に限る)並びに第三十条(旧生産性特措法第二十八条第二項に係る部分に限る)の規定は、なおその効力を有する。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている同項に規定する革新的データ産業活用

計画(以下この条において「革新的データ産業活用計画」という。)及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、国の機関等に対するデータの提供の求め並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に行われる旧生産性特措法第二十三条第一項の変更の認定に係る同条第五項において準用する旧生産性特措法第二十二条第五項の調査について準用する。

5 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている革新的データ産業活用計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従つて実施される旧生産性特措法第二条第四項に規定する革新的データ産業活用については、旧生産性特措法第二十五条、第二十八条第一項、第二項(旧生産性特措法第二十六条第一項の確認をするために必要な調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第三項及び第四項から第六項まで(旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。)並びに第三十条(旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。)の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に旧生産性特措法第三十七条第三項の同意(旧生産性特措法第三十八条第一項の変更の同意を含む。)を得た旧生産性特措法第三十七条第一項に規定する導入促進基本計画は、第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法(次

第三項の同意を得た同条第一項に規定する導入促進基本計画とみなす。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第四十条第一項の認定(旧生産性特措法第四十一条第一項の変更の認定を含む)を受けている旧生産性特措法第四十条第一項に規定する先端設備等導入計画は、新中小強化法第五十二条第一項の認定を受けた同項に規定する先端設備等導入計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(小規模企業共済法の一部改正)

第二十一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第一百二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十二条 印紙税法の一部を次のように改ます。

別表第三の文書名の欄中「第十七号並びに第十八号」を「第十六号並びに第十七号」に、「独立

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)  
第二十三条 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。  
第三号及び第七号」に改める。

第五十一条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

附則第四条の次に次の二条を加える。

(業務の特例)

第四条の二 機構は、当分の間、第五十一条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第号)附則第十七条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行う。この場合において、第六十三条第一号中「第二項」とあるのは、「第二項並びに附則第四条の二」とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十四条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の五の次に次の二号を加える。

五十四の六 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十四条の三第一項に規定する事務

第三十七条第三項の表退職手当審査会の項の次に次のように加える。

附則第二条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前二項に改め、同項を同条第三項とする。」に改める。

附則第二条の二第二項中「前条第四項」を「前

条第三項」に改める。

附則第四条第二項を削る。

(国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一  
部改正)

第二十五条 国立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次の

ようにより改正する。

第十一條に次の二項を加える。

3 研究所は、前二項の業務のほか、これらの

業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争

力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二

十二条に規定する業務を行うことがで

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十六条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法  
律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条 第五項の表第六十三条第一項の項  
中「第六十三条第二項」を「第六十九条第二項」に

改め、同表第六十四条第二項の項中「第六十四  
条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同表第

六十四条第七項の項中「第六十四条第七項」を  
「第七十条第八項」に改め、同表第六十五条第二

項の項中「第六十五条第二項」を「第七十一条第  
二項」に改め、同表第六十六条第二項の項中「第六  
十六条第二項」を「第七十二条第二項」に改  
め、同表第七十七条第一項の項上欄中「第七十条  
第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同項中  
欄中「第六十五条」を「第七十一条(第五項を除  
く)」に改め、同項下欄中「第六十五条第二項」  
を「第七十一条第二項」に改める。

第二十七条 沖縄振興特別措置法の一部を次のよ  
うに改正する。

第六十六条第一項中「第一条第六項に規定す  
る組合等」を「第一条第一項第八号及び同条第二

項第二号に掲げる者」に改め、同条第五項の表  
第十四条第一項の項中「中小企業者及び組合等」  
を「特定事業者」に改め、同表第十四条第二項の  
第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。」に  
改め、同表第十五条第一項の項中「中小企業者  
及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第  
二十二条第一項から第三項まで及び第二十三条  
第一項各号の項上欄中「第二十二条第一項から  
第三項まで」を「第二十二条第二項から第四項ま  
で」に改め、同項中欄中「中小企業者」を「特定事  
業者」に改め、同表第二十四条第一項第一号及  
び第三号の項中「中小企業者及び組合等」を「特  
定事業者」に改め、同表第七十条第二項の項中  
欄中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改  
正)

第二十八条 株式会社地域経済活性化支援機構法  
(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第六十三条中「第一条第十五項」を「第二条第  
十六項」に改める。

第六十六条中「第一条第十五項」を「第二条第  
二项」を「第二条第二十五項第二号」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改  
正)

第二十九条 株式会社地域経済活性化支援機構法  
(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第六十三条中「第一条第十五項」を「第二条第  
二项」に改める。

第六十六条中「第一条第十五項」を「第二条第  
二项」に改める。

(株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改  
正)

第三十条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機  
構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

第六十三条中「第一条第十六項」を「第二条第  
二项」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機  
構法の一部改正)

第六十四条 株式会社東日本大震災事業者再生支援  
機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

第六十五条 株式会社東日本大震災事業者再生支援  
機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機  
構法の一部改正)

第六十六条 株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

第六十七条 株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

(株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法の一部改正)

第六十八条 株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

(株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法の一部改正)

第六十九条 株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

(株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法の一部改正)

第七十条 株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

(株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法の一部改正)

第七十一条 株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

(株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法の一部改正)

第七十二条 株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法(平成二十三年法律第二百三十三号)の一部を  
次のように改正する。

(株式会社東日本大震災事業者再生支  
援機構法の一部改正)

一項の特別事業再編計画の認定を削る。

第六十一条中「第二条第十六項」を「第一条第  
二十項」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第三十二条 復興庁設置法(平成二十三年法律第  
二百二十五条)の一部を次のように改正する。

(附則第三条第一項の表生産性向上特別措置法  
(平成三十年法律第二十五号)の項を削る。)

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第三十三条 国家戦略特別区域法(平成二十五年  
法律第百七号)の一部を次のように改正する。

(第十九条の二第一項中「第二条第二十四項第  
二号」を「第二条第二十五項第二号」に改める。)

(第三十四条 国家戦略特別区域法の一部を次のよ  
うに改正する。

第六十九条中「第一条第二十五項第二号」に改める。

(二号」を「第二条第二十九項第二号」に改める。)

(第三十五条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第十九条の二第一項中「第二条第二十四項第  
二号」を「第二条第二十五項第二号」に改める。)

(第三十六条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第三十七条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第三十八条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第三十九条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十一条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十二条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十三条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十四条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十五条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十六条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十七条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十八条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第四十九条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第五十条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第五十一条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第五十二条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

(第五十三条 所得税法等の一部を改正する法律  
(平成三十一年法律第六号)の一部を次のように  
改正する。

事した労働者等が石綿を吸入することにより発  
生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦  
痛を受けたことに係る最高裁判決等において、  
国が労働安全衛生法に基づく権限行使しない  
う同法の目的等に照らして著しく合理性を欠  
くものであるとして、國の責任が認められたこ  
とに鑑み、当該最高裁判決等において國の責任  
が認められた者と同様の苦痛を受けている者に  
ついて、その損害の迅速な賠償を図るため、特  
定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等  
の支給について定めようとするものであり、妥  
当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、給付金等に係  
る請求に対して給付金等を支給した場合の総額  
として見込まれる金額は、約四千億円である。

一、費用

本法施行に要する経費として、給付金等に係  
る請求に対して給付金等を支給した場合の総額  
として見込まれる金額は、約四千億円である。

右の本院提出案をここに送付する。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付  
金等の支給に関する法律案

令和三年六月三日

参議院議長 山東 昭子殿

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付  
金等の支給に関する法律案

令和三年六月八日

厚生労働委員長 小川 克巳

審査報告書

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付  
金等の支給に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年六月八日

参議院議長 山東 昭子殿

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付  
金等の支給に関する法律案

第一、委員会の決定の理由

本法律案は、石綿にさらされる建設業務に從  
事した労働者等が石綿を吸入することにより発

り発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判所平成三〇年(受)第一四五一号、第一四五二号令和三年五月一七日第一小法廷判決及び最高裁判所平成三一年(受)第四四五号令和三年五月一七日第一小法廷判決並びに大阪高等裁判所平成二八年(不)第九八七号平成三〇年八月三一日第四民事部判決において、国が労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づく権限を行使しなかつたことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、これらの判決において國の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るために、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定めるものとする。

## (定義)

第二条 この法律において「特定石綿ばく露建設業務」とは、日本国内において行われた石綿にさらされる建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業若しくはこれらの作業の準備の作業に係る業務又はこれに付随する業務をいう。)のうち、次に掲げる業務をいう。

一 石綿の吹付けの作業に係る業務(昭和四十年一月一日から昭和五十年九月三十日までの間に行われたものに限る。)

二 屋内作業場であつて厚生労働省令で定めるものにおいて行われた作業に係る業務(昭和五十年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたものに限る。)

この法律において「石綿関連疾病」とは、石綿を吸入することにより発生する次に掲げる疾病をいう。

一 中皮腫

二 気管支又は肺の悪性新生物(第四条において「肺がん」という。)

三 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

四 石綿肺(じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)第四条第二項に規定するじん肺管理区分(第四条第一項及び第五条第二項において単に「じん肺管理区分」という。)が管理二、管理三若しくは管理四である者又はこれに相当する者に係るものに限る。第四条第二項において同じ。)

五 良性石綿胸水

六 この法律において「特定石綿被害建設業務労働者等」とは、次に掲げる者であつて特定石綿ばく露建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかつたものをいう。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家庭使用人を除く。以下この項において「労働者」という。)

二 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主(事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者)

三 前号の事業主が行う事業に従事する者(労働者を除く。)

四 労働者を使用しないで事業を行ふことを常態とする者

五 前号に掲げる者が行う事業に従事する者(労働者を除く。)

第二章 給付金等の支給

(給付金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、特定石綿被害建設業務労働者等に対し、給付金を支給する。

第六条 給付金の額は、次の各号に掲げる特定石綿ばく露建設業務労働者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 石綿関連疾病により死亡した者 次のイ又はロは口に掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 口以外の者 千三百万円

ロ 石綿肺により死亡した者(じん肺管理区分が管理二若しくは管理三であった者(じん肺法第二条第一項第二号に規定する合併症のうち厚生労働省令で定めるもの第三号イ(1)及びロ(1)において「指定合併症」といふ。)にかかつた者を除く。)又はこれに相当する者に限る。) 千二百万円

二 前号に掲げるもののほか、中皮腫、肺がん

第七条 給付金の額は、次の各号に掲げる特定石綿被害建設業務労働者等であつて、第二条第一項各号に規定する期間のうち特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が、次の表の上欄に掲げる石綿関連疾病に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間を下回るものに係る給付金の額は、前項の規定にかかるらず、同項各号に定める額に百分の九十を乗じて得た額とする。

肺がん又は石綿肺	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚	中皮腫又は良性石綿胸水	十年
			三年
			一年

第八条 給付金の額は、前項の規定による額に百分の九十を乗じて得た額とする。

(給付金に係る認定等)

第五条 厚生労働大臣は、給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける

の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とする。

四 給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序による。

五 給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなされ、その一人に対してした支給は、全員に対してもしたものとみなす。

六 前二号に掲げるもののほか、石綿肺にかかる者次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額に相当する者に限る。又は良性石綿胸水にかかる者一千百五十万円

イ ジン肺管理区分が管理三である者又はこられに相当する者 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額に相当する者に限る。

イ(1) 指定合併症にかかつた者 九百五十万円

イ(2) (1)以外の者 八百万円

ロ ジン肺管理区分が管理二である者又はこのに相当する者 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額に相当する者に限る。

ロ(1) 指定合併症にかかつた者 七百万円

ロ(2) (1)以外の者 五百五十万円

三 前二号に掲げる者の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額に相当する者に限る。

三(1) 指定合併症にかかつた者 九百五十万円

三(2) (1)以外の者 八百万円

四 ジン肺管理区分が管理二である者又はこのに相当する者に限る。

四(1) 指定合併症にかかつた者 七百万円

四(2) (1)以外の者 五百五十万円

五 ジン肺管理区分が管理一である者又はこのに相当する者に限る。

五(1) 指定合併症にかかつた者 七百万円

五(2) (1)以外の者 五百五十万円

六 ジン肺管理区分が管理零である者又はこのに相当する者に限る。

六(1) 指定合併症にかかつた者 七百万円

六(2) (1)以外の者 五百五十万円

七 ジン肺管理区分が管理一である者又はこのに相当する者に限る。

七(1) 指定合併症にかかつた者 七百万円

七(2) (1)以外の者 五百五十万円

八 ジン肺管理区分が管理零である者又はこのに相当する者に限る。

八(1) 指定合併症にかかつた者 七百万円

八(2) (1)以外の者 五百五十万円

九 ジン肺管理区分が管理一である者又はこのに相当する者に限る。

九(1) 指定合併症にかかつた者 七百万円

九(2) (1)以外の者 五百五十万円

十 ジン肺管理区分が管理零である者又はこのに相当する者に限る。

十(1) 指定合併症にかかつた者 七百万円

十(2) (1)以外の者 五百五十万円

権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、給付金を支給する。

2 前項の給付金の支給の請求(次条第一項及び第三項並びに第七条第一項において単に「請求」という。)は、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断又は石綿肺に係るじん肺法の規定によるじん肺管理区分の決定(じん肺管理区分が管理

二、管理三又は管理四と決定された者に係る決定に限る)があつた日(石綿関連疾病により死亡したときは、その死亡した日)から起算して二十年を経過したときは、することができない。これらの日がこの法律の施行前である場合であつて、その日から起算して二十年を経过了たときも、同様とする。

#### (厚生労働大臣による調査)

第六条 厚生労働大臣は、前条第一項の認定(次項及び次条第三項において単に「認定」という。)を行うため必要があると認めるときは、請求をした者(第三項及び次条第一項において「請求者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求の内容を特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会に通知し、次に掲げる事項について審査を求めるべきは、厚生労働大臣は、その請求を却下することができる。

#### (請求に係る審査)

第八条 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第六条第二項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による通知があつた特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

#### (関係機関等の協力)

第九条 国は、給付金の支給を受けた特定石綿被害建設業務労働者等であつて、吸いした石綿により新たに第四条第一項各号(第三号ロ(2)を除く。次条において同じ。)のいずれかに該当するに至つたものに対し、追加給付金を支給する。

2 第三条第二項から第五項までの規定は、追加給付金の支給について準用する。

#### (追加給付金の額)

第十条 追加給付金の額は、第四条第一項各号に掲げる特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、同項各号に定める額(同条第二項又は第三項の規定による額)から、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除

3 国が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十号)、民法その他の法律による損害賠償の責

の場合にあつては、当該請求に係る死亡した者。以下この項において同じ。)が特定石綿ばく露建設業務に従事したことと石綿関連疾病にかかったこととの関係

三、当該請求に係る請求者が特定石綿ばく露建設業務に従事したことと石綿関連疾病にかかったこととの関係

四、当該請求に係る請求者の喫煙の習慣の有無

2 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、同項各号に掲げる事項について審査を行ひ、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による通知が

第十二条 厚生労働大臣は、追加給付金(以下「給付金等」という。)の支給を受ける権利を有する者に對し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合(この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。)においては、国は、その価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。

2 給付金等の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、國以外の者により民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償その他これに類するものにより損害の填補がされたときは、当該損害の填補の額と支払われるべき給付金等の額のうち損害の填補に相当する額として厚生労働省令で定める額の合計額が、支払われるべき給付金等の額の二倍に相当する額を超える場合(この法律の施行前に、既に國以外の者により損害の填補がされている場合を含む。)においては、国は、その超える価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に關し必要な事項については、政令で定める。

#### (不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。

3 給付金等の価額の全部又は一部を徴収することができる。

第十四条 給付金等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 第五条第二項及び第六条から第八条までの規定は、前項の認定について準用する。

#### (損害賠償との調整)

第十五条 租税その他の公課は、給付金等を標準として課することができない。

3 第三章 定審査会

第十六条 厚生労働省に、特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会(以下この条において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に關し必要な事項については、政令で定める。

#### (戸籍事項の無料証明)

第十七条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、厚生労働大臣又は給付金等の支給を受けようとする者に対し、當該市町村の

<p>条例で定めるところにより、給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に關し、無料で證明を行ふことができる。</p> <p>(独立行政法人労働者健康安全機構への事務の委託)</p>	
<p>第十八条 厚生労働大臣は、給付金等の支払に関する事務を独立行政法人労働者健康安全機構に委託する。</p> <p>(次条第一項及び第二十条において「機構」という。)に委託することができる。</p>	
<p>第十九条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、給付金等の支払業務(以下この項及び次条第一項において「給付金等支払業務」といいう。)に要する費用(給付金等支払業務の執行に要する費用を含む)次条第一項において同じ)に充てるため、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金(次項において「基金」という。)を設ける。</p> <p>2 基金は、次条第一項の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。</p> <p>(交付金)</p>	
<p>第二十条 政府は、予算の範囲内において、第十一条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、給付金等支払業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。</p> <p>2 政府は、前項の規定により機構に対して交付する資金については、必要な財政上の措置を講じて、確保するものとする。</p> <p>(権限の委任)</p>	
<p>第二十一条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。</p> <p>(独立行政法人労働者健康安全機構への事務の委託)</p>	
<p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)による同法第三条第一項の給付金又は同法第九条第一項の追加給付金の支給に關する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	
<p>六十五の二 厚生労働省</p> <p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)の一部を改正する特例(令和三年法律第二号)</p>	
<p>(社会保険労務士法の一部改正)</p> <p>第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第二十号の二十八の次に次の二号を加える。</p> <p>二十の二十九 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)</p>	
<p>第二十二条 この法律に定めるもののほか、給付金等の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第十八条から第二十条まで及び第二十二条並びに附則第五条から第七条までの規定は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(住民基本台帳法の一部改正)</p> <p>第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の六十五の項の次に次のように加える。</p>	
<p>第六条 独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。</p> <p>第三条中「立替払事業」の下に「特定石綿被害建設業務労働者等(特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)第二条第三項に規定する特定石綿被害建設業務労働者等をいう。)に</p>	
<p>対する給付金の支払」を加える。</p> <p>第十二条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。</p> <p>八 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(第三条第一項の追加給付金の支払及び同法第九条第一項の追加給付金の支払を行うこと)。</p> <p>第十二条の三を次のように改める。</p> <p>(区分経理)</p> <p>第十二条の三 機構の經理については、次に掲げる業務ごとに經理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 労働者災害補償保険法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われる業務</p> <p>二 第十二条第一項第八号に掲げる業務</p> <p>三 前二号に掲げる業務以外の業務</p> <p>第十三条の二の三を第十三条の二の四とし、第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会)</p> <p>第十三条の二の二 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。</p> <p>(独立行政法人労働者健康安全機構法の一部改正)</p> <p>第十五条の二 機構は、第十二条第一項第八号に掲げる業務に要する費用(その執行に要する費用を含む)に充てるために特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金(次項において「基金」という。)を設け、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第十九条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。</p> <p>2 機構は、第十二条第一項第八号に掲げる業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>附則第三条第六項中第十二条の三に規定する「を」第十二条の三第一号に掲げる「に」「も」の「を「業務」に改める。</p> <p>(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部</p>	

令和三年六月九日 参議院会議録第一十九号

強制労働の廃止に関する法律案

**改正)** 第七条 独立行政法人に係る改革を推進するため

の厚生労働省関係法律の整備等に関する法律

(平成二十七年法律第十七号)の一部を次のように

に改正する。

附則第十六条第二項中「第十二条の三に規定する」を「第十二条の三第一号に掲げる」に、「も

の」を「業務」に改める。

## 審査報告書

## 審査報告書

強制労働の廃止に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和三年六月八日

厚生労働委員長 小川 克巳

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国が強制労働の廃止に関する条約(第百五号)を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

強制労働の廃止に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年六月三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

二 第百二条第一項に規定する政治的行為の

強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律案

締結のための関係法律の整備に関する法律

(題旨)

第一条 この法律は、我が国が強制労働の廃止に関する条約(第百五号)を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の整備について定めるものとする。

(船員法の一部改正)

第二条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条 第百二十八条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第二号中「乃至第十四号」を「から第十四条まで」に、「当たり」を「当たり」に改め、同条第四号を削る。

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第八条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十七條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十九條 削除

第二十條 第一項第十九号を次のように改め

第二十一條 第一項第十九号を次のように改め

第二十二條 第一項第十九号を次のように改め

第二十三條 第一項第十九号を次のように改め

第二十四條 第一項第十九号を次のように改め

第二十五條 第一項第十九号を次のように改め

第二十六條 第一項第十九号を次のように改め

第二十七條 第一項第十九号を次のように改め

第二十八條 第一項第十九号を次のように改め

第二十九條 第一項第十九号を次のように改め

第三十条 第一項第十九号を次のように改め

第三十四条第三項中「も、前項と同様とする」を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)

第十一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第百七十八条 削除

第百八十条第二項中「も、前項と同様とする」を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百七十九条 第一百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る。

第百八十条の一 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信業務の提供を拒んだ場合には、その違反行為をした者は、二年以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九十条 第一百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る。

第百九十三条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十四条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十五条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十六条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十七条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十八条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十九条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十六条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十七条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百九十八条 第一百七十九条第二号中「から第百七十九条まで」を「、第百七十九条、第百八十条の二に改め、同条第四号を削る」に改め、同条の次に次の二条を加える。

七〇

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

令和三年六月八日

提出者

内閣委員長 森屋 宏  
内閣委員長 山東 昭子殿

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律  
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律  
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律  
法律平成三十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次条において」を「以下」に改める。

第一条に次の二項を加える。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

第三条中「よう努めるものとする」を「責務を有する」に改める。

第四条中「ついて目標を定める等」を「係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者について、政

治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律  
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律  
法律平成三十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「その他の施策」に改め、同条中「国は、」を「国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による」に、「法制上又は財政上の措置その他の措置」を「施策」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「推進されるよう、」の下に「議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知識を提供する講演会等の開催の推進その他の」を加え、「よう努める」を削り、同条を第十条とする。

第七条中「地方公共団体は、」の下に「議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の」を加え、「よう努める」を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、政性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るために、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第六条中「よう努める」を削り、同条を第七条とする。

第五条第一項中「資するよう、」の下に「その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という)及び」を加え、「状況に関する」を削り、「次項及び第九条」を同項及び第十一条に改め、同条第二項中「地方公共団体における」の下に「社会的障壁及び当該取組の状況について、」を加え、同条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の

推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年五月二十七日

参議院議長 山東 昭子殿 ながえ孝子

愛媛県南宇和郡愛南町の愛南町選挙管理委員会

選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問主意書  
愛媛県南宇和郡愛南町の愛南町選挙管理委員会が、次期衆議院総選挙から投票所の閉鎖時刻を見直したいとして、愛南町内各地の行政協力員に対し、投票所の閉鎖時刻の繰上げに関する意見を求める書面(令和三年五月十日付け愛選挙第5〇号)を出し、要望を聴取している。

愛南町選挙管理委員会からは投票所の閉鎖時刻の見直しの理由は特に示されておらず、愛南町議会議員の問合せに対する回答によると、現在、す

でに繰り上げによって午後六時に閉鎖している投票所については閉鎖時刻を更に繰り上げて午後五時によろしくとする計画のようである。当該計画が実施されれば、多くの働き手がまだ就業中の可能性のある午後五時に二十六か所の投票所が閉鎖されることになり、町内にある五十一年か所の投票所のうち、通常の閉鎖時刻である午後八時まで投票できる投票所はわずか三か所だけになる。

公職選挙法第四十条ただし書きに規定されたい、自治体の選挙管理委員会の裁量による閉鎖時刻の変更が、町内の半数近い投票所を対象に行われることについて、総務省の見解如何。

四 行政協力員は、投票所開設時に立会人として投票所の閉鎖時刻の判断を聽取ると、行政協力員に投票所待機するケースが多く、投票時間の短縮を望む行政協力員が多いことも理解できる。

このようないい事情を踏まえると、行政協力員に投票所の閉鎖時刻の判断を聽取ることが、町民の意見を公正に反映することになると考へるのか、総務省の見解如何。

右質問する。

官 報 (号外)

令和三年六月九日 参議院会議録第二十九号

質問主意書及び答弁書

令和三年六月八日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員ながえ孝子君提出選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ながえ孝子君提出選挙投票所の閉鎖時刻に関する質問に対する答弁書  
一から四までについて

投票所閉鎖時刻の線上げについては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十条第一項ただし書の規定により、選挙人の投票に支障を來さないと認められる特別の事情がある場合に限り、市町村の選挙管理委員会が行うことができることとされており、当該規定に基づき、各市町村の選挙管理委員会において判断するものと考えている。

総務省においては、これまでも当該規定の趣旨を踏まえ、十分な検討を行い適切に対応するよう、都道府県の選挙管理委員会を通じて市町村の選挙管理委員会に助言してきているところであり、今後とも様々な機会を活用し、市町村の選挙管理委員会に十分な助言を行つてまいりたい。

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

発行所  
二束千一〇五番五号  
二束千一〇五番五号  
立行政法人國立印刷局

電話  
03-(3587)-4294

定価  
本号一部  
三六三円  
(三三〇円)